

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請（有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系の共用）に係るヒアリング(20)」
2. 日時：令和4年7月20日（水） 16時30分～22時15分
3. 場所：原子力規制庁 10階旧審議官室（TV会議により実施）
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
核燃料施設審査部門
（原子力規制部新基準適合性審査チーム）
古作企画調査官、田尻主任安全審査官、藤原主任安全審査官、上出安全審査官、瀬戸川安全審査専門職、高梨安全審査専門職

日本原燃株式会社 小山 理事 再処理事業部副事業部長 他14名

5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料
なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和3年4月28日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設に関する事業変更許可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000081.html
- ・ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書（令和3年4月28日）
「日本原燃（株）から廃棄物管理施設に関する事業変更許可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000082.html
- ・ 令和4年7月15日
「日本原燃(株)再処理施設の事業変更許可申請（有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系

の共用) に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	それではただいまから日本原燃株式会社とのヒアリングを開始します。
0:00:06	本日のヒアリングは、令和3年4月28日に申請案があった事業振興許可申請について、4月15日付で提出された資料をもとにヒアリングを行うものになります。
0:00:18	それでは日本原燃から出席者の紹介と、議題の構成の確認。
0:00:24	説明範囲、達成目標等を説明してください。
0:00:29	はい。日本原燃瀬谷でございます。本日のヒアリングの出席者でございますが、コヤマホリグチ間内サトウ、
0:00:40	ミタニ、額田折原。
0:00:43	国井ハマダ、オオバ、フナミズ、カミヤノ口。
0:00:50	スモモザワとイシハラになります。
0:00:53	本日は、事業変更許可に係るものの
0:00:59	整理資料をもとに
0:01:02	許可の本文添付に係る記載事項について、確認をさせていただきたいと思います。
0:01:08	説明の順番ですが、有毒ガスに係る苦情を102020条とかの順番でシリーズのものをまず最初にやります。
0:01:18	その次に関係の再処理廃棄物管理施設の本文添付に係る事項、最後に、平和利用等のその他事項を共通的な事項の確認と、
0:01:32	より順番でやらしていただければと思います。
0:01:35	それぞれ画面で共有させていただきながら、変更点の説明をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。
0:01:48	ありがとうございます。
0:01:49	では九条から説明始めていただいてもよろしいでしょうか。
0:01:54	はいそれでは議長から説明を開始したいと思います。
0:02:00	はい。日本原燃のタマウチでございます。本日は、15日提出させていただいた整理資料の等級させていただいて、変更点を主にピックアップして説明させていただきたいと考えています。
0:02:13	画面に資料共有させていただいてよろしいでしょうか。
0:02:17	はい。もちろん。はい。
0:02:20	はい。そうしますとお待ちください。
0:02:34	はい。日本原燃田丸でございます。今ワードを共有させていただきました。こちら苦情の整理資料の、
0:02:43	本文にあたりまして、ページ数でいきますと、
0:02:47	えっとですね。

0:02:50	こちらが、
0:02:51	20 ページになります。それで事前にちょっとお話をさせていただきたいんですが、本資料の見方なんですけれども、既許可からの変更点が、下線になってございまして、
0:03:02	前回 12 日のヒアリングからの変更点が、四角囲いということになっております。
0:03:08	本資料なんですけれども、
0:03:11	ちょっと事前にですね、こちらで追加すべきことを、ちょっと訂正を入れてございまして、
0:03:17	そこが黄色い、真っ赤になっているんですけども、この資料で説明を続けさせていただきたいと思いますが、大丈夫ですか。
0:03:28	はい、どうぞ。
0:03:30	はい。日本原燃タマウチですありがとうございます。それでは説明させていただきます。
0:03:35	まず有毒ガスの冒頭のところの選定の冒頭の文章 20 ページになります。非常に監視パスでは、
0:03:42	有毒ガスの選定をですね網羅的かつ体系的に調査するとしておりますが、メカニズムに関する
0:03:49	記載がちょっと抜けておりましたので、
0:03:51	今回の有毒ガスの発生要因各揮発分解接触念書等を踏まえというものをですね、追加させていただいております。
0:04:00	はい。ここは以上になりまして、次の行ったところですけども、
0:04:06	はい。
0:04:07	21 ページの中程、今示しておりますけれどもこちらにですね、敷地内の固定原価増減。
0:04:15	のですね、調べ方の方針について記載しております。
0:04:19	そうしますと一つ戻りますけれども、
0:04:21	今回ですね前回あの稼働施設オペ施設という言葉を使っておりましたが、定義が化学物質になっておりました。
0:04:28	施設と言っておきながら化学物質というのはですね定義上おかしいので、今回ですね、
0:04:35	化学物質に該当する
0:04:38	区別をちょうどすいません有毒ガス分の発生元になりうる化学物質をですね、ご提言とか増減ということで、定義の名称を変えて、こちらで一律ですね、表現を直しております。
0:04:51	ただ四角でですね、固定原価増減というふうに記載しております。

0:04:55	はい。
0:04:56	先ほどの説明に戻りますけれども、12条の引用のところにつきましては、
0:05:02	先ほどの長谷委員の話も踏まえまして、
0:05:05	敷地内の固定原価増減については、有毒ガスの発生要因を踏まえて、12条に示す化学薬品及び12条の、
0:05:15	中に記載しております化学薬品と構成部材の組み合わせ。
0:05:20	をですね最終事業所内における機器等の設備を対象として、調査をするというふうにですね、記載を改めさせていただいております。
0:05:31	はいこれ12条の考え方をベースにしてですね、網羅的に化学物質を抽出しているということを示したいと考えています。
0:05:40	はい。
0:05:41	次の戻った変更になりますけれども、
0:05:49	ページでいくと、
0:05:51	23ページをご覧ください。
0:05:57	はい。
0:05:58	23ページなんですけれども、
0:06:01	今黄色にしておるんですが、従来の資料では、こちらですね。
0:06:06	敷地外の
0:06:09	すみません越智課長。
0:06:12	こちらはですね敷地内のもですねコテイゲンカ増減を有毒ガスの発生元として抽出するとだけ記載しておりましたが、
0:06:20	他の記載と比べますと、所長、
0:06:23	詳細が示されておりませんでしたのでバランスをとりまして、今回、追記しております具体的には、敷地内のご提言及び株券については、敷地内のご提言としてパンくりボンベ類等、
0:06:34	敷地内の可動元として、タンクローリー等があり、
0:06:37	作業環境中に北井条例車両に固執する恐れがある敷地内の低減及び稼働減を有毒ガスの発生元として抽出すると。
0:06:46	ということで、具体性のある程度持たせた書き方にさせていただいております。
0:06:52	はい。
0:06:55	続きまして、重立った変更点ということで、
0:07:05	ページで24ページをご覧ください。
0:07:08	この表示のですね、上のところになるんですけれども、
0:07:12	以前はですねこの真ん中のなおというところなんですけれども、

0:07:17	なお万が一に備え、敷地外の固定及び稼動元からですね作業環境に有毒ガスを到達する恐れがある場合にはということで記載しております、下の文章とですね、
0:07:27	重複するような形になってございましたので、こちらはですねすっきりと記載をさせていただくと。
0:07:34	ということで、敷地外のご提言及び加藤件については、
0:07:38	敷地内のご提言を呼びかけに対する対策と同様の対策にしますと。
0:07:42	いう記載にさせていただいております。
0:07:46	はい。
0:07:49	苦情に関しましては、主だった変更点というのは、以上になっております。
0:08:02	規制庁岡見です。最初の 20 ページのところ、
0:08:07	ちょっと出してもらえますか。
0:08:14	はい。20 ページになりました。
0:08:21	20 ページの
0:08:24	一番下のところっていうかね。
0:08:29	はい、ありがとうございます。
0:08:34	で、黄色が
0:08:36	またそちらで追加したってということで発生要因として、これこれを踏まえて、
0:08:43	土佐さん。
0:08:45	はい。
0:08:47	わかりました。
0:08:52	後、
0:08:53	特段の問題だそうなんですけどちょっと対策系のところを少し映してもらえますか。
0:09:08	日本原燃タマウチでございます 23 ページの中程ぐらいからよろしいですかね。
0:09:14	はい、そうですね 23 ページの上のところ、今、一番上に、抽出が終わってそのあとですよ。
0:09:23	ここで抽出が終わって、
0:09:26	で抽出したものに対しての対策が敷地内っていうところからですね。
0:09:34	はい。その通りです。
0:09:38	最初の防護具を着装すること等によりっていうのは、これは制御建屋の
0:09:46	中にいる人たちっていうことですか。
0:09:54	はい。日本原燃タマウチでございます。はい。制御室の中にいる

0:09:58	人を対象にして、防護具の着装とか着用ということを記載しております。以上です。次のパートが、F施設の制御室。
0:10:12	はい。その通りです。そこの中の居る人へも、広報部、
0:10:17	あって、
0:10:19	さらに緊対所があって、
0:10:25	はい。
0:10:26	24ページに行くと、
0:10:36	要は今、制御室があってFの制御室が出来ん体があってで、それ以外の 人たち、
0:10:45	ていうのは、この敷地内においてっていうところで4世ます読めるんで したっけ。
0:10:53	日本原燃玉井でございます。はい。敷地内の作業員というところで一般 的に防護するというを書いておりますので、
0:11:02	そこで読むということ考えてます。以上です。
0:11:07	はい。
0:11:10	規制庁、岡部ですとりあえずはわかりました。
0:11:14	はい。
0:11:14	私の方から
0:11:19	規制庁コサクです。ちょっと金。
0:11:22	基本的に、この後12条の方の話が何か申し訳ないんですけど、
0:11:28	12条呼び込んでいるのが、
0:11:32	の用語がよくわからなくてですね。
0:11:37	21ページの万。
0:11:39	中よりちょっと上ぐらい。
0:11:43	176-26-3 といって、
0:11:48	行って、
0:11:49	化学薬品と構成部材の反応によって発生する有毒ガスって言ってるんで すけど、
0:11:56	これって、その1-7-16-3とかって、具体的に独行に書いてあってこ の文言になってるのかとかっていうのをちょっと12条下の、
0:12:06	資料で説明いただけますか。
0:12:11	はい。日本原燃タマウチです承知しました。少々お待ちください。
0:12:15	今12条の資料を、に切り換えております。
0:12:21	具体的にはですね、
0:12:25	12条の資料の、こちらは、
0:12:28	16ページをご覧ください。

0:12:31	1 ポツ 7 ポツ 16 ポツ 3 になります。
0:12:37	こちらで、
0:12:39	まず大方針として、考慮すべき化学薬品の選定のための方針ということで、
0:12:44	設備に対する選定と、あと大野社の営業になりますけれども、
0:12:49	有毒ガスの発生の観点では急性毒性または中枢神経の影響を及ぼす恐れのある化学薬品並びに化学薬品及び構成部材の組み合わせを抽出するという言葉で、
0:12:59	先ほどのところを受けておまして、
0:13:02	これを具体的にですね、この下に、
0:13:08	今見えておりますでしょうか 1 ポツ 7 ポツ、16 ポツ 3 ポツに、設計上考慮すべき化学薬品の設定のための方針 17 ページ。
0:13:16	ございますが、こちらの最後のところで、
0:13:19	18 ページに移動するんですけども、
0:13:22	また有毒ガスの発生の観点では、急性毒性。
0:13:26	または中枢神経の影響を及ぼす恐れのある組み合わせの反応を考慮すると。
0:13:31	ということで、下でここで受けてですね。
0:13:35	苦情の方の呼び込みと対応するようにしております。以上です。
0:13:40	今言われたところだと、薬品、
0:13:46	並びに薬品及び部材の反応と、
0:13:50	ということであるんですけど、
0:13:53	薬品のや薬品と薬品の反応も、これで読めるんですかね。
0:14:01	日本原燃田丸でございます薬品と薬品の反応はもちろん考えるということを念頭に置いて書いたつもりです。
0:14:09	それを念頭に書いたつもりなんだろうけど、どういうふうに読むんですか。
0:14:15	規制庁カミデですさっき、黄色で付け加えた発生要因を踏まえてってところが、ぎりぎりそういう意味なのかなあと思って聞いてましたけど、どうですか。
0:14:31	日本のタマウチですはいこちらの球場の
0:14:36	今、示しておりますところもですがですねまさに、
0:14:40	化学薬品同士も考えますし、化学薬品と抗生剤も考えますということで、書いておまして、
0:14:46	書こうとしてる内容は、12 条も一緒です。
0:14:52	以上です。はい。

0:14:57	ごめんなさい。ちょっと混乱したんでよくわかんないんだけど、
0:15:01	今映してもらっているところ。
0:15:06	部分でいうと組み合わせてハッチングをかけてるところの前は、化学薬品と構成部材の組み合わせですと。
0:15:14	なってて、
0:15:16	これであれですかね化学薬品と各薬品も含めて、
0:15:23	言ってるっていうふうに思えばいいですかね。
0:15:27	日本原燃田丸でございます。
0:15:29	ここの1ポツの1ポツ7ポツ16の前に、化学薬品、
0:15:36	広川佐橋を踏まえて、化学薬品及び
0:15:40	化学薬品と構成部材の組み合わせ。
0:15:45	というところで、全体的に化学薬品同士を読まそうという表現にしております。
0:15:52	ごめんなさい。
0:15:58	化学薬品と化学薬品の組み合わせは、
0:16:03	どれとどれをどう読んだって、今言われたんですか、16-2の化学薬品と、16-3の化学薬品ですか。
0:16:14	でもハッチングされてる組み合わせって16-3。
0:16:17	に書いてあるの組み合わせって意味ですよ。
0:16:21	日本原燃志田でございますそうですね今古作さん言われる通り16-7分、1.7、16.3のところはさっきタマウチが12条のほうで説明した化学薬品並びに、
0:16:34	化学薬品及び構成部材の反応を考慮する化学薬品、並びに営業文書は化学薬品とかグループ反応プラス化学薬品と構成部材の反応って意味で、
0:16:46	書いてある文章なので、そうするとここにも同じように、161と7、16.3のところ呼びたいのは、化学薬品、
0:16:55	並びに化学薬品及び構成部材の販路っておんなじように、組み合わせか。
0:17:01	同じように書くかと思いますが、
0:17:04	はい。規制庁コサクです。16-3で書いている
0:17:08	趣旨をそのまま生かすのであればそういう修文になると思うんですけど。
0:17:14	そもそも
0:17:17	並びに、化学薬品並びに化学薬品及び
0:17:22	構成部材っていう必要性がどうあるのかっていうことうだったりもすると思うんですけど。

0:17:30	どういう意識ですかね。
0:17:33	要はそのもともとでいうと、化学薬品と化学薬品の混触ってというのが、
0:17:38	話題にはしてあって、
0:17:40	それをどういう表現で読んでいて、今回そのそれに構成部材も含めるの かっていうことだと思うんですけど。
0:17:53	要はいろいろ組み合わせて考えますよということですよ。
0:17:58	日本原燃玉井でございます。はい。その通りです。考えるということ は、
0:18:03	その通りですので、
0:18:05	ここはもうあれですかね 176 に、
0:18:09	及び 1763 に示す化学薬品及び構成部材の組み合わせ。
0:18:21	という書き方に云々、日本原燃志田でございます今おっしゃっていた いてることは理解した上でと、もともと既許可のときから、
0:18:31	化学薬品を網羅的に抽出します時に化学薬品同士の混触も踏まえた上 で、化学薬品に抽出の中に含めて、
0:18:41	確かに議論をしていたと思うので、化学薬品という名前を言ったときに はその孔食も含めて、考えているということがももとのステータスだ ったかなと思ってます。
0:18:57	はい。規制庁コサクです私もそうは認識をしていて、なんですけど、今 回追記したことによってそのスタンスが何か、
0:19:06	表現の本が、
0:19:08	わからなくなって逆に見てないふうになっちゃわないかっていうことを 心配したのです。
0:19:13	Dなのあんまりこだわって、並びに及びとかって書くと、
0:19:19	混乱するので丸めて書いた方が逆にいいんじゃないかなってというのが今 のお話の趣旨。
0:19:26	です。で、
0:19:29	従来からこの職考えたっていったところ 2 構成部材がはい。
0:19:34	ていて、入ってきて、
0:19:38	それは今のその最後にちょっとそれを書くってというのが、
0:19:43	適切ですかね。
0:19:51	はい。日本原燃志田でございます。今、示した 12 条でかえってまた書 きで足した部分の前に言っていわゆる、
0:20:01	化学薬品を網羅的に抽出して且つその構成部材等の腐食試験等を踏まえ て、安全機能を損なう恐れのある化学薬品を選定するっていったところ にいわゆる、

0:20:11	各役員、
0:20:14	梅野金職も含めて、
0:20:17	来ますよと言っていたことを考えると今度は逆に有毒ガスの発生の観点ではってという言葉を出して、そういう観点でも同じように見ますよという言葉がまた聞いたと思ってます。
0:20:29	そうすると、その前で言ってる。
0:20:33	網羅的に化学薬品を抽出しますよって言ってるところは、
0:20:40	影響要素となる化学薬品。
0:20:43	それ。
0:20:45	という言葉で、おんぶ。
0:20:47	あとはそれに加えて、もともと、
0:20:51	構成不具合と腐食試験等を踏まえて安全機能を損なうと言っているところが、化学薬品と構成部材の反応を考慮するに、今有毒ガスの観点に入れ替わって書かれていると。
0:21:02	ということだと思うんですけどこの並びに及びっていう、中町複雑な文章にする必要があるかという、
0:21:09	化学薬品と抗生剤の反応等を考慮するのか、考慮するのか、化学薬品自体で混触当たり前のように見た上で、そういったことも有毒ガスの観点で考慮すると。
0:21:20	いう文章で、さらっと書く方がいいのか、かなと思いますけど。
0:21:25	はい。
0:21:27	ちょっと変えてみてもらっていいですか。
0:22:20	規制庁コサク d す。
0:22:22	タイピングしてる画面になってない。
0:22:25	は打ててこないんですけどどうされてます。
0:22:30	日本原燃のタマウチですけれども今の、
0:22:34	12 条の、
0:22:36	また書きの画面を映しておりますけれども、見えておりますでしょうか。
0:22:42	わかりました。米津。
0:22:45	これすいませんここ。
0:22:51	えーっと、
0:22:53	並びにとか言わずにもう登場人物一式を各薬品及び構成部材と言ってしまっ、はい。
0:23:03	刀禰っていう、
0:23:06	これ。

0:23:07	とはならない。
0:23:09	学校生部隊の反応、
0:23:14	化学薬品括弧構成部材との反応を含むじゃないですか。うん。
0:23:19	役員等でお呼びして、括弧で構成材を含むを考慮する。
0:23:44	4点目でございます。
0:23:47	パイピングを終了して今観客品格構成部材との反応を含むか余るということで案を書かせていただいております。
0:24:26	学科面が区間、
0:24:33	なさい。
0:25:02	あ、
0:25:03	ぜひ構成部材と反応する場合、
0:25:13	1回かバクや品括弧構成部材と反応する場合は腹部って言うてもいいですか。
0:25:31	であれ、
0:26:10	うん。
0:26:13	こんな感じで、
0:26:15	成長タジリです。はい。
0:26:23	規制庁コサクですけど原点イメージわかり合ってます。
0:26:28	はい。日本原燃石田でございますはい言いたいことは化学薬品を選ぶんだと。その場合には、その化学薬品というのは構成部材と反応して誘導仮装発生するものも含まますよという意味で理解をしました。
0:26:44	はい。なのでもともとやってることは変わらないんだけど、部材っていうところを忘れてませんよ、部材と名乗って忘れてませんよと、いうことを注記していると。
0:26:57	ということで、7のそのあとのす。抽出のときには構成部材っていうのもちゃんと抽出しますよと。
0:27:03	いうふうに出てきているっていうことと理解を
0:27:08	S I M M E Rすと、
0:27:10	これを踏まえて、
0:27:12	九条のところ、どういうふう呼び込んでいきますかと。
0:28:05	日本原燃田丸でございます。今の9条の該当部分の案を書いておりますが、
0:28:12	融度がその発生要因を踏まえて、
0:28:17	17621763に示す、化学薬品各構成部材と反応する場合を含む。
0:28:23	を考慮する方針を踏まえ、排水事業所内における機器等の設備を対象として、

0:28:29	調査する。
0:28:31	という案をまず作りましたが、
0:28:34	これですれまず、また戻っちゃってあれなんすけど、16-26の算定で 気するのはなぜですか。
0:28:53	生協田尻です。違うこと書いてましたっけ。
0:28:58	日本原燃タマウチでございます同じことを書いてます。2の方で、化学 薬品、
0:29:03	一覧を行っていてさんの方で選定の方針をしているので、
0:29:08	話してるんですけども、結果同じことなので、両方書く必要はないで すね。
0:29:14	はい。以上です。はい。
0:29:17	規制庁保坂です。多分、取り扱い2、
0:29:22	設定のってなので後ろの16-3を呼び込めば、
0:29:26	いいんだと思います。
0:29:32	その前、さらにその前に書いてある。
0:29:35	発生要因を踏まえてっていうのは、
0:29:39	なぜここに書くのかっていうことなんですけど。
0:29:45	それも含めて16-3に書いてある方針ではないのでしょうか。
0:29:51	どういう関係ですかね。
0:29:56	はい。日本原燃田丸でございますおっしゃる通り、16-3の方に返って る話なんですけど、ちょっと重複で書いて、追記してしまっているんで、 こちらは不要と考えます。以上です。
0:30:09	はい。
0:30:34	清とかっていう。
0:31:05	えっとですね今のハッチングかけてる化学薬品の前に、
0:31:11	有毒ガスの発生においてとかっていうの。
0:31:18	入れないと融度が化学薬品の方の呼び込みでなんでいう増加すると。
0:31:24	関連するのかわかんないかなと。
0:31:47	において何とか出たのか。
0:31:50	そこら辺は何でもいいんですけど、
0:32:00	規制庁丹治です被災地はさっきの薬品の前のところで要は12のところ で柳生一永セールのところまで言っているんで、そこも含めて持ってく るっていうんで高見加古の後に持ってきてで、
0:32:13	ビジネス有力があつてとっかい張りつけてもらったところ、
0:32:31	12条だと発生の観点で、
0:32:41	でも発生してって、

0:32:43	何か発生の観点でもいいですよ。
0:32:48	発生を観点で、観点での発生の12条で書いてそのままです。
0:32:56	観点で、役員を考慮する方針を踏まえ、
0:33:12	はい。
0:33:13	これで一応先ほど言われた場所等リンクを貼る用語としては整理ができた。
0:33:19	ということかと思います。
0:33:35	それで、
0:33:36	先ほど球場側で追記をしましたと言った発生の要因の、
0:33:43	ことについては、12条でも書かれてると思っていいですか。
0:34:21	日本原燃玉井でございます。12条の方では、今明確に書いてないです。
0:34:28	なのでちょっと追加を考えます。
0:34:30	はい。
0:35:10	業務の高松でございます。12条の資料の冒頭のところで、
0:35:15	規制庁たさっきの9条のところに書いてあったやつ、括弧書きの部分で伊敷さん1回コピーしてきた方がいいです。
0:35:23	そうしました。
0:35:35	発生要因からいっぱい有毒発生要因からの金融部分を1回コピーしてもらって、
0:35:50	やっぱり1回開業してそこに1回貼りつけてもらっていいですか、漏えいのそうですね、そういう機会を行ってもらって、
0:36:06	もう1人下回るページってまでそこぐらいで
0:36:09	規制庁コサクですと言いながら、何でここに貼り付けようとされてます。
0:36:21	日本原燃反町でございます同等の有毒ガスの話をするところ。
0:36:26	に発生要因があることがふさわしいかと考えて、上に持ってきてみました。
0:36:31	以上です。発生要因を考えるのは抽出に置いて、しっかりと考えますってということだとすると、
0:36:37	16-3Dも十分なような気はするんですけど、
0:36:47	もうそれを言うと九条の方で、その文言入れたの場所がそこでいいかっていうことにもなってくるかもしれませんが、
0:36:56	衛藤。
0:36:57	給料の方は、
0:37:00	発生元を網羅的かつ体系的に調査するという言葉があるので、
0:37:06	その観点として書きたかったってことですよね。

0:37:11	日本原燃タマウチです。はい。その通りです。
0:37:14	規制庁コサクですねそうすると、12条でその調査の観点が書かれてるのはどこかっていうとやっぱり16-3じゃないですか。
0:37:44	はい。日本原燃玉井でございます。16-3だと考えますんでその時に今、画面見えていればですね。
0:37:54	一部追記した案をとりあえず張りつけております有毒ガスの発生の観点では、発生要因を踏まえ、
0:38:01	組み合わせを抽出するということになりますこちらはちょっと、
0:38:05	最後の方は下に表記を合わせます。
0:38:10	はい。
0:38:32	どっかの山中より下の組み合わせはいらなくなったような気が。本当だ。
0:38:41	はい。
0:38:43	消しました。すいません。はい。
0:38:49	はい。
0:38:54	あと、ちょっと12条の修文の話になっちゃって申し訳ないんですけど、9条に、
0:39:02	また戻るとですね。
0:39:10	今の部分の方針を呼び込んだということ
0:39:15	繋がりが取れて、
0:39:20	この文章で、ここも文末は調査するになってると。
0:39:25	いう古藤です。
0:39:27	調査が続いて、
0:39:32	敷地外のご提言稼働元
0:39:35	ところがあり、
0:39:37	構成部材の調査があり、
0:39:41	続いていきますで、
0:39:43	その次2、
0:39:47	反応によって生成する云々ということがあって、
0:39:53	発生元として特定する。
0:39:57	と言っているのは、
0:39:59	ここわーあれだけスクリーニングをした後のことが書かれてるってことです。後というかスクリーニングのことが書かれていると。
0:40:08	日本原燃タマウチでございます。こちらはスクリーニング全体のことを書いているので、特定という言葉を残しておりました。
0:40:17	はい。

0:40:19	その次に書いてるのはそのスクリーニング
0:40:23	をした結果的なことが書かれてるってこと。
0:40:29	日本原燃田丸でございます。次の段落からは、スクリーニングの除外方針のようなものを書いています。
0:40:39	量が少ないものですか、到達敷地内に来るまでに低い濃度になるものは対象外ですかそういったことを書いています。
0:40:47	スクリーニングの除外とかっていうスクリーニングいう必要はありますか。
0:40:53	ていうのは発生元を網羅的に上げるといいながら、8000円から外しますっていう。
0:40:59	表現が非常にわかりにくくて、
0:41:10	日本原燃タマウチ思います
0:41:12	スクリーニングってのはもう量が少なくて、ほぼ、考慮する必要がないんですよっていうところのものを、
0:41:20	除くプロセスでちょっと書かせていただいたんですけど、
0:41:24	それもなのでごめんなさい、単純に表現だけで8制限の対象外じゃなくて、
0:41:30	その後のスクリーニングからのスクリーニングの評価からの対象外ですよね。
0:41:38	4年タマウチです。はいおっしゃる通りですね。はい。
0:41:42	ていなのですが発生元の、
0:41:45	対象外っていう表現から何か、1段下げた表現にしてもらえないかっていうことなんですけど。
0:42:03	はい。日本原燃玉城です。はい承知しました。ちょっと考えます。
0:42:08	はい発生元として特定するっていうのがスクリーニングだとすると、
0:42:15	いいのか。
0:42:18	上で抽出したっていうのと、下でその特定するっていうのと、それを、
0:42:24	主語なり、
0:42:27	集合体の名前って、
0:42:29	どうなってるんでしたっけ。
0:42:55	規制庁コサクです。
0:42:57	それだと、発生元という言葉は変わってなくて、
0:43:01	発生元として、
0:43:03	考慮するものかどうかの候補。
0:43:07	調査で漏れなく上げてきて、

0:43:11	その候補から絞り込んでいって最終的に特定するっていうつもりで書かれています。
0:43:24	日本原燃玉井でございます。まず全体の母集団としては、
0:43:29	再処理施設周辺にある化学物質ですとか抗生剤全部が上がりました、
0:43:35	その中から、最終的には、有毒ガスの発生元を、
0:43:40	特定するんですけども、その前段で、全部土俵に乗ったものから、
0:43:48	いらぬものは少ないので、選定プロセスに乗っけないものを、私はしたことを言っているので、
0:43:57	そのコサクさんおっしゃるように、
0:43:59	後方から元に、少ないものは落としますと。
0:44:03	いうことをここは書いております。
0:44:07	えっとですね、
0:44:09	特定すると書いてあるところは、
0:44:12	影響を、
0:44:14	及ぼす。
0:44:16	恐れのあると書かれているので、
0:44:19	原価がかかっているんですよ。
0:44:23	なので、特定すると言われてもその外枠に別のものがありますねっていうのもわかるんです。発生元としても、
0:44:33	なんですけど、次の段落で書いてあるのは有毒ガスの発生元の対象外って言っちゃってるので、
0:44:40	広い枠からも外しちゃうかのように聞こえてるんです。
0:44:48	名の
0:44:51	特定するのところわあ、文章丁寧に書いてあるのでこれでいいんですけど、
0:44:57	次の段落でいうときに、これ丸々書くと邪魔くさいと思うので、
0:45:03	その趣旨が伝わる表現にするといいなということなんですけど。
0:45:18	特定という言葉を使うとすると特定する際の検討から外すっていうことですよね。
0:45:26	はい。日本原燃タマウチですおっしゃる通りで特定プロセスに乗せないということですね。
0:45:59	えっと、後ですぐ戻せるようにした上での修文の1版として、特定するなど。なお、敷地内の何とか何とか何とか、
0:46:08	恐れがない。
0:46:09	丸、また、

0:46:12	敷地外の敷地外のご提言及びサトウ件については、敷地内に到達するまで十分に低い濃度になるものについては人体影響を与えるほど影響、賃貸へ悪影響を及ぼす恐れはない。
0:46:24	あれってやってみてくれます。
0:46:27	対象外と考え、
0:46:30	また事実関係です。
0:46:32	どんな日。
0:46:33	動けC。
0:46:35	あそこまでいいです。
0:46:38	敷地内敷地外の敷地内は結局、濃度低ければ無視しませんを作るだけなんで、
0:46:45	ですよ。違いはないじゃないか。
0:46:49	うん。それで、
0:46:52	別に何か地域防災計画の情報って何か聞いたらいいですか、書きたかったら別に書いてもいいんですけど、どっちでも。
0:47:00	敷地1階の提言及び、
0:47:03	稼働減、
0:47:05	まとめて書いてあった方が早いです。
0:47:07	なお書きで書いてるんで、ここを一つのパラにした方がいいんでちょっと1回敷地外のご提言の前にまたつけて、
0:47:16	上の文章にくっつけちゃってください。
0:47:22	また、50、
0:47:25	場合において、
0:47:27	場合において、点、おいては把握して、
0:47:33	敷地内に到着するまで十分低い濃度になるものは、
0:47:40	何か急に变えて、
0:47:42	人体へ悪影響を及ぼす恐れはない。
0:48:03	恐れはないわいなね。
0:48:19	並みに今のところの、
0:48:21	濃度が低くなるものはそりゃあ、及ぼす恐れはないんですけど、低い濃度にならないものってあるんですけど。
0:48:35	日本原燃タマウチです敷地外のやつはすべて低い濃度になります。
0:48:40	以上です。
0:48:42	そうするとその条件つきみたいなのじゃなくて調査した結果としては、
0:48:46	全体的に十分低い濃度になりますよって。
0:48:50	いう表現にここはしたかったのではないのですか。

0:48:56	対象がいっぱいと。
0:49:06	提示された資料もう、
0:49:08	低い濃度になるものをもって言ってるんですけど。
0:49:22	日本原燃タマウチです。そうですね今
0:49:25	あるもの、低い濃度になるものということで、条件として限定をかけているんですが、調査のところではすべて低い濃度になるので、
0:49:34	今、中ほどに書いてるような形で、ご提案いただいたものも含めて、敷地内に到達するまでに十分日くい濃度になることから、人体に悪影響を及ぼす恐れはない。
0:49:46	というところがの話。
0:49:49	選定の、
0:49:50	プロセスの中から除外する際に話したかったことになります。はい。
0:49:55	はい。
0:49:56	はい。で、今書いてる場所って、
0:50:00	どこでしたっけ。
0:50:03	前回それ下に詳述してるんで、
0:50:07	さっきのまた書き以降いらないです。はい。恐れはない野党すいません、なお書きの4行目のところで放出する恐れがないってところをそれバーにしてもらって、
0:50:20	そこ、そこではにしても、
0:50:25	少ないものは裕度はさせた場合にあって、作業環境賃貸料2法対応に放置される恐れはない。丸。
0:50:33	ここでまたはっきり言わなきゃいけないですかね。これ言わなくてもそのあと調査した結果会見ですよ。
0:50:40	部署詳述してるっちゃうか、検討の結果ってところで同斜検討した結果
0:50:45	ごめんなさい。
0:50:46	スクロール10行ぐらいして今のまたを一番上にしてもらえますか。
0:50:57	この検討の結果って繋がってるのがよくなくて、
0:51:05	選択されてる場所っていうのはもう結果になっているので、
0:51:11	この検討の結果って書いてあるところは、その内数として、浦川浦野氏苦悩具体を、
0:51:21	補足で書いてるっていう部分になると思うんですよ。
0:51:29	入ってそう思います。
0:51:33	他、

0:51:35	いいかわかんないですけど、例えば、っていう感じで書かれること ですよね。
0:51:42	意味合いとしては、
0:51:44	それをどうやるかっていうことだと思います。
0:51:53	日本原燃田丸です具体例といいますか、例示ということなので、前は具 体的にはっていうのは繋ぎをしておりましたけれども、
0:52:04	具体的にはでもいいと思う。
0:52:07	はい。
0:52:07	で、ここ舞台だったらさっき文章くっつけちゃっても改良でいいですこ あそこでけりつけようと思ったから一つのパラにただけなんで、また 改行で大丈夫だと思います。
0:52:40	はい。
0:52:46	はい。
0:52:49	はい。ちなみに言って、ちょっとお聞きしてみたいところがあって、ち よっとこのページかお話貯蔵量とか、貯蔵量化学物質の成長、貯蔵量及 び貯蔵方法からっていうふうに書いているのが共有ぐらいにあるんじゃ ない。
0:53:07	単に授業との関係を頭整理しときたいんですけどそこのところの今は色 塗った部分の2行目ぐらいのところ、成長貯蔵量及び貯蔵方法から てやつがいると思うんですけど、これ20上行った時に、
0:53:20	化学物質の性状貯蔵状況等を踏まえたやつが出てくるんですけど同じ もんですかね。
0:53:27	日本原燃タマウチです20条のプロセスとは別です。9条の方は、本当に 少ないものですか、製品上のもの。
0:53:38	わかるはずは、
0:53:40	遅れていて、
0:53:41	あとはもうものが多かったり米だったりしたらもう、
0:53:45	まずは有毒ガスの、
0:53:46	制限の一つとして選んでいて、20条のところでは、揮発するかですと か、ボンベの中に入っているかですとか、
0:53:54	そういった観点でスクリーニングしていきます。
0:53:57	所蔵状況と貯蔵方法っていうのは何か中身が違うってイメージですか ね。
0:54:01	挙動状況っていうのは何を表してるんですけど。
0:54:07	20条2条状況っていうのがいるんですけど。

0:54:12	今のお話だと貯蔵量及び貯蔵方法だ問い合わせない何かがあるところにいるんだと思うんですけど。
0:54:20	はい日本原燃佐藤です。貯蔵状況等の等はですねものはされている状況ということで、タンクに入っているかですとか堰が周りにあるかですとか、
0:54:34	ドレンファンネルがあるかといった細かいようなものも指して、ちょうど状況等々を行ってます。以上です。貯蔵方法っていうのは何でしたっけ。情報にも積だろうが容量だろうがファンネルどっちかなって思うぐらいではあるんですけど。
0:54:48	しかも、今頭にはって言われたんですけど貯蔵状況と貯蔵方法が一緒なのかどうかちょっとわかんなくて、
0:54:54	言葉を書き分けてるんであれば意図があるんだったらそれで説明してもらえばいいんですけど。
0:54:59	考慮するものが同じ上で、プラススクリーニング波として、ユニバス影響評価を書いているのってやる時に、期待する設備とかの整理が違うっていうんだったらそれはそれなんですけど、
0:55:10	このスタートの薬品の発生原因ところの、
0:55:14	香料部分っていうのがどっちがあるかわかんなくて、
0:55:21	20量だと
0:55:24	右下13ページちょっと20tでやって申し訳ないけど同じようなところで整理しちゃって、20条の右下13ページのところで、
0:55:32	上カラー
0:55:34	十七、八行目ぐらいのところ、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、化学物質の性状所属等を踏まえ、から有毒ガス防護に係る影響評価に対する発生期を特定するって書いてて、
0:55:48	右下13です。20条、
0:56:07	ここんところに出てくるじゃないですか有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から家族室の正場を貯蔵状況等を踏まえてここが、さっきの部分と何が違うのかというのをもう1回説明して欲しいんですけど。
0:56:21	そうなんすよ。それを含んでるんだとしたら、さっきの言葉も一緒じゃないかと思う。
0:56:26	違うのかな。
0:56:28	普通やるんだ、貯蔵量。
0:56:30	思います。

0:56:32	これさ、さっきの話だと、貯蔵方法ってやつ、要は9条とか1012条で言っている貯蔵方法ってやつだけど、石とかなんて関係ないんですよっていうのを言いたかったとそういうことなんでしたっけ。
0:56:47	でも、仮称。
0:56:48	そこも含めて見ちゃってません。だって、混触見て、
0:56:54	日本原燃車でございます実際多分変わらないと思いますので、20条整理資料ずっと遅くまで見ていくと貯蔵状況っていう使い方が、
0:57:05	濃度圧力、温度も含めて、その反応を見ていくときに貯蔵状況って言葉を使っています。それがじゃあ貯蔵方法と何が違うんだっていうと、
0:57:16	貯蔵方法っていうのは運転、運転圧力というか圧力温度日も含めて全体を、調査方法といったところで何も変わらないので、同じ表現でいけるんじゃないかなと思いますけど、ただ一方、
0:57:30	20条はさんざんたらその日本語を使って見直す機器をつけないと無理が出ると困るところありますけど、以上です。
0:57:37	塩谷です。違うんだったら違うでいいんですけど、同じもんだとすると、場所によって書き換えると何か違ったんだっけっていうところがどうしても出てきてしまうと思っていて、
0:57:48	ここが要は二段階のスクリーニングだっっちゃうんだったら二段階でかこっちも確認しなきゃいけなくなるんですけど、大田注文だっっちゃうんだったら同じプロセスで1回掛け終わりなんですよここ。
0:57:59	今のお話で、貯蔵状況と貯蔵方法、
0:58:03	それ圧力とか何とかっていう話あると思うんですけど、評価の仕方で細かくどこまで見るかだけの話椎名ような気もしていて、
0:58:10	元ネタは一緒なような気もするんですけど、原燃的なこだわりってどこまであります。
0:58:40	ちなみにですね、規制庁コサクです。今の場所っていうと、
0:58:46	その前に、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点からとってらるんですけど、
0:58:53	スクリーニングの関係は影響がある。
0:58:55	影響を及ぼす恐れがあるかどうかで9条12条は行っていて、
0:59:01	何かこれ違ってきてるんですけど、
0:59:06	これでいいんでしたっけ。
0:59:12	はい。日本サトウです。
0:59:14	まず、事実関係が我々の頭の整理としてですね、9条12条で抽出をした化学物質に対して20条で受けておりました、

0:59:27	20条において、詳細な数値の評価に入る前に、その抽出された物質がですね揮発性持っているかというようなスクリーニングの前のスクリーニングといいますか、前段のスクリーニングというのをやりまして、
0:59:42	そこで、幾つか落とします。その上で、残ったものに対して、ガイドDスクリーニング評価をしてですね、
0:59:51	本当に影響をするのかどうかというのを判断をして、
0:59:56	結果、影響がある物質を特定をします。
1:00:00	その特定したものに対して、運転員抜き強度がどうなんだってところを、さらに評価を加えるというステップになっています。
1:00:09	以上です。ごめんなさい。規制庁コサクですけど、作業プロセスを何にも分けるのは別に構わないんですけど、
1:00:17	この文章で何を表現するんですかと言ったときに、それ全体を指して表現してるんじゃないですか最後群馬特定です。
1:00:27	日本サトウですはいそうですね全体を指して、さ最後のことだけを行っています。以上です。
1:00:35	規制庁コサクですそうすると、大量放出だったらもう特定するのではなくて、
1:00:40	影響が考えられるものを特定をしてそれに対して多分講じるんじゃないですか。
1:00:47	日本原燃佐藤です。はいその通りです。
1:00:51	はい。規制庁日下ですそしたらこの観点も前と合わせた方がいいですよね。
1:00:57	前はそうですね。いや多量に放置されるのではなくて影響を及ぼす多いのかどうかという観点にするべきです。はい。以上です。
1:01:07	長田尻です。一応認識もう1回話しておきたいんですけど、9条12条で書いてるやつと、20条で書いてあるやつを分けて言っちゃえば多分似たようなことが書いてあって、
1:01:17	9条22条はざっくりに書いてあって、それを、ガイドがどうこうとか生じさせるとこいつになってるだけなんで、やってることをかぶってんだとか、今言ってることはかぶってんだと思うんすよ。
1:01:28	教授と泊が違うちゅうイメージなので、何か目的意識が急に変わったりどこってというのは今、目的意識が変わると、9条12条で20条拾えなくなっちゃう、9条12条の枠の中に除灰なくなっちゃうんで、
1:01:42	他、前のヒアリングでそんな認識になったような気はするんですけど一応認識合わせのため、

1:01:51	はい安里ですそうですね観点としては一貫して 92 条から同じということになります。はい。以上です。
1:02:01	今、黄色ハッチングだけされたんですけどさっきの 9 条のところのコピー持ってきて、この部分に合わせられるような文章入れてもらえますか。
1:02:23	その手前からコピーしたほうがいいっす。
1:02:30	とりあえずこの段落へ丸ごと持ってってもらって、
1:02:54	見せないように 1 回社会科なんかにしちゃってください。畑山。
1:03:09	ちょっとだけ下にスクロールを。
1:03:15	これ、ちなみになんですけど、9 条 12 条のところだと、架空薬品農政上と貯蔵量及び貯蔵方法で頭いかなかったんですけど、
1:03:25	何かそこに入らないやつって増えるんですけど。
1:03:33	井上サトウですはい貯蔵の中に含まれると思いますので表示に合わせたいと思います。以上です。ていうのを今どんどんペタッとはって言ってもらえると。
1:03:42	見やすいなんて。
1:03:49	は貼り付けるというよりは、はい。書き換えてくださいって言うては、はい。
1:03:58	いや、迫ってきて、そうじゃなくて、
1:04:01	今のも、そこから
1:04:05	部分的に消しながら書きながらというのでダーッとやってもらえますか、斜体のところと比較して見ていけるように、
1:04:27	貯蔵量が抜けたんで、ちょっと元に持って、はい、清城展、貯蔵量及び、
1:04:45	一歩手前の誘導火災中に多量に放置されるかの観点も上に合わせて直してもらえると。
1:05:15	その時及ぼす遅礼。
1:05:18	が、
1:05:19	のあるまで、とりあえずコピーしてもらっていいですか。
1:05:29	でも随分限定しちゃう。
1:05:40	これ、
1:05:42	全部、
1:05:59	腐食性動向のところの久野衛藤賃貸営業及ぼす恐れ。
1:06:08	のところが多分いえるのか、それがあるかちょっと、ちょっとだけ下にスクロールしてもらえると、次の部署につながりやすいんですけど、
1:06:21	逃走例があるか、それ、

1:06:24	があるかの観点からですかね。
1:06:28	観点から下司を1回してもらったら繋がる。
1:06:43	推定の気体状でいらないかもしれない。有毒ガスって西条以外ない。
1:06:49	最初の共有毒は作業環境中に大量大量に放出されるわけで、
1:06:55	さっき薬品が主語だったんで、
1:06:58	ああ、なるほどな観点から、
1:07:01	これって多分、
1:07:02	繋がります。
1:07:06	はい。
1:07:08	これでシャリオの戻してもらえれば、
1:07:20	ちょっと途中でさっき言っちゃって申し訳ないです九条の議論途中下げ てすいません。ちょっとここ気になったんで
1:07:31	規制庁コサクです。ちょっとどんどんと脱線して、20時まで行きました けど、9条の今のこのプロセスを絶対聞いたところ12条も同じようにな ってんのかなっていうのが心配だったんです。で、
1:07:45	先ほどは球場間に呼び込むところで話しましたが、それ以外の全体ち ょっと気になるの陸上の今の状況を踏まえながら、次の12条の説明を していただきたいと思うんですけど。
1:07:58	9条他大丈夫ですかね。
1:08:05	そういうわけで12条巡視だとか、これは、
1:08:15	はい。
1:08:41	はい。日本原燃タマウチでございます12条の資料に移ります。
1:08:46	選定の観点ということでいきますと、
1:08:52	ページはですね、
1:08:58	駄目。
1:09:02	先ほどの17、すいません1ポツ7ポツ16ポツ3のところからになりま して、
1:09:09	ちなみにこれ後で右下10ページとかやりますどうしましょう。
1:09:15	と先ほどの派遣の方で
1:09:18	右下10、
1:09:21	鷲尾
1:09:22	箇所あると思うんでさっきとの並びところはその単位でまた言うので、
1:09:28	そうしました右下。
1:09:31	10ページからですかね。で、一番上でもらって右下10ページで大丈夫 です。ここんところで薬品漏えいとかで湯浅含むっていうふうにしても らった自体はわかるんです。

1:09:42	けど、漏えいに深津を含むとややこしいので漏えいの影響の後に、誘導ガスを含むにしてもらえると。
1:09:54	何か聞いたら、もう1回、
1:09:57	漏えいのが、
1:09:59	漏えいの影響で、
1:10:14	阿南での影響を漏えいの後に持ってもらっても構わないし、うちでもうちも河西。
1:10:30	はい。
1:10:31	はい。大丈夫ですか。
1:10:36	化学薬品の漏えいの影響。
1:10:40	で、括弧、漏えいに伴い発生する誘導場所を含むにもらえれば、
1:10:45	はい、そうそう。
1:10:50	ここで今まで、もう一応入っていたはずなんだけど、面的に読みづらかったというパスっての頭に入れた上で、
1:10:57	一番西郷なんで右田11ページのところの一番最後のところで、また最初伊勢藤再処理施設内の輝きの安全管理に係る手順を整備するっていう今回追記していて、
1:11:08	一応ここ半分事項としたら9に書いた上で後で添付で詳細を説明するかそういう流れですか。
1:11:15	はい。4メーターですその通りでございます。
1:11:18	ちなみに聞くの忘れたんですけど何か説明したいこととかありました規制庁タジリですけど、何かすっ飛ばして、何か先に。
1:11:27	いや準日本原燃タマウチですが今回は、この漏えい影響の話とあと、苦情との繋がりなどの追記がメインですので、
1:11:36	特にもともと説明するところはないです。以上です。
1:11:42	規制庁コサクです。今のところ一番最初に、ガスも
1:11:48	最後に措置をとということなんですけど、
1:11:52	その次の12ページも同じように頭にガスをなんですけど、そっちは書いてないんですが、
1:11:59	これはその前のページだけで十分っていうことなんですかね。
1:12:05	日本原燃タマウチでございますこちらのリコーの方は、設備の話なので、そっちは書かなかったということです。
1:12:14	はい。規制庁コサクですわかりました。
1:12:21	漏えいになって、
1:12:23	うん。
1:12:24	ちょっと待ってくれ

1:12:25	10、
1:12:27	2 ページ開いてもらって、
1:12:32	12 ページ規制庁コサクです 12 ページも同じで漏えいかっこ漏えいなんですけど、ここ影響がないので、あるんだとしたら、有毒ガスの発生を含む漏えい等発生じゃないですかね。
1:12:55	でも発生が、
1:12:57	誰が漏えいがある。
1:13:00	漏えいの発生の場合とかにして発生の後にします。
1:13:22	H e a d だけ江藤漏えいのは、漏えいが発生加工。
1:13:29	漏えいに伴い有毒ガスが発生した場合を含む、書いてもらっていいですか。
1:13:36	どういった場合の後で、あそこはいい場合、
1:13:49	はい。
1:13:52	はい。
1:13:58	発生する場合を含む。
1:14:01	はい。
1:14:05	会田出てて、括弧の中の発生した場合ってやつが発生する場合、
1:14:12	音の防止をした場合だけど、した場合、本部がした後にした場合ですごめんなさいした場合で、
1:14:24	それで、今の括弧書きの前に、
1:14:30	本部すいません、今かそそれ今カウントしたやつを前の方にしてください。
1:14:49	規制庁コサクですけど元理解でいいですよ。
1:14:58	多分、最初のやつはこいつのパターン含めれば 13 ページとかも、そのあとに出てきたかもしれませんけど多分同じパターンどっちか採用しながらいけばいけるはず。
1:15:10	影響が書いてあるパターンと書いてないパターンだと思うので、
1:15:16	あれ、何かその他の方がいいましたっけね。
1:15:20	日本原燃タマウチですこの後同じような表現が出てきてこの 2 パターンになっているはず。なので同じように反映していきます。以上です。
1:15:30	はい。規制庁谷井ですけど、12 ページが先ほどのお話は設備の話でやってるんでここは運用まで書かずにして、
1:15:38	ここまでは一応本文事項ぐらいに書こうとしてる内容で、まず最初のところで大方針として漏えい融解というとか含むの方針に変えて運用の話

	変えて、設備について、具体述べるところには設備のところの観点で誘導数を含むところだけ再追記して、そこから添付が、
1:15:55	右下 13 ページから始まる形になってここからは、衛藤。
1:16:00	ここはさっきのパターンで漏えいの影響の後につけるとかそういうのは大丈夫ですよね。
1:16:06	はい。日本原燃反町です。大丈夫です。
1:16:16	ここからはさっきの窮状と並び取れてるかの話になっていく気がするんですけどそのあたりってちょっとどう並び取ってるかだけ説明してもらえればまず
1:16:32	あの、要は 9 九条の何ページ分に対応してこういうふうにはやっていますとぐらいを軽く言ってもらえるとわかりいいかなと思います慶長谷井です。
1:16:48	はい。日本原燃タマウチでございます選定有楽ガスの発生元の特定に係るところですと、この先ほどの 176-3、
1:16:58	のところで、大方針を述べさせていただいて、これが先ほど苦情で呼び込んだところと対応している。
1:17:06	すでに文を整えていただいているところになりますけれども、
1:17:10	対応しているという整理でいます。でやったことは一緒なので、
1:17:14	選定のプロセスについては 9 条に預けていることからですね、詳しくはこっちでは書いていないというのが現状です。以上です。
1:17:23	規制庁たりです。右下 13 ページのところで、当間優良数が発生して、先ほど営業部という資機材の話とかした上で、
1:17:33	そのあと制御室に関しては、連絡を遮断の話をして勤怠に関しては遮断プラス最近カウントっぽいことで居住性の話とかも触れながら返して微妙に書き方違うんですけど、
1:17:43	ここも一緒でしたっけ。
1:17:46	ここは制御室と緊対が書かれてるんですけど、下から 5 行目ところで必要に応じ、制御室の外気との連絡を遮断するという積付の話と、
1:17:55	さらにのところで聞いた話が書かれてるんですけど。
1:17:58	かつ、
1:17:59	さっきの資機材の話は請求書の話だったんですかね。
1:18:04	ここでフィンタな話をもう 1 回僕もやってっていうので何かいまいち並んでるようなんでないような記載にはなってるんですけど。
1:18:15	日本原燃タマウチでございます。こちらですね 12 条と救助やってることは一緒ですので、
1:18:22	同じことを書いているはずですよ。

1:18:25	規制庁谷井ですやっってることが一緒になるのは当然認識した上でなんですけど制御室と緊対で、
1:18:31	対策違うんでしょけ。
1:18:34	いやそこは一緒です。
1:18:36	再循環運転とか居住性とかの文言を勤怠だけ足してたりするじゃないですか。これは書き分けてるわけじゃないんですか。
1:18:46	これは日本原燃タマウチでございますが、ここは書き分ける必要はないんですけどもともと設備の設計の話を制御してたのでそれを残していて、
1:18:58	ちょっと表現が、
1:18:59	少しずれている。今はそうじゃなくて9条は、野地再循環も含めて書いてるんですよ。
1:19:06	通常の。
1:19:08	ところは、
1:19:10	変わってない。
1:19:12	12条と9条で、
1:19:14	学内の両方書き切ったらいいだけなんだよ。
1:19:17	形状の中で敷地内で発生したり6月だって23ページのかな、書いてた、必要に応じて精油建屋部会長の遮断し制御建屋のチュウオウサギ空気再循環措置を講ず。
1:19:31	というのが防護具を着用することの前に入ってるんですよ。
1:19:35	通常は、
1:19:37	でも12条はそれがない。
1:19:41	規制庁谷井です。多分石原さんおっしゃってる通りで9条の方は元から23ページのところに、昔から委託参与生かしつつ書いてるんで、
1:19:51	そこの構成に盛り込みつつなんですけど、今さらに9条の23ページのさらに下の文章だけを12条に持ってったので、その前段部分の記載が全部多分引用しきれてなくて、
1:20:05	特にここFの制御室等全体の整理とか分けて書いているSERENAわかりづらいんだと思うんですけど、そのせいで多分並んでないような形に見えているんだと思うので、
1:20:15	あと、ちなみに制御室っていうふうにくくってる場合とさっきみたいに行くときにメインを分けてる場合とかあるとは思っていて、
1:20:24	別に何かやることは一緒でまとめて書けるんだったらどっかに略語を書いているのは請求っていう言葉が力を貸すと清家さん若菜清川からの整理で、請求書両方の絞って言うて書いてもいいんですけど、

1:20:37	先ほどおっしゃっていただいたように、7Bが取れなくなっちゃってる と余計な手間がかかるので、よろしくお願ひしますちょっと修文を今考 えていただけると多分ここ、ここは、
1:20:48	9条に合わせながら内容を盛り込めばいいだけの様な気がするんです けど。
1:21:01	日本原燃反町でございますここはおっしゃる通りなので今、
1:21:06	同じことをすいません書くように統一をとりたいと思います。関大谷で す。ここはもう任せるのでさすがに大丈夫だと信じますので、よろしくお 願ひします。すいません。はい。
1:21:19	ちょっと先に行く形になって今のところがテンプに行ってからの大枠の 方針として、対策の概略についても13ページで古山13ページが14ペ ージから13ページで増えて14ページで、20条26条に、
1:21:33	具体的内容飛ばしますよっていう形が書かれていて、
1:21:37	15ページで薬品オリジナルでオリジナルな手順の話先ほど本文の1行足 したやつの具体がここに書かれてるっちゃうか立入になってると思って いますと。
1:21:49	ここは飛ばし方とかも一緒ですねちょっと事細かに見てないんですけ ど、6、
1:21:59	ちなみに、鳥羽四方さんもなんか微妙に違ったりするんですけど、素行 は、
1:22:05	何が違うんでしたっけ。右下24ページでいうと、61を制御室61号制 御室換気設備飛ばして右下14ページだと20条て教室26条緊対所に飛 ばすっていう形で書いてて、
1:22:22	これ多分、
1:22:23	9条が正しいですよ前まで条文のっていう形でやってたけど申請書上 においてどこに鳥羽千葉の話なので、申請事業の項目番号を変えてそこ に飛ばす形に書き換えたんですってのは多分今回はこれから多分今回修 正してて、
1:22:37	20度忘れただけと思えばいいですかね。
1:22:42	日本原燃タマウチでございますが、鳥羽四方なんですけれども、適合性 の文章のところはですね、
1:22:52	条文で飛ばしてて、設計のところは、しっかり
1:22:57	事業指定申請書上の6ポツ1ポツ4制御室ですとかそういった他の仕方 をするということを書き分けておまして、
1:23:04	この文章自体が、そのエネルギーのどこにいるかでちょっと飛ばし方が 違ってるということがございます。

1:23:10	今この映している場面ですと、設定の話を書いているので、しっかり614で飛ばしているということになります。
1:23:19	12条の話と12条の方の13ページ14ページの方は、方針だからということですかね。今のお話だと、
1:23:30	12条の1314でございますね。1030。
1:23:35	ここは駄目だ。すいません失礼します。こちらはですね僕は見せてすいませんここはしっかりとしまして前の文章が同じ記載だったんで、何か違うかなと思っただけなんであの社員をかけてるというんだったらそこは認識するんですけど
1:23:49	同じように飛ばしたほうがいいところっていうのは、整理していただいて、最も多分大丈夫だと信じます。
1:23:56	はい承知しました。これはいい。すいません。直します。はい。よろしくお願ひしますというのと、
1:24:03	あと、すいません。規制庁コサクです。さっき言うべきだったんですけど、貯蔵量貯蔵。
1:24:10	方法なんですけど、
1:24:12	メインは可搬稼働元であるところ稼働券のトレーラって貯蔵量っていうんですか。
1:24:29	日本原燃玉井でございます稼働元ですと貯蔵量というよりは、
1:24:34	保有量か。
1:24:37	ちょっと適切な表現は思いつきませんが保有量なり、
1:24:41	医療、
1:24:41	軽量、
1:24:43	そういった表現だと考えます。
1:24:47	はい。規制庁コサクです保有量って使われてたところがあったような気はするんですけど。
1:24:52	そちらの8日の方が一こ提言の方も通用する言葉なので、
1:24:58	トータルでいうときにはいいんじゃないかなと思ったんですけどいかがですか。
1:25:06	はい。日本原燃タマウチでございますそうですねおっしゃる通りで、保有の方が、どちらにも使えるので、修正させていただきます。
1:25:14	はい。全体的に対応しといていただければと思います。
1:25:19	はい、承知しました。
1:25:26	はい。規制庁田尻です。
1:25:29	さっきの続きに行かせていただいて右下15ページのところで、
1:25:34	また書き以降で、対象の人をフクイ書きつつ、

1:25:39	やはり運転員とか作業員とかって、
1:25:42	何か使い分けてましたけどコマで使い分けてます。
1:25:47	日本原燃タマウチでございます運転員は、制御室に、
1:25:50	いる方を指しておりますて、作業員は、運転ではなくて敷地内で、
1:25:56	別の作業をしている方全般を指しているということで使い分けています。
1:26:02	規制庁谷です。制御室だけ勤怠とか、他は作業員。
1:26:08	運転員は中操にいる人だけ。
1:26:13	4名タマウチですすいません正確に言うと運転員は中操にいる人で、緊対にいる人は、
1:26:19	設計基準事故時、重大事故時に必要な指示を行う要員ということで、
1:26:25	書き分けています。長いのでそこまで書かない時は、等というふうにして、
1:26:31	省略をしていましたという手で書いてます。
1:26:36	なんで、運転員って言ったら基本給層の人を下げますよ。で、例えばトレーラにくっついていく人って言ったらあれは作業員ですよとかそういうことですかね。
1:26:46	はい。その通りでございます。
1:26:48	変わりました。だから一応使い分けてるんですよということをですね。
1:26:55	結局広く行った作業員とか運転っていう言葉を最初がわかりやすくなるようにして需要はちゃんと言葉を書き分けてますよっていうふうに思っておけばいいですかね。
1:27:06	はい。日本原燃田丸ですはい。その通りでございます。
1:27:09	はい、規制庁鳥井です。理解しました。その上で手順を定めますよという話を書いてあって、
1:27:17	だって量とかの制限の話が当たり前を書いてあって、
1:27:21	ちょっと前はぱっとじゃないけどこれ輸送手段の輸送容器っていうふうになんか今回四角学校があるんですけどこれ前回何て書いたんだっけ輸送容器だけ1回行った。
1:27:32	日本のタマウチです少々お待ちください。すいません。
1:27:52	日本原燃玉井でございます前は可動施設。
1:27:56	による敷地内への観客への受入れる可動施設と書いてました。
1:28:01	事業者です。今稼働県ではあると思うんですけど、
1:28:05	これは稼働減で各党特定したやつのことを稼働減っていうから、運用としては輸送容器とかそういうふうに言った方がいいとかそういうことですかね。

1:28:22	日本原燃賜ってございます稼動元は今の薬品そのものを定義にしているので、
1:28:29	加藤元にすると不適切だと考えて、ここは輸送手段の輸送容器ということにしています。
1:28:37	長タジリです。これ輸送社団載っています。輸送容器じゃ駄目ですか。何か他に何かまどろっこしい言葉を使われてるんで、そこれって元が決まった言い方でしたっけ。
1:28:49	あ、すみませんもう1回お願いします。衣装輸送手段の輸送容器って書いてあるけど別に普通に輸送容器だけでも話が通じる希望するんですけど、これ決まった言い方ですか。
1:29:01	そういう決まった言い方ではないので、ここすみません輸送容器ということで記載を改めます。はい。すみません、規制庁の古作ですけど、そもそもこれ入ります。
1:29:11	敷地内への受け入れで十分意味は通じるような気がしますけど。
1:29:21	はい、日本原燃タマウチですそうですね。
1:29:26	はい。いらない、いらなくても意味は通じそうですちょっと消してみます。
1:29:32	通じますね。
1:29:34	多分通じまして、多分いろいろと手順に定めるときに誤解がないようにとかいろいろこねくりまわした結果、自分が日本語がついただけだと思うので、化学薬品の受け入れ実態的に、
1:29:46	こういうことをしますとかっていうことが定められれば、今は足りると思います。はい。
1:29:52	規制庁田尻です。そこを直していただいた上でそのちょっと下のところに運行計画定めますよっていうふうに言って、まず運搬計画の変更にあたってはっていうふうにやってんすけどこれを策定ポツ変更とかそういうことですかね。
1:30:04	策定っていうかね計画って、
1:30:06	御社の場合、
1:30:09	はい、日本原燃反町でございます。はい策定も含めた内容になります策定ポツ変更という認識で大丈夫です。
1:30:16	長館ですちょっと運搬計画っていう
1:30:21	どんどん変更してんのかちょっと。
1:30:25	藤。
1:30:26	あと、ここっていうのは、有毒ガスが発生した場合の影響評価結果ってやつは、これをさで使ったら分かるっちゃう話なのかそれとも20条と

	か 26 条の話を用いてこないとわからないかとかでいうと、何か考え 方あります。
1:30:50	日本原燃タマウチでございます。こちらの運搬計画の変更の場合の影響 の結果なんですけど、20 条まで行ってですね。
1:30:59	実際の評価がマルかバツかっていうところの、
1:31:04	マルかバツか書かないかどうかってところが、影響を及ぼさないことの 確認なので、20 条までいかないところはわからない。
1:31:11	話になっています。以上です。
1:31:14	社長タジリですいや、確認はどこでするんだと認識は当然しているんで すけど、単に申請書の記載としていきなりこれ 12 条のところ有毒ガ ス発生した場合の影響評価結果についていう形で、
1:31:25	この時点だと多分誘導カードの影響評価という場合にあんま出てきてな いところなんで、飛ばす記載っていいですか入りませんかというの考 えましたって質問です。
1:31:35	入園者でございます当然わかって書いてるんです。類似の時わかるかっ ていうと、多分書かないとよ、読めないの。
1:31:45	とか他のところみたいに、一斉に評価をやってやるって書いた上でその 評価結果に影響を与える場合はって書かれればあんまりその前に文章が あるんでわかりますけど、
1:31:55	余りにもこう飛びすぎてるので、多分その 20 条側の評価の文章構成項 目か読み込まないと駄目だと思いますので、そこちょっと追記をする形 に考えます。
1:32:07	規制庁館です。ここも永久色彩なんで、何か悩ましかったら今見ますけ ど大丈夫ですかね。
1:32:16	20 条と多分 26 条とあとちょっと S A で評価した形になってんでしたっ け 1.0。
1:32:23	メンバーの評価とは言わない。
1:32:26	ただ運搬経路で言うといつが実は一番邪魔くさい邪魔くさいはずなん ですけど、
1:32:32	日本原燃の堀口です。S A の方は、運搬計画に関しては D は設計基準側 と同じ評価をしているので、特段新たな評価はしておりません。以上で す。
1:32:44	規制庁コサクですけど。
1:32:49	うん。輸送経路が限定されて内藤 S A 対策として問題が生じるかどうか という関係からすると、

1:32:59	S A 対策わあ、どこで何が起きようとも防護せ、防護措置準備をして、対策に講じることにしてますということで、
1:33:09	限定はかかってませんっていうふうにこれまでのヒアリングで説明されてましたけど、
1:33:15	はいそうですおっしゃる通りです失礼しました
1:33:18	評価点を定めずに、運搬計画のルート上の 2 の点での評価となっております失礼しました。訂正いたします。
1:33:28	はい。社長鳥飼島って、幅 20 条 26 条に多分絞れた形になると思うので、飛ばす記載多元の方がルールを持っているんだと思うんでそれに合わせてやっていただければ。
1:33:39	最悪記載としてはここに内容はあるので、
1:33:43	よっぽど変にならない限りは内容は変わらないと信じているので、記載の検討をよろしく申し上げますと。
1:33:49	で、
1:33:52	ちなみに、(4) で立ち会いに行ったやつが出てくるんですけど、これ要は作業員ってことでいいんですかねさっきの整理でいうと、
1:33:59	作業員運転で作業員です。
1:34:03	はい。日本原燃玉田でございます。こちらの確認は作業員になりますということですねわかりました。高橋病院から運転員に連絡があって、ちなみにあの緊対の人は、
1:34:15	ベッドの先ほどの仲津江と指示を行う者になるんですかね指示を行う者しかいないんですたっけ。連絡を受ける人も指示を行う者っていう人でしたっけ。
1:34:27	日本原燃田丸でございます連絡を行う人も全部、指示を行うものに入っています。以上です。
1:34:33	長タジリです。とりあえず言葉遣い
1:34:38	その流れでこの 16 ページに行ってください、
1:34:42	はい。
1:34:43	ごめんなさい、規制庁コサクです。今のところ
1:34:48	(4) は通報するだけになってるんですけど、通報先ってどこですかとか、
1:34:55	その辺りってどうせよ。
1:34:59	してますか、内容ということと、ここら辺の記載の仕方っていうことの、
1:35:05	両面なんですけど、

1:35:16	日本原燃タマウチでございます。こちらのちょっと通報先が書いてないので、記載は足りてないと思いますので書きたいと思います通報先は、統括当直長になりますので、
1:35:28	制御室に通報するというので、追記します以上です。
1:35:33	規制庁田尻です。その場合、緊対流の連絡っていうのは制御室経由でしたっけ。
1:35:47	日本原燃のタマウチです勤怠は統括当直長からの連絡ということになります。以上です。何で現場の人が営業主任連絡マウンテンに連絡作業員から運転員に連絡して、運転員は緊対所にいる指示する人にも連絡しますよっていう形ですかね。
1:36:05	はい、日本のタマウチですその通りでございます。以上です。
1:36:09	どこまで書けますここ。
1:36:22	いや今の流れで言うと、事象の発生を衛藤制御室の運転員数をするか、連絡通報か連絡するってなって、制御室の運転員は当該事象の発生について、あとは、当該内容について緊対所の何か静指示する日でしたっけ。
1:36:37	に連絡するか通報するかっていうのが、聞いた限りの内容やそんな感じだったんですけど。
1:36:43	規制庁コサクです。結局は飛ばし先のセールスだったり金た
1:36:49	所のところでは中くんだと思うんですよ。
1:36:55	これ鳥羽Cも頭なので、
1:37:00	それが読めるように枠として書いてあるっていうのでも別に説明は作ったらつくんですけど。
1:37:06	その際にど、どういうふうに書きますかっていうことかなとは思んですけどね。
1:37:14	最初に、
1:37:15	質問しといて、言うのは山なんですけど、
1:37:20	人間者でございます。同じ許可の申請書の中でいう例えば火災とかでいきますと、通報連絡を実施するみたいな表現が、
1:37:34	使ってる表現になりますどこにというあまり特定しないで、通報連絡及び消火活動を実施するとかってそういうふうになっているので、それとの横並びを考えて発生乙、
1:37:49	妨害事象の発生を、
1:37:52	必要な箇所に通報連絡すると書くか。
1:37:57	かなと思いますけども、

1:38:00	はい規制庁コサクですわかりました。ちょっとあの文言は、他のところとの整合がとれるように整理をしていただいて、ここは漠として書いておいて、
1:38:10	制御室緊対の方、或いは重大事故対象の方で、具体を書くということで理解をしました。
1:38:30	はい、規制庁田尻です。都築加瀬いただいて16ページからになって、
1:38:36	もともとあった衛藤市763の薬品、防護対象の抽出等薬品設定のための方針というのがあって、ここに頭書きとして、
1:38:45	やること等を書いたんですよきっとこれ
1:38:53	最初の話が防護対象設備の話変えて、誘導バスの反省の観点っていうのも追記して、こっから先ってこういうガスの関係も含めて今伸びてるんですよっていうのを、頭んところで言った上で、
1:39:05	下、17ページからの設計上考慮すべき役員の都区設定のための方針というので、もともとあったものところに、
1:39:13	さっきの言葉使い直すとかは、適宜同じだと思って直してもらえばいいと思うんですけど、一番最後に湯浅長谷のパンテン追記して、
1:39:22	ていうのがこの抽出のところですか。抽出っていうか特定っていうんすかね、のところの考え方ですか何か他のところも行ってます。
1:39:31	日本原燃田丸でございます今お話いただいた通りで、他のところははいいちとれません。以上です。
1:39:38	規制庁谷井です。なんでの頭のところで方針をうたった上で、そのあとに伸びてるやつって今までの防護対象施設への影響の観点からどういう薬品漏えいがありますよとか具体のところ自体は、
1:39:49	有毒ガスのところどうこうっていう話だよ。どう頭のところで方針をうたって、
1:39:54	大枠を謳ってると言うべきなのかわかんないけど頭のところでうたってる形を作りましたよっていうことですかね。
1:40:02	はい。日本原燃タマウチですその通りでございます。
1:40:05	長タジリです。添付のメインっていう添付のメインっていうのは添付の内容って意味だどこまで書いてあるところが変更点ですかね12条は、
1:40:14	日本原燃田丸です。はい。添付の変更点は以上になります。ここまでです。はい。
1:40:20	渡です。なんか本文で言うとバスも読める社協方針にどう頭に誘導場所内容を詰め込んで、運用の話を行って追加して、添付のところでもロバス

	トフィードバックが漏えいした場合の対象に関して資機材の話であるとか、隔離の話とかの設計方針を書く形にして、
1:40:38	20条26条に飛ばす記載も書きました。抽出のところの下、中で一步手前のところですね設計方針の後に12条、オリジナルとして、医薬品の取り扱いに係る運用の記載というのを追記しました。
1:40:53	今さっきのところでは抽出の観点のところこも
1:41:02	薬品という意味だともれなくやってきましたよっていうのを今までも
1:41:09	鳥羽さん。
1:41:14	はい。日本原燃玉田でございます。はい。おっしゃる通りです。
1:41:18	以上です。有井です。イメージは何。うん。多分これで、
1:41:23	もう俺はあとはちょっとそれで
1:41:26	9条12条で、
1:41:29	いや、
1:41:30	防護対象設備とかんところの記載はある程度仕方ないと思ってんですけど今回の湯浅さん絡みのところでは
1:41:37	文言できるだけ統一するというとか、そういったところに関しては、
1:41:41	事細かに言わなくてもやっていただけるものだと信じて待ちますのでよろしくお願いします。
1:41:47	はい期待にこたえられるようにいたしますので、はい。対応します。
1:41:51	規制庁田井です。12条という意味でいうと、あれ、そのあとって何か、
1:42:02	からは以上です。
1:42:07	規制庁。
1:42:11	規制庁谷です。ちなみになんですけど、
1:42:14	何だっけ。
1:42:17	41ページからの記載ってこれ何でしたっけ。
1:42:20	概要って、さっきと内容一緒これ。
1:42:26	あれ、41、40ページとか41ページ、41ページからの概要ってこれは本文添付とかの関係でいうと何もでしたっけ。
1:42:34	ここはもう附属資料の次の段階進んじやあって同じ内容が、もう1回
1:42:39	日本原燃タマウチでございますこちらの整理資料様に同じ前段と同じ内容を繰り返して、補足とひもつきを説明しているところですので、
1:42:49	こちらは申請書のほうに入ってくるものではございません。申請者の方は、今議論したところの範囲が変更になります。以上です。制御帯磁率理解しました12条関係自分からは以上です。
1:43:02	規制庁コサクですねのため確認ですけど、
1:43:09	33ページ34ページとかそこら辺のあたり、

1:43:15	%腐食性ガスっていうのは設備側の影響として書いてるんだと思うんですけど。
1:43:20	ここら辺でその人への影響についての話っていうのは追加はしないんでしょうか。
1:43:27	その辺りの整理ってどうなってるのか教えてもらえますか。
1:43:33	日本原燃タマウチでございます。この辺については冒頭の先ほど17、16-3で方針かせいたいただいたところを受けて、全体、
1:43:47	宣言するつもりですのでこちらについては、追記しないつもりでした。以上です。
1:43:57	規制庁でございますそれは冒頭で言い切っていて補足事項はないですよと。
1:44:03	いう意味合いですかね。
1:44:08	はい。日本原燃タマウチでございますおっしゃる通りです冒頭で言い切ったので追記してませんという位置付けになります。はい。以上です。
1:44:19	はい、わかりました。
1:44:25	はい。規制庁田井です。12条関係は他は規制庁がなければ疼痛キーフ。
1:44:31	20でいいのか、20条。
1:44:37	はい、2年サトウです。20条、次やらせていただきたいと思います所長準備しますのでお待ちください。ちなみに2時間50分、
1:44:52	何か。
1:44:53	永井さんの準備ですから、お願いします。
1:45:00	はい。人間サトウです。今画面の方に移してございますが20条の整理資料になります。変更点を中心に説明をさせていただきます。
1:45:10	まず本文6項でございますけどもここは一般構造を書くところでございます、
1:45:15	今回の変更はですね、
1:45:19	こちらですね、事業指定基準規則の9条12条で、抽出をした、発生元、
1:45:27	を踏まえてのような文章がございましたけどもここは通常時以上に係る設計方針ということで、焦りの抽出まではですね92条でもやっておりますので、そちらを踏まえてやるということにしています。
1:45:43	あと下の部分は先ほど議論があったところで修正をいたします。
1:45:49	6項については修正点は以上で、続いて本文事項に進みたいと思います。失礼しました結構ですね、結構進みたいと思います。
1:45:59	こちらはセールスとの具体を説明する項目になってございますので、録音に比べて、多少記載が深くなっております。

1:46:08	変更は先ほどと同様のかかるの部分。
1:46:12	と、
1:46:14	あと可動施設を稼動元という言葉に直したというところ。
1:46:19	こちらの枠学校にですね、
1:46:22	これまでは、判断基準値を下回る設定とするというような表示になっておりましたが、実際には下回る事評価で確認しておりますのでそのような記載に改めています。
1:46:36	先ほど理論は通信連絡設備による通報の部分でございますけども、
1:46:42	ここは以前、有毒ガスの発生を検知した者からの連絡によりという記載になっておりましたが、
1:46:49	両監査発生か否かというよりは0が異常を確認した者からの連絡ということで、改めております。
1:47:00	はい。リコーは以上でございます。
1:47:04	続いて添付書類6になります。
1:47:20	はい。
1:47:31	根井サトウです。今画面に出しているのは添付書類6の1種の局関大瀬の部分でございます。
1:47:38	この記載で変更したところは、先ほどと同じところを割愛しますと、
1:47:47	先ほど説明の中ですべて説明していますね。はい。
1:47:52	続いて、
1:48:00	添付書類6の個別の部分でございます。
1:48:05	少々お待ちください。
1:48:33	井上サトウです。36ページでございますけども、こちらは中央制御室にかかる添付書類6の記載になります。
1:48:42	修正した箇所は、そうですね先ほど説明したのと同じでございます。さらに続きましてFの成立というふうに続きますけども記載の内容は、同じになっています。
1:48:56	これまでいただいたコメントを反映しますと、先ほどの通行の部分、今の画面で言いますと、
1:49:08	この通信連絡設備により通報する部分については、こちらで具体を書くということになりますので、今運転員が入力発生認知できるようとありますけども、
1:49:18	ここは発生したものから、制御室の統括当直長へというような表現で具体を記載することになると、今考えています。
1:49:29	一旦説明は以上とさせていただきます。

1:49:32	成長と自立、統括当直長はどちらでもいいんですけど今運転員が連絡受ける中の予算個々具体的に限ってないところがあって書くっていうのは多分ご指摘の通りで、
1:49:42	下にその時 12 条を引用するような形で持ってくるのかここ、団体で書き切るかっていうとどっちにします。
1:49:50	はい。人間サトウでございます。
1:49:53	そうですね
1:49:55	9 条と 12 条の設計方針を踏まえてというところを 20 条冒頭で謳っていますので、改めて 12 条での関係性を示す。
1:50:06	必要はないかなと考えてます。以上です。
1:50:09	規制庁谷井です。多分それを館野さん 16 ページのところで衛藤。
1:50:14	設計方針を踏まえて、コテイゲンカ同型ん
1:50:18	に対して裕度が影響評価を実施するちゅうところ Lower 理解一つなんですけど、影響評価を実施するところと、この対策のところ、全体に 92 条がかかってるっていう整理でしたっけ設計方針としてかかってるから、理屈は一緒なのか。
1:50:33	単に先ほど、92 条とか引っ張ってくる時に個別のところを引っ張ってくる時は小番号と書きながら引っ張ってきますよっていう話があったんで、逆にところの手順の番号引っ張ってくれより具体的に引っ張ってくれるかなっていう印象が少しあったっていうなんですけど。
1:50:48	先ほど引っ張ってくる時に上で引っ張ってくる場合と、個別に引っ張ってくる場合のルールがあるんですみたいな話があった気がするんですけど、その辺りって何かあるんですしたっけ。
1:51:03	五味サトウでございます。そうですね。確かにこの通報の部分は教授、十四条の方と関係させた方がわかりやすいと思いますその場合による素の書き方については、
1:51:16	教育書類 6 の番号を引用して書きたいと思います。
1:51:21	ですので、ここは、
1:51:46	今画面でちょっと昇降番号後で正しくしますけども 7 に記載の通りというふうにつなげてはどうかと思います。以上です。
1:51:57	規制庁佐治です。記載の通りでどこまでを書かなんですけどさっきのところ概略を書く形になっていたんで、
1:52:05	記載の通りだと多分、こっちの方が拡充して書くんですよさっきの話だと、記載の通りっていうのは、
1:52:12	大まかな方針を受けてるってことですかね。

1:52:16	はい。ここに記載の通りと書いた上で、具体のこの漏えいまたは一瞬以上確認したものから、オオバ当直長への通報によりというふうにつながたらどうかと思います。
1:52:29	先生をタジリず、引っ張ってきながら連絡の話につなぐっちゃうのは理解してないけど、
1:52:35	さっきも言ったけど、統括当直長で申請書、
1:52:39	生の方でたくさん出してます。であればそこまで違和感ないんで、いいですけど、
1:52:44	だからBだとあんま使ってなかった気がしなきゃ。
1:52:47	S Nを使ってるからそこは問題ないっていうふうに、
1:53:06	サトウです。S Fではたくさん出てくるんですけどここデービーの話なので、TBの記載に合わせると運転員への通報によりということに、
1:53:16	なってしまって、ちょっと主語が不明確になってしまうので、
1:53:22	運転員括弧到着と統括当直長というふうに明確化しようかなと今考えましたが、そうです。はい大丈夫です。単に運転員とか何か登場人物が増えれば増えるほど何もだけって感じになるのだけが矢田だけなので、
1:53:36	括弧書きとかで最初明確にするとかね止める話じゃないので、なんでさっきの、ここ引っ張ってくるときとかは、の通りというよりは、1795に示した手順か何かの話ですよ。
1:53:50	そうですね。はい。
1:53:52	12条のところで書いてあるのが化学薬品の安全管理に対する必要な手順等って書いてあるので、風間宮木に衛藤。
1:54:01	で示した化学薬品の安全管理。
1:54:04	に対する手順等に基づき、ぐらいにしとけば、基づいて具体を書いたっていう形にすればわかるような気もするので、
1:54:14	はい。佐藤です。拝承しました形で書いていただいて、ちなみに20条と26条でどこまで書けるかなんですけどさっき話に出てきた。
1:54:24	制御室の人に連絡した上で、制御室の人が聞いたり連絡するっちゃう話だったと思うんですけど。
1:54:31	両方に全部パッケージで書くのか、それとも何か分けようとしてるかっていうと何かさっきの話だと何か、統括当直長までしか今いなかったような気がするんですけどそのあたりで何か整理ついています。
1:54:44	はい日本サトウです。実態としては統括当直長が検体の部員ですかね。はいに連絡をすることになりますので、
1:54:56	そこは20条と26条で記載をかけたかなと思っています。以上です。

1:55:02	成長タジリです。書き分けてもいいし両方フルパッケージで書いても別にとめやしないですよ。
1:55:09	何か書き分けようとする等、
1:55:12	何か、26条になって急に授業の日や理想を人がやる行為が何か急に出てきそうな雰囲気もちょっとするんで、
1:55:19	何かだんだん記載長くなっていくんじゃないですか。
1:55:21	20条までの現場から中操でつつって、26でいうと現場中操北井みたいなね、同じ内容プラスアルファになっちゃうぐらいだったら、別に同じでも、或いは最後になお、
1:55:32	勤怠っていうふうに言って、若干なんか落とすとか別に構わないと思ってるんですけど。
1:55:36	何か中途半端に切って迷うぐらいだったら、フルパッケージでつなぎ言葉だけ変えるとかでも、止めやしないということでよろしく願います。
1:55:46	はい。日本原燃佐藤でございます。はいそうですね今
1:55:49	なお書きでちょっと文章を変えてみたいと思います。
1:55:53	支店長谷です。今の趣旨はわかりましたよね一応、わかりました。もう一つ方針書かれていて、
1:56:03	そうですねここところでき
1:56:06	キューソーまでのやつを確実に書いた上で、みたいな津波の話もあったとかことも踏まえながらなんかかなんかで書いといてできたいところに関しては、現場から連絡を受けたっていうところは当直長なのかわかんないですけど、からの連絡でどうこうとか多分書くんだと思うので、
1:56:21	その点はよろしく願いますというのと、
1:56:24	ちなみにここところってどこまで具体的に書くかなんですけど、今って、もともと書いたのって、立ち会い人からぐらいの記載で書いたと思うんですけど。
1:56:33	立ち会ってる人の説明自体はさっき基づきっていうふうに書いてある、12条の15ページのところである程度書いてあるから、そこに書いてある内容を改めて、もう1回書くっていうよりは、
1:56:45	そこに基づきながら、中に20条26条にプラスアルファのところの、今の部分ぐらいを書いているってイメージですかね。
1:56:56	はい日本サトウでございます。
1:56:58	はいご指摘の通りで20条側で具体化しないといけないなとこの異常を確認するものは誰なんだというのを具体化したいと思って今括弧書きで、ここに書いておりますけども、

1:57:10	ただし手順の記載は、この 1.7-16.2 の方で述べるということであれば、この記載を、12 条の方に持っていてもいいかなと今思っています。
1:57:22	規制庁丹治です。
1:57:25	別に何か今までの人だとさっき 12 条作り変えてこっちと合わせて構わないですよなんか戻っていくとまた何か 1 からスタートするような気がするんで、整理として 12 条のところできっちり書いたやつを、
1:57:36	それに基づきながらっていうので、基づきで一番最後のところで、
1:57:41	必要な箇所に連絡するよっていうふうに言ったやつをここで具体化します。中操と緊対の関係の繋がりがわかるように書いといて 26 条のところは緊対にどう連絡が来るかがわかるように書きますよって別に、
1:57:52	おかしくないと思ってるのでセイリガク引いただけなので大丈夫です。
1:57:57	はい。宮里で承知しました。
1:57:59	はい。規制庁谷井です。で、ちょっと振り返りの意味を込めてちょっともう 1 回頭からすべてちょっとさっきの繋がりがあって今んところ確認させていただいたんですけど、神経質に関して言うと、多分今までの 92 条に比べればまだ楽だと思って何が楽かっていうと、
1:58:15	追加してる部分がわかりやすいと思っていて、申請書整理資料の 12 ページ 13 ページのところ、93 ページのところの内容になるんですけど前段部分で揺るがすが読みづらかったところは目に書けるようにした上で、先週の記載に関しては、
1:58:33	実際にやってること言えばその影響評価やりますよとか 9 条 12 条を踏まえた上に係る設計方針を踏まえて、抽出も設計方針も踏まえた上でここに書きますよっていうのを書いている形になってると思っているので、
1:58:45	何で
1:58:48	なんか、もともとある部分をごちゃごちゃいじる必要がないっていう意味ではまだ楽かなと。途中途中のところ
1:58:55	例えば 15 ページのところ、設計基準事故が発生した場合、ところで有毒ガスが発生した場合を含むとかでここ売買でちゃんと書いているし、今までのところで、メインが事故とかそういうところメインで書いたところで読みづらくなってるところに書きましたよっていう形で書かれてると思ってるんで、

1:59:10	ここは今までも来そう書いたという形で一応復習の意味で確認させていただいて、右下 16 ページのところで、評価をして固定券の稼働減が出てきて、
1:59:22	江藤子家庭ご提言に関してはもう評価の結果大丈夫なことを確認できます稼働元に関しては対策とりますよっていう形で書いていて、このところで 16 ページの事前の概略の対策が書かれていて、そこんところ 2 課概略の体制、
1:59:37	細かい概略の解釈が書かれていて、その部隊が後ろに書かれているという形だけ。
1:59:43	はい宮里です。そうですねこのページ本文立候補になりますのでは概略を書いて、添付書類の方で詳細をとという構成になっています。以上です。
1:59:56	今日のところはちょっと他と合わない形になっちゃう。
2:00:00	何ページかな。
2:00:04	参考が取って、右下 28 ページからのところで設計方針ところが出て、
2:00:10	融度カードの頭に盛り込みつつ、設備に関しては別に今回何かが増えるわけじゃないんで設備の整備に関して設備は別に
2:00:18	設計方針としての記載のところで、34 ページとかでこそ軽く増えてるところと、
2:00:27	書きつつ、主要設備のところから 36 ページのところが一応具体的話ができる形になっていて、もともとこの評価の話とか多少監査って形にはなってるんと思うんですけど、
2:00:39	このところ、もう基本的に換気設備の隔離とか防護具の着用等てさっき書いたついてきた部分っていう意味でいうとあまり変わらない形になってるんですけど、具体的な対策自体も今までとっていった今までとって許可申請書から変えた形になってるので、
2:00:53	そのつなぎことがオオオカことによってさっきまで概略だった部分の後に、この具体の対策が書かれるような形になっているっていうふうに思えばいいですかね。
2:01:03	井上サトウです。はいその通りでございます。ただですねちょっとここ、今の整理資料出しておいても恐縮なんですけども、この 614-1 を制御室の部分は元評価の範囲のぐ中小、全体的な話がありまして、
2:01:19	今、途中に有毒ガスが挟まっています、
2:01:22	その先にですねまた換気設備の全体的な話であるとか外部事象の全体的な話っていうふうになっていてですね、ちょっと下従属ガスの記載を追加する位置が不適切だと思いましたので、

2:01:36	ここについては全体の環境条件とかを想定しても大丈夫なんだよというふうな全体の後にですね、
2:01:43	今、画面で見えてるこの、
2:01:47	これ、この段落とこの大学の間ですね有毒ガスに関する記載を追加をしたいと思います。
2:01:52	新先ほどご説明あった通りでもともと考えて対策、
2:01:57	明確化するという記載のもので、新たに設備が追加されるといったものではございません。以上です。
2:02:04	規制庁田井です今のご説明は右下 36 ページのところ、中段ぐらいのところの重要制御室のところここに追記するような形で書いたんだけどさっきの有毒ガスの話書いたけれど、
2:02:15	もともとの記載が 37 ページの下 2 行目ぐらいからのところであって、一般的なフィルターとかを設けながらこういう対策をしますよっていう一般的共通的な対策のところが述べられてて、で、
2:02:26	そのあと外部事象いっばいの対策を述べるような形でもともと書いてあったところを吹っ飛ばす形で有毒ガスが先に来てしまう形になっていて、十分要求的にも誘導数の話は外川に書かれてる話の中で共通部分すっ飛ばして書くと、順番が入れ子になっちゃう形になるので、
2:02:42	右下 38 ページの下から 5 行目かな
2:02:47	そのときは以下の通りの文章の一手前のところに盛り込みますよって言われたってということですかね。
2:02:52	はいその理解です。
2:02:55	そうですね、内容的にはここにあった方が、そうですね一般論の後に生田稲井と具体化してから一般になってしまうんでそこが違ったっちゃうことで理解しました。
2:03:06	そのあとも、基本的には同じような記載を追記してるだけかと思ってるんですけど他に何か特出して追加したのがちょっとありましたっけ今回。
2:03:20	阿藤。
2:03:22	宮城サトウです。はい特に、土地制御室と人情として追加した記載ではないですね。以上です。
2:03:29	店長谷です。なんで、
2:03:35	これ、極端な話 23416 ページで、F 施設制御室はさっき言った構成になってたけど、本体が違ってたって思えばいいですかね。

2:03:43	わかりやすさができると、サトウですはいその通りです記載を見比べていた中で、本来こうあるべきだなというふうに気づいて先ほど申し上げました。以上です。
2:03:54	1人で理解しましたこっちの方がわかりいいと思います。形で書いていて、
2:04:06	規制庁、館です。
2:04:08	右下 57 ページ最後に何か箱書きの 4 行があるんです。これ変わってないところ。
2:04:15	1 回かけますとかそういう話ですか。
2:04:17	はい上里です。そうですねこれ局から何も変わらないんですけども整理資料上で、この記載がなかったもんですから、整理資料として追加をしたというものです。局が変わるというものではないです。
2:04:29	以上です。店長丹治さんあくまで下線部分で、
2:04:32	江藤営業所に関して一応認識はできたかなというふうに思います。
2:04:39	ちなみになんか右下 16 ページで輸送手段の輸送容器に保管されてるとか、
2:04:45	何か言葉遣いとか、適宜他のところで指摘したやつ。
2:04:50	は治ると思っていいですねさっきの輸送手段の輸送容器全部消えちゃったんですけど、ここを輸送容器だけにするとか、いろいろあり得ると思ってんですけど、そこらとかは大丈夫そうですかね。
2:05:01	はい。与儀サトウです。はいもちろん展開をいたします。ただここは消してしまうと、何が何ならわからないので、輸送容器に保管されている有毒ガスをとというふうに、輸送要求というのを残したいと思います。以上です。
2:05:14	はい。規制庁田井ですそれで大丈夫だと思います。
2:05:18	はい。一応 20 条で書くべきところは、ちなみにさっき話し出した
2:05:25	化学物質の性状だとかのところはもうさっき言ったから直ったんですよ確かさ。
2:05:32	はい日本サトウです。そうですね先ほど本文向こうの方で修正をしまして、今見ている事項にも反映をいたしますので、ここの貯蔵状況とかちょうど方向というふうになります。以上です。はい、規制庁谷です。
2:05:46	20 条で自分が確認したかった点は以上ですけど規制庁から他に何かあればお願いいたします。
2:05:53	規制庁コサクです念のためですけどその貯蔵方法については、保管っていう言葉を使うようになっていうことだったりもする、こういうかっていうことだったりもするので、全体。

2:06:05	ずれのないように調整お願いします。
2:06:09	はい、そうです。はい。早速、すいませんでした。はい。訂正いたします。
2:06:15	長鍛治です。
2:06:17	言葉の並び最後取れてないとそれはそれでちょっと手間がかかるのでよろしくお願いします。
2:06:23	はい、宮里です。しっかり確認します。以上です。
2:06:26	はい、水晶体技術 20 条関連他なければ、
2:06:31	26 条まで行っちゃいましょうかね、ちょっと 2 時間を立てまして 20 と 26 切ると気持ち悪いんで、
2:06:39	はい佐藤です。今準備しますお待ちください。
2:06:59	はい日本のサトウでございます。変更箇所につきましては先ほど清流通で説明をしたものと同じですね、こちらの方は
2:07:09	キツヤ指示を行う要員というふうに主語が変わってございますけども、行ってる修正については制御室と同じですので、
2:07:17	はい。改めて説明するものはないという認識です。以上です。
2:07:22	ちょっといいです。なんで先ほどの通報連絡、通信連絡。
2:07:28	に関してさっきの大柿だったやつがこっちの場合は聞いた人がメインになるので、
2:07:34	衛藤菜何とか何とかに基づき、現場では確認した人が寛氏、衛藤から連絡を受けた中央制御室の人が緊対所に連絡するみたいな形で書かれるイメージ。
2:07:47	はい要員サトウです。そうですね今岡部に出してるところですけども、
2:07:53	はい。ここは先ほどの
2:07:57	記載と合わせると、緊急時、
2:08:01	対策所の穩便をと。
2:08:07	ええ。
2:08:09	そうですねワンクッションがあるので漏えいまた異常を確認したものか、連絡により、
2:08:16	運転員、括弧、
2:08:58	このように、はい。記載を追加して、
2:09:04	統括当直長から連絡を受けるなというところがあるようにしてはどうかと思います。以上です。
2:09:17	から、
2:09:19	ちょっとあれですけど、異常の発生を認知っていうのはこの場合は恐れの話でいいですかね。

2:09:24	漏えいとかの話自体を異常の発生を認知
2:09:29	そうですねはい日本サトウでスローまた一周等の異常、というのの異常を使っていたつもりでした。はい。
2:09:37	はい。ちなみにこれ緊急時対策所の本部員ってやつがまた現れたんです。こいつはさっきの何か指示を行うやつを、同じ
2:09:49	ようにサトウですはい。同じです。はい。ちょっと具体的に書く場合は括弧書き0した方がわかりやすいですね、大変登場人物が増え過ぎないでくれれば何でもいいです。
2:10:00	統一してもらって登場人物が増えすぎなければ文句ないので、
2:10:06	はい、井上サトウです。はい。ここは、当該要員上、上の方でも当該要員と言っておりますので、
2:10:17	本文という名称は正確なところを調べましてここに反映をいたしますが、はい。このようにいたします。以上です。はい。
2:10:26	阿藤衛藤
2:10:28	議会にも書いてある。
2:10:29	に関しては、
2:10:31	中操と一緒に
2:10:33	と同じ
2:10:36	許可のタイミングでDに関しては各設備とか話書いてなかったの、その話は今回盛り込んだっていう形になってるかと思っていて、例えば77ページところも国の話も込みで書いてますけどせっかく設備を設置するとか、
2:10:50	資機材の話書いてあって19ページ以降で主要な設備の話が書かれていて、2条とかと同じような記載のところは省きますけど、右下21ページのところで換気設備の話がずっと書かれていて、
2:11:03	ただキセロン増えてる形にはなってるけど、もともとS Aのところかどうかという設備を設置するって話は元から、
2:11:09	ここの記載も踏まえながら必要内容をここに盛り込んでるっていうふうに思えばいいですかね。
2:11:15	はい、宮里です。そうですねS A側でもともと管理設備というのを設けることにしてですね、有毒ガスが発生したとき、DBでもそれを使うということがございましたので、
2:11:25	今まで明確になってなかった、デービーの部分に緊急時対策や換気設備というのを設けまして、そこで有毒ガスに必要な機能を列記して設ける設計とするということを書いています。以上です。
2:11:38	はい。成長と自立基本大丈夫だと思う五つなんですけど

2:11:45	なんかはよくわからないところなんすけど、右下 24 ページとかで今回の内容には盛り込まれないんだと思うの伸長とはちょっと違うところになってんだと思うんですけど。
2:11:55	なんか、中段ぐらいどこ行くと、
2:11:57	各部
2:11:58	生徒の性状書通りを建屋内保管管理等の児童状況等を踏まえとか何かちょっと詳しいのは、
2:12:04	これはあくまで整理資料用のやつで書かれていて、ここらを包絡した言葉ですよ、さっき
2:12:09	の場になると思う
2:12:12	はい、井上サトウですそうですねこの 2 ポツはセイリショウの言葉になってますので、今の報告方法についてはですね、9 条 12 条と、記載のと合わせて書きます。以上です。
2:12:23	はい来てちょっとあれです。
2:12:25	あと、
2:12:26	三田カミヤ
2:12:28	總經理のところで、さっきはよかったんですけど、立ち会いに外部機関から情報入手他社等っていうふうに社外 4 行目で書かれてるんですけど、
2:12:36	藤って誰かいるんですけど。
2:12:43	佐藤です。ここはですねトラックの運転手であるとか、あとは立ち会い人がみずから連絡をできなくて周りの人に通報頼むとかっていうことも考えられるかなあとということで今頭を入れていました。
2:12:58	以上です。塩谷です。基本的に課長立ち会い人が確実な確実にできるような形になってるけど、気づいたやつはそれは当然連絡するだろうということにも込めてどうですかね。
2:13:10	はいそうですねあの人サトウです。
2:13:13	ただちょっと
2:13:14	塩見。
2:13:16	読めるようになりすぎてるのかもしれないなと今思い直しています。
2:13:20	規制庁丹治です。とりあえず、確実なのは立ち会い人がおれば中の人は大谷津は大丈夫で、外のやつに関しても外部機関からの情報入手されたっていうのが連絡体制。
2:13:33	はいそうですね相浦サトウですそうですね中と外でそれぞれ代表的な連絡員を書いたということです。以上です。

2:13:41	社長だけが1点なんですけど外部機関から情報入手した者の話って、9条が12条で何か述べてんでしたっけ。
2:13:55	12条、
2:13:59	これでも一般連絡という外部火災とか含めて何か連絡する体制になってるってどっかに書いてましたっけ。
2:14:06	外部火災確か敷地外の火災の話が出てたはず。ちょっと調べます。
2:14:14	はい。支店長タジリです何か唐突に出てきて、何か他の並び取れてないということにならないように一応、
2:14:22	中の人に関してだけ12条で担保したっての确实になっていて、
2:14:26	外の日等は、何か別にどうこうするっていうことなく勝手に連絡するようになってるような気もするんですけど公設消防とかの、
2:14:37	消防以外の計算とかも含めて、
2:14:39	ような気がするんで、
2:14:40	外部火災の方で特徴どこまで明示したかわかんないですけど並び取ってきさいいが、ずれが生じてないようにだけはちょっと整理しといていただければと思います。
2:14:52	はい。宮城西田でございます。はい。了解しました全体見た上で横並び含めて整理させていただきます。
2:15:00	はい。規制庁館です。
2:15:02	26条は
2:15:04	基本的には請求室の記載に合わせつつ主語とかに関しては西友と緊対で書き分けなきゃいけないところがあるのは実施されてると思うんでそういった点だけは気をつけていただいて、最後蓋開けてみたら請求しても全く同じ記載にしたら仕事下まで変わってましたっていう者にならないのでそういった点だけは気をつけていただければと思います。
2:15:21	26条関係自分からは以上です。
2:15:26	ほかに質問ある方いらっしゃいますか。
2:15:37	ないようでしたら、
2:15:39	休憩入れましょうか。では
2:15:43	11節でいいですかね。19時再開で、1度、休憩に入ろうと思います。それでは録音、
2:15:53	それではヒアリング再開したいと思います。では次の資料の説明から始めてもらってもよろしいでしょうか。
2:16:00	はい。日本原燃佐藤でございます。それでは先ほど制御室緊対所ありましたので続けてS A側の制御室緊対の話をさせていただこうと思います。資料は40条、制御室。

2:16:11	絵の整理資料を今画面に映してございます。
2:16:15	前回からの変更点でございます変更点というか全体的なところもちょっと触れますけども、
2:16:22	まず西岸の制御室についてはビート上ですね、追加する設備等はなく、今まで有毒ガスの発生というのをもともと考えていたと。
2:16:31	その有毒ガスの発生を考慮しているということを明示的に明確化したというような修正になっておりますので、補正する範囲も非常に小さいということになります。
2:16:43	で6項今画面に出てるのは6項でございますけども、6項については9事故が発生した場合の内数に有毒ガスが発生した場合を含むというふうに、明確化をしたということでございます。
2:16:54	続いて設備の話の変更でございますけども、結構については、
2:17:00	こちらですね今急になってございますが、業務活動の影響を考慮した場合でも、実施組織要員がとどまることができる設計とするという記載を追加をいたします。
2:17:10	はい。
2:17:12	これが制御室側、本当に御説明でしたけども店舗も同じようになってございます。
2:17:21	続けて緊対のほうの46条も一緒に説明させていただこうと思います。46条の整理資料、今画面に出しております。先ほどと同じでですね6号の方では、
2:17:35	円、
2:17:37	はい重大事故等の内数に誘導数があるということを明確にさせてもらった上で、以降の方では、
2:17:45	こちらですね、誘導監査の影響を考慮した場合でも、指示を、必要な指示を行う要員がとどまることができる設計とするということを明確化したということになります。
2:17:56	説明は以上です。
2:17:59	はい規制庁タジリつ、まず44条から認識の確認なんですけど、今回
2:18:06	した右下6ページのところからざっと書いてあるんですけど、箱書きになってばかりでわかりづらいんですけど前回つけてなかったから多分意識はここについちゃってると思うんで、下線部を抽出しながらの確認なんですけど、
2:18:18	まず6ページのところでは元から書かれてないというところで重大事故とか発生した場合のところに有価サージ手順も含むという形にしている方の考慮をしてるんですよっていうのを追記した上で、

2:18:29	先ほどお話あったり右下7ページのところで、
2:18:34	さっきのところで全体にかかる方針ところで読めるようにしつつも、右下7ページのところに制御室な、
2:18:41	清潔等に係る設計を説明してるところで、今までは線量メインのところで100mSvの話をして書いてたところに、下から4行目のところで、裕度数の考慮のところ要はとどまるという意味ところで
2:18:54	100ミリとコーンのように具体で細かく書けしなないけれど地震がとどまれるっていう設計とするところの2行を追加したという形になっているってのがまず本文ですかね。
2:19:04	イメージはあるんサトウですその通りです。
2:19:08	規制庁田尻です。ちょっとザッとまだあいたいんですけど、そっからずっとなんか箱が書いてあるけど、これは何も追記してある場所は多分なくて、
2:19:18	こころってというのは基本的設備の説明をしてる形になってるけど、別に許可から設備の変更をしたわけではなくて、
2:19:25	結局、もともと線量評価メインで書いてたところに関して言うルーカスの内容も考えてるんですけどっていう内容入れ込めば使う設備に関して、変化があるわけじゃないんでそのあとのところは基本的にあまりいじってないというふうに思えばいいですかね。
2:19:39	はい。井上サトウです。はいそうですねちょっとですね整理資料への今までお出ししていた整理資料は、重大事故についてはですね、申請書というよりは申請書の抜粋というか
2:19:53	旅行関係ということになっていますので、今回申請書の記載に置き換えたことですね、この枠はこんないっぱいになってしまいましたけども、これは既許可から何も変えていなくてですね、
2:20:04	先ほどお話にあった通り許可で考えていたものをそのまま使うんだということですので、設備側での追記も不要だというふうに判断しています。以上です。
2:20:13	所長館です。何で許可申請書のところで居住性に係るものとして書いた設備とか、
2:20:22	できる形になっていて、ただ単に有毒ガスに対してっていう形のものが読みづらい記載になったところに関して明示的に記載すると最初の欲しいところで書きつつ、
2:20:32	100ミリとかと書いてるところで融度かつどこ誘導バスが発生しても、
2:20:38	運転要員とどまることができるとい設計方針を一応追求したっていうことをですね一応状況は理解しました。

2:20:44	設備は変わってないというのが結論なんですよね。
2:20:49	はい、日本サトウですそうです。
2:20:52	はい。
2:20:53	で、ついでですねちょっと46条の次にさっき見させていただいてますけど46条も理屈は一緒なんですよねきっと。
2:21:00	先ほどの資料に関しては設備が変わってないような話だけどS Eの関係で言うと、聞いたのは別に変わってるかちゅうと変わってなくて、だからこっちのところもうちょっと右下7ページだとこれ、添付のような気もしますが基本的には
2:21:13	重大事故等が発生した場合の後に裕度加算した場合も含むよっていう話を追記しつつ、
2:21:19	ここも理屈さっきと一緒にですねとどまるための何とかってやつが、右下12ページのところの中段部分ぐらいの方で緊急時対策所誘導バスに影響を考慮した場合でも重大事故等に対する必要な指示をな要員がとどまることができる設計とするというのを、
2:21:34	税理士と並び取りながら書いてますよ。で、そのあとの設備部分に関しては、別に
2:21:40	オオバとかDBとして追加する形になるんで、右下16ページとかで兼用という言葉を出したりはしているけれど、別にものが増えたりどうこうという話ではないので、そこいかないとは言ってませんよという説明ですかね。
2:21:52	はい。井上サトウです。その通りです。
2:21:55	はい、規制庁田尻です。
2:21:59	変わってなくてもとからしっかりやりましたっていうのがS Aの整理だとは思っているので状況は理解しました。
2:22:06	と、規制庁側から他に、44条46条で何かある方おられたらお願いします。
2:22:14	規制庁コサクです。S Aの方は技術的能力もあるのあれなんですけど、DBの方の性別勤怠で書いてるのとの関係で整合がとれてるかっていうことなんですけど。
2:22:28	先ほど通信連絡との関係で、誰がどうとかっていうのを書き込んでいただいてましたけど、
2:22:36	その点についてのS A条文での考えはどうなりますか。
2:22:48	日本原燃の堀口です技術的能力の1.0のところにも共同的に、
2:22:55	とですねちょっとお待ちください。
2:23:01	とですね。

2:23:02	1.0の資料の中でいうと右下で74ページというところになるんですが、ちょっとここも
2:23:10	新たに
2:23:13	文章として整理評価に新たに追加したところでは9学校行った後、補正に関わる部分として河川が両方まざってるんで、ちょっと見にくいところになりますけど右下7、
2:23:23	三宅
2:23:24	74ページの下、
2:23:26	方に、
2:23:32	74ページ。
2:23:42	本当ねよ。
2:23:43	4.1倍。
2:23:57	これも10ページから下、
2:24:11	今、今表示してる真ん中、ちょうど今画面に表示する真ん中くらいの部分で化学物質の漏えいもしくははっていうところが、囲い文字あるんですけどもここで、
2:24:21	その段落の、2段落目、
2:24:25	200市原久米のところで化学物質の漏えいもしくは異臭等の有毒ガスの発生の恐れ、または誘導活動発生による異常を検知した場合、この恐れを、
2:24:36	恐れもあったのは実際に有毒ガスの発生という以上確認したのは統括当直で連絡し、統括当直長の連絡推進設備、
2:24:44	により、非常時対策要員に周知する手順書を整備するという事でここで全体的な
2:24:51	統括当直統括当直長へ連絡することを謳っています。はい。以上です。
2:25:01	規制庁コサクです。今の表現、DBと合っていないような気がするんですけど。
2:25:06	どうなってます。
2:25:17	長タジリです多分Dのところは、漏えい回収ってそれを、確認したやつが連絡してくる形になってきたところで、ここ多分誘導バスの発生による異常を検知した場合っていうのが書かれている形になっていて、
2:25:30	これっていうのは、何かを考慮してSAとして追記したって話でしたっけそれとも単にずれですかね。
2:25:39	日本原燃の掘切です恐れっていうここは連絡ツアーの統括直前に連絡は、ルートガスの発生以外にも、映像関係の発生が違う。

2:25:49	異常を検知した場合って書いてあるじゃん。これ、DB側だと、要は異常確認者とか要は立ち会い人とかで、それを認識した人がって書いてあるじゃん。
2:26:00	エンチするっていうと何か設備があるみたいなそんなもんじゃないでしょ。ないです。日本が押せばいいんじゃないの。学力いっぱい関係だけで、これ。
2:26:08	異常を確認したものはってとこにつなげちゃえばもう終わりなんでしょう。そうです。うん。はい。表現合わせます。はい。失礼しました。はい。規制庁コサクですそういうことですよろしくお願いします。
2:26:20	それで、表現ぶりと指定の整合っていうのはそれでいいんですけど、その上でSAの方は、技術的能力で書いてあります設備がねわきませんと。
2:26:32	いう感じになってますけど。
2:26:34	それわあ、
2:26:37	なんでそれでその受条文が綿よ。
2:26:41	いいんだと。
2:26:43	いう感じもするんですけど、そのあたりの考えって何かありますか。
2:26:49	はい、日本原燃志田でございます結論から言いますと、設備側の条文にも書かないと駄目な気がします。
2:26:58	何か理由はというと、SAの技術的能力はSA全般の手順を定めることを言っているだけで、今度もともとDB側の制御室緊対は、
2:27:11	その人たちを守るための施策を講じるためのきっかけとして通報連絡の話をしていると思うと、SAの制御室緊対のように何らかの設備側のアクションを起こすのであれば、
2:27:27	同じような記載がないと繋がらないんじゃないかなという気はしています。以上です。
2:27:32	はい。規制庁コサクです。全く同じように書く必要があるかとまでは思わないんですけど、触れてない等、やっぱりちょっと、
2:27:42	並びがとれないのかなっていう気がしますので、その
2:27:45	それを踏まえて、
2:27:48	整理をしておいていただければと思います。
2:27:53	はい。二本木さん等ございます。
2:27:56	規制庁田尻です。イメージはさっきの7ページのところでとどまることができる設計の前段部分を追記して、ちょっと膨らます感じですかねイメージは。
2:28:09	はい日本原燃佐藤でございますそうですね。

2:28:14	ここに、
2:28:15	通信連絡設備に、
2:28:22	規制庁タジリ多分統一的な方針カクウとしたら、どう頭を書くか、この制御室とはどっちかってこっちの具体に書いてあるほうが書きやすい気はしてて、右下7ページで今2行足したんで、ここの前段部分を、
2:28:36	フルパッケージじゃなくてもいいと思うんですけどさっきまで業種とかで、20条とかで謳ってた内容を盛り込めば、多分話は通じるようにさっき、技術的能力のところでも、
2:28:46	書かなきゃいけない内容は何か盛り込まれて書かれたような気がするので、そこを踏まえながらここの記載を拡充していただければわかるようになるんじゃないかなと思うんですけど、認識大丈夫ですかね。
2:28:59	はい表現サトウです。今画面に映しているとどめることができる設計とするの、前段の部分に、通信連絡設備、状況を受けてのような文章ですね、20条から委嘱をして、
2:29:14	一つの連絡としてそれを表現するという事で認識合ってますでしょうか。
2:29:19	ちょっとあれですよ。
2:29:20	意識はおんなじだけどさ。
2:29:25	規制庁コサクですちょっと表現がよくわかんなかったんですけど、入ってもらっていいですか。
2:29:31	はい。綾部サトウです。少々お待ちください。
2:31:46	はい。女人サトウでございます20条の方で議論した内容を今価値で盛り込んで、
2:31:52	今っすと規制庁コサクです。
2:31:57	それですね、ちょっと最初に言えばよかったんですけど、大事なポイントは、
2:32:03	S Aの場合はトリガーが違うんですよ。
2:32:07	Dの方は、単純にその有毒ガスが発生した場合っていう、
2:32:12	ことがトリガーなんですけどS Aの場合はそんな時にはまだ起動しなくて、
2:32:17	誘導ガス発生だけでは重大事故対象の方に移行しないので、
2:32:22	重大事故対象に別の観点で移行した後に、
2:32:27	或いは同時に、有毒ガスが発生した場合、
2:32:32	何だと思うんですけど、どうですか。
2:32:35	はい日本のサトウです。そうですねおっしゃる通りです有毒ガスが発生した重大事故モードにはならないので、こちらの記載の間に、

2:32:57	うん。
2:33:03	このように対処が開始され、さらに異常が確認された場合は、というふうに付け加えたらどうかと思います。
2:33:13	規制庁コサクですってそんな時 21762。
2:33:19	の手順に基づき、
2:33:21	ていう必要はありますか。
2:33:34	これはここになると 176-2 って言ってしまうと DB の世界に入るのそれだとちょっとおかしくてですね。
2:33:42	さっきの技術的能力に飛ぶか。
2:33:46	このまま単純に開催かつ、有毒漏えい、または 1 週間の異常を 6 月の発生か、またそれを、
2:33:59	苦しにしたものはどうかなっていう、日本語でつなぐか。
2:34:04	こっちか。はい、はい、規制庁コサクですまずあの基づきはいらなと思って、かつとかだとわかりにくいので、開始されている状態であってそういうことですよ。
2:34:18	そうです。はい 4 年サトウですそうです。
2:34:21	はい。規制庁コサクです
2:34:24	表現ぶりは後で精査していただければいいんですけど、
2:34:28	その時の状況としてまず書いといていただいて、その時に異常を確認したら、
2:34:34	ということなので、昆文書構成はこれで通じると思います。
2:34:42	井上サトウで承知しました。
2:34:48	タジリ、これ今通報までしか書いてないけど、隔離系の話を読めるよりは、ちょっと上のやつ 100 人の話がそうされる時、そっちを行うという形で書いてあってその並びでいいと思うんですけどそこらも盛り込まれるんですよきっと。
2:35:03	あ、規制庁コサクです。それがその次も、もう一つ最初に、それも言えよかったですけど、
2:35:10	全体っていう等 A D の方は、隔離の話があり通報の話だったのか、通報の話があって、隔離だったのかどっちで書いてましたっけ。
2:35:25	加来。
2:35:30	日本原燃の佐藤です。
2:35:33	そうですね今都合があって、そのあとに隔離できる設計とするというふうに続く文章構成になってます。
2:35:43	規制庁コサクですとー今追記されたところの上の部分わあ、放射線関係の話で、

2:35:51	今書いたのは有毒ガスの関係でっていう段落であり、
2:35:56	それが通報があり隔離が割と書いてみたということでもいいですかね。
2:36:03	はい日本人サトウです。そうですね今の文案だと通報までになっていますので、通報を受けてというような文章で、
2:36:29	ちょっと文末合わせますけども、
2:36:33	背弧のような、通報だけではなくってそのあとの対処まで読めるような形で展開をしたいと思います。
2:36:50	はい。文言は修正いただければと思いますけど趣旨は、
2:36:55	わかりました。
2:36:59	規制庁の藤原です。ちょっと念のために文言精査されると思うんですけど、もともとこれコピーしてきたところが20条だったと思うんですけどそこで緊対所の本部員って使うのかどうかっていうのも、
2:37:11	検査をしていただければ、これ、今ここに、
2:37:14	いいと思うんですけど、
2:37:15	Dの方で書く場合にその言葉でいいかっていうのは全体的に精査をしていただきたいと思います。
2:37:23	はい。明神サトウです。そうですね先ほどの指摘を受けてますここは指示を、
2:37:29	行う要員、というふうに直りますので、全体的に
2:37:34	記載すべきところに記載すべき表現で展開をいたします。以上です。
2:37:59	はい、続いて大谷です。46条他には大丈夫ですか。
2:38:04	そうであれば、次に10何名、20なんか47とかですかね。
2:38:14	はい日本サトウです準備しますのでお待ちください。
2:39:21	日本原燃のホリグチ捨て場図、27条について説明いたします。
2:39:26	27条につきましては、
2:39:29	右下で、9ページの部分に、
2:39:33	社内前は、
2:39:36	今、画面で共有しているところのちょうど真ん中部分ですけども所内通信連絡設備は、この漏えいの恐れという表現で、下制御室の方で使っているものに対して化学物質というちょっと明記をしました化学物質の漏えいまたは、
2:39:50	異臭等の異常を確認した場合においても使用するということを、記載いたしますまた次のページの10ページの真ん中部分も、所外通信連絡設備ですけど同じ表現を使って、
2:40:02	連絡通信連絡設備を使用することを述べますこの部分が本部の履行に関する部分でして、添付書類、6のほうになりますと右下で19ページ。

2:40:14	こちらと同様の表現ですけれども、
2:40:17	1917 ページの真ん中部分くらいのところで、所内の部分、
2:40:22	17 ページ。
2:40:26	行き着いた。
2:40:28	理想化は 17 ページの真ん中の部分でこちら将来設備、次の 18 ページで今度は生涯設備の部分を、
2:40:36	同様の表現で記載いたします。
2:40:40	ちょっと右下で、23 ページちょっと今、こちら表になるとちょっと今画面に映ってないんですけども 23 ページ 24 ページで表の 27-2 表の 2 分の 1 と 2 分の 2 があるんですけど、ここの米印の 3 で新たに追加しているカーペットアルカ
2:40:56	ここの部分ちょっと表現の合わせができてませんでしたのでこちらの部分は四角で囲ってる部分に関して、
2:41:02	表現の合わせをいたします。
2:41:05	27 条に関しては以上になります。続けて、47 条の、
2:41:10	に移ります。
2:41:20	47 社合わせる。
2:41:26	47 条 2 ページ、右下で 6 ページ名の今概要のところとしてあそこで、先ほどこちら先ほど関板井の制御室 S A の方で、
2:41:38	記載が
2:41:40	補正書の中の 6 であるとか履行であるとか、一致する文書としてなかった部分に関して、6 項の部分を 1 ぽつ概要として追加しています新たに、
2:41:53	良寛に関して手を加えたものではございません整理資料になかったものを追加しています。
2:41:58	続けて 9 ページの一番上のところになりますけれども、
2:42:04	こちらに関して、障害、所内の通信連絡設備のところに関して先ほど 27 条と同様の表現をしますけれども先ほどの 44 条 46 条の話で、
2:42:14	重大事故が発生した場合に、使うものとして、先ほどの制御室緊対と同じように重大事故等が重大事故等への対処が開示されというところを文章に追加した上で、
2:42:29	この化学物質の漏えいまたは E C U 等の異常を確認した場合においても使用するということに表現の追加、見直しを行います。
2:42:37	11 ページ目のところに関して障害の通信連絡設備があります。こちらと同様の修正をいたします。
2:42:48	右下で 32 ページ。

2:42:52	飛びます。
2:42:54	こちらは、添付書類 6 の部分になりますけれども、
2:42:58	うん。
2:43:02	はい。
2:43:03	庄内推進連絡設備及び代替設備だということでこちらも先ほどと同様に、各部室の前のところに、重大事故等への対処が開始されるという文章を追加しまして、
2:43:14	この文章に続けるようにいたします。
2:43:17	右下で 36 ページに、
2:43:24	36 ページは今度こちら障害と、大体 2 の部分ですねこちらも同じ表現に修正いたします。
2:43:32	続けて、右下で 37 から、
2:43:36	39 ページまでが今度表になるのですけれども、
2:43:40	表に関しての、下線部の表現に関して今映しているところですけど、こちらも表現の合わせをいたします。
2:43:48	2747 条に関する説明は以上です。
2:43:52	規制庁の藤村です。
2:43:54	他の条文と少し違ってるところ化学物質のっていうのを追加していただいたところかと思ってて表現ぶりとしては、
2:44:02	それが通信連絡の場合は全体となるような話が全然出てこないのが手当をしていただいたのかなとは思っています。で、こちらの今までの流れからすると、この大枠の話だけにするのか、どこまで記載するのかっていったところかと思うんですけども、
2:44:19	こちらとしてはですね、通信連絡としては、今までの記載ってというのは、ここの、
2:44:25	あれですかね、事象というか、
2:44:28	この話の、ちょっと手順というか統括当直長へみたいな話とかああいったことを書くような話書いてるような話は、前段とか周りになくて、いうことで、こういう、
2:44:39	ざっくりとした表現。
2:44:41	ていうところでとどめようかなっていう感じですかね。
2:44:48	日本原燃の堀口です。はい通信連絡設備を使用するということを、
2:44:54	9 番目に 1.0、技術的能力の 1.0 で共通的なところを、
2:44:59	説明するのでこちらの設備ではその後においても使用するという運用面だけを記載するつもりでこの文章に留めておりました。

2:45:16	規制庁コサクですけどごめんなさい、さっきもう制御室緊対は 1.0 と言ったけどそれだと DB の条文と合いませんよというので、追求を検討したというところですけど、今の π 等はその
2:45:30	流れがあってないんですからってますはいすいません。はい。
2:45:36	こちらについても、統括当直長への通信連絡のために、この設備を使用するという形で、明確化を行い、記載の統一を行うようにします。
2:45:48	具体的には、
2:45:51	確認した場合において、
2:45:57	地域をタジリつ検討されてる間に、さっき関谷市長だけ書かれた聞いても大丈夫ですよ。
2:46:03	一番ですけど。
2:46:06	緊対所大丈夫。
2:46:08	日本サトウですはいそうですね委員会の方にも同じように展開をいたします。で一つの段落に通信連絡設備を用いること具体とか、換気設備を再循環にするといった手順を追加するというところ。
2:46:21	はい。木田岩井も展開をいたします。以上です。すいません、確認ありがとうございます。
2:46:33	うん。
2:46:35	あとで 44 条 46 条と表現は合わせますけれども、異常、異常を確認した作業員っていうのが、統括当直長に連絡するという旨の記載をこちらに追加いたします。
2:46:48	はい。以上です。規制庁の城です。一応、通信 27 条と 47 条があるので、それぞれ DB と SA とでどうも合わせることも忘れずにしてください。
2:46:59	はい、わかりました。要望ですね。すいません、使用する要望というか、作業員なんか運転員とかいう言葉ですね、そういったところもあって検知の話って、規制庁館ですけど。
2:47:11	この異常等の発生を検知したっていうのは、
2:47:15	これ、現場の人ですよ、立ち会い人とか、立ち会い人は決定しちゃ駄目ですよ、確か。
2:47:21	確認者ですね、現地じゃないですよ。ですよ。
2:47:25	その辺りの表現ぶりも、
2:47:27	この 22 だったんでしたっけっていうところもさっき修正したと思うので、言葉じりは全体見渡して、整合したようにまとめていただければ、

2:47:39	はい、わかりました。確かに、クオカードと合わせて異常を確認した場合においてDB上確認した人があって、同じこと2回繰り返してどうかと、整合して動くように文章はちょっと整理します。
2:47:54	はい。
2:47:55	規制庁コサクですその上で、大体こういうようなポイント、ここら辺に掛けますっていう趣旨では理解をしましたので、整理を進めていただきたいと思います。
2:48:11	はい、わかりました。
2:48:16	じゃあ続けて技術的能力の方、よろしいでしょうか。
2:48:20	はい。お願いします。
2:48:22	技術的能力につきましては先ほど
2:48:25	資格整理資料の中で、本部にかかる部分が、
2:48:31	何かなくてそれで対処の概要、予約のようなものを書いていた部分がありましたので今回、技術的能力の1.0に関しては、右下の5ページからずっと課制はついてないんですけども、
2:48:44	枠囲いですずっと続いています。こちらは補正申請として新たに設けるものではなくて、この整理資料の中で、なかったものに関して、追加したものですこちらが、
2:48:58	本文の発注はこの部分に関して右下の37ページまで続きます。
2:49:04	この37ページまで続いて
2:49:10	待ってください。
2:49:13	続きます。
2:49:15	そして、技術的というテンパチの部分の1.0に関係するところが38ページからになりまして、それで、整理資料等の表現の
2:49:26	補正申請等の表現の合わせで、様々なところに四角が入ってます例えばですけども、
2:49:33	右下で43ページのところ、
2:49:37	荒谷委員。
2:49:42	今、その供用中についていうふうな形で書いてますけどもともと整理資料の中では基準地震動による地震力に対するって形で書いてる趣旨は同じなんですけど
2:49:52	表現を合わせています。
2:49:55	そして、新たに追加したところとしては先ほど説明でしました74ページで74ページの両括弧字の部分に関しては表現を見直すことで、対応いたします。

2:50:08	こちら前回のヒアリングの時に、その1段落2段落3段落というところの、
2:50:14	それぞれかかる文章として、4段落目を新たに追加しまして、
2:50:23	この有毒ガス医療記者の井戸麻生含むの発生時においても有毒ガスの種類が特定した場合、特定できた場合には、誘導ガスの種類及び濃度に応じた適切な防毒マスクの軽減、麻生、
2:50:36	徳増に装備の軽減を行うことができる体制及び手順を整備する。
2:50:41	防護具の配備、補給等支援についても体制及び手順を整備するということを追加していますこの部分で、この一段落。
2:50:50	置かない。
2:50:54	ちょっと、
2:50:56	動かないなんだよ。
2:50:59	一段落名のところで有毒ガスの発生時に2段落目という規制の誘導活動発生時においてということの有料化それぞれ発生した場合ということを読めるように、その4段落目のところでは、
2:51:10	有毒ガス発生時間こういう増加数、結城千田。
2:51:14	有料数も含むところで、それぞれのところに読み込めるようにしています。
2:51:19	大きな修正は技術的能力はこの部分だけです。技術的能力に関して、1.1の、ちょっとこれ口頭ですけども1、一井の
2:51:30	委員会から1、10までは今回の内容の修正は行っておりませんでした全体を出すということで、提示していましたが前回の姿勢点と、前回の変更点としての下線が残った状態で今回、
2:51:44	河成は、
2:51:46	補正申請との違いということのルールからちょっと、
2:51:50	今回で1.1からのところで逸脱してて部分がありました申し訳ありませんお詫びいたします。
2:51:56	うちそして、
2:51:59	ちょっと待って。
2:52:08	以上です。説明は以上です。
2:52:14	県庁の
2:52:15	です。
2:52:17	今74ページ。
2:52:22	のところを言っていたらいいんですけど、本番としては21ページ22ページ辺りも、関係するところは整理されるっていう理解でいいんですよ。

2:52:34	すいません 21 ページそうですね
2:52:37	今 21 ページと、
2:52:39	22 ページの部分と、74 ページが同じ表現になってます本部側が 21 ページの (7) という形で書かれていて、
2:52:49	同じ表現にこちらの 21 ページも直します。
2:52:54	規制庁の藤原氏が変わりました。
2:52:56	で、表現ぶりは、これまでの整理によって、同じように整理されるということで、
2:53:03	根井ためにお聞きしてるするんですけど、この
2:53:08	今検知の検知というか確認の部分とか通行とかですね、この辺で手順書を整備するだけなんですけど、こういうところって体制及び手順書ってなってるけどこれは手順書だけっていいですかね。
2:53:23	日本原燃の堀口ですが 22 ページの一番上農んところはこちらに関しては周知する手順書を整備するというふうに書いてんですけど、
2:53:35	実際に通信連絡をする手順を整備するにあたっては体制、どのような、誰に、
2:53:40	何を、
2:53:41	連絡するかという体制がないとできないんでたあの子表現を、市原カミデ安楽と合わせて、体制及び手順書を整備するに見直します。
2:53:52	以上です。
2:53:53	規制庁の藤村です。わかりました。規制庁細田ですすみません
2:53:59	そこら辺、
2:54:00	よくわかんないのが、
2:54:02	今回のやつのその前を見ると、手順書を整備するって体制って書いてないんですけど、
2:54:09	他のところも含めて全体としてどういう、
2:54:13	各方針になってますから、体制を書かない。
2:54:20	日本原燃の堀口清とですね。
2:54:26	ちょっと添付書類 8 のほうで説明をしたいんですけども、右下の 59 ページからの部分で、
2:54:40	59 ページ、もうちょっと上にこのページの上のところに、
2:54:48	うん、はい。
2:54:50	手順の整備、訓練の実施及び体制整備ということで、体制の整備、手順書整備含めた部分に関して体制の整備及び手順書の、
2:55:00	整理というふうに記載し、
2:55:02	そして、ですね。

2:55:06	藤原です。衛藤。はい。
2:55:09	国交今有毒ガスのところとかの中でも手順書って書くと、体制及び手順書って書くところがあったりそれまでのところでも、
2:55:19	これ、手順書の整備のパートだからっていったところもあるかと思うんですけど、手順書の整備としか書かない時と、体制の整備っていうのも含めて書く時と、どういう整理をされてますかっていうのがこちらからの通りです。
2:55:43	はい。人間イシハラでございます。もともとすいません私も記憶で話をしますけど
2:55:52	例えばですけど、右下 20 ページを見ていただくと、
2:56:02	下の方学校 6 ですかね、を見ていくと、
2:56:07	全庁把握みたいな要はもともと想定されるもの以外も含めて全体的にいろんな対応が前に取りできるように、みたいな手順を定めても、プラス 1、何らか手当をしながら、
2:56:22	体制も含めてカバーしないといけないものってのは体制押せ体制及び手順書を整備する。
2:56:28	あと、工程停止みたいにあらかじめそのやることが決まっている場合は手順書を整備するといったような各内容に応じて確か仕分けをしてたと記憶してます。
2:56:42	そういう意味で、
2:56:45	そう見たときに、入力がその方からんとこで今回足したものが、それぞれどちらに該当するのかっていうところで、予期せぬ有毒ガスの発生時においてはと言われると、多分、
2:56:58	不測の事態も含めていろいろとカバーをしないといけないので、人員配置も含めて考えないといけないから体制及び手順書を整備すると書くとその次のところはどうなるんですかっていうと、
2:57:11	それも含めて検知をしようと思うと、
2:57:14	正当計上両方内藤カバーできないんじゃないのっていうことになるんじゃないかなという気がしますちょっとそこは全体の頭からの文章の構成含めて、
2:57:24	使い分けを同じようにできるようにちょっとカーン考えたいと思います以上です。
2:57:31	規制庁の藤村ですよろしく申し上げます。
2:57:35	で、そのときに同じように整理されるかもしれないですけど片括弧 7 の最後の 22 ページのところ某国のはい B 衛藤。
2:57:47	呼吸等支援についても体制及び手順書っていうことなんですけど、

2:57:52	支援の場合って、そちらについては逆に手順書って、整備するんですかねっていうことも考えられるのでその辺まで含めてで整理をしていただきたいと思いますけどいかがですか。
2:58:05	はい。乳井西原でございます。はい。おっしゃっていただくことを理解しました防護具の配備が手順書を整備するに繋がるかと言われると、と直接繋がらなくてどちらかという、体制側の話であったり、
2:58:19	なのかなということも含めて他の、何だ、資機材の配備っていうのと合わせて同じようなトーンでちょっと整理をしたいと思います。
2:58:28	規制庁の藤村ですよろしく申し上げます。
2:58:33	1点、すみません規制庁コサクです。
2:58:36	この部分は、基準、基準、
2:58:40	審査基準に引っ張られて書かれてたところなんですけど、ちょっと聞きそびれたかもしれないんですが、先ほどTBS各条文ともう、
2:58:54	II、通信連絡、連絡が確認し連絡し、それを踏まえて措置を講じていくと。
2:59:03	いう一連の流れで書きますと言っていて、ここはそこが崩れてるような感じするんですけど、並び替えるんですかね。
2:59:23	ちょっと待ってください。
2:59:36	なるほど。はい。日本原燃の堀口さんの技術的能力の方に引っ張られた形で書いてましたけども、順番通り並び替えられるように記載を見直します順番を見直します。
2:59:48	はい。規制庁コサクです
2:59:51	基準はその視点をいろいろと書いてるだけなので、
2:59:56	原燃の中で、全体整合した形でって意味ではその順番の方がいいんだろうなと思いますので、よろしく申し上げます。
3:00:05	はい、了解しました。
3:00:29	はい。ありますでしょう。
3:00:32	なければ、
3:00:34	次の資料、
3:00:36	言っていただけかなと思います。
3:00:41	はい。日本原燃志田でございます。それでは今まで有毒ガスも今回終わりましたんで共用側に移りたいと思います。
3:00:48	すみません規制庁コサクです。
3:00:51	殊、
3:00:52	重大事故技術的能力の2.0が三つにでてるんだよね、2ポツ、
3:00:59	についての検討状況を聞かせてもらえますか。

3:01:05	東條です。6%です。
3:01:49	はい。日本原燃の堀口ですニッセイ、今、
3:01:52	同時性 2016 ページからは 2 ポツで大規模損壊の方になりますそして、
3:01:58	今回の
3:02:00	をもって週数見直しをした部分が、とですね 2027 ページ目。
3:02:10	こちら、
3:02:14	27 ページ目。
3:02:17	はい。
3:02:19	今、表示してまたのところですけども有毒ガスが、緊急時対策所に流入する恐れがある場合は、再循環モードによって居住性を確保し、
3:02:31	緊急緊対のほうにとどまり発送する要員に、要員の誘導バスによる影響を低減させ防護すちょっとこれは、
3:02:42	歩前までの緊対ところの表現がもしあってなければもう一度確認して表現を合わせるようにしますけれども、誘導活動は、大規模の時には緊対に入るところに関しては、
3:02:53	防護する措置を講ずることを、
3:02:58	追加いたします。はい。あとはほ他の部分は整理資料との表現の合わせだけになっていますので説明は勝田委員。
3:03:09	言ったし、
3:03:11	す、規制庁コサクですけどう。
3:03:14	大規模損壊になると緊対の人さえ守ればいいんですか。
3:03:26	日本原燃保育施設実施組織が、活動拠点として行うのが制御制御建屋で支援組織の方が緊急時対策所になりますのでそれぞれを守らなければいけないし、また
3:03:40	屋外
3:03:42	のアクセススルー、屋外の作業員に関しても、守らなければならないです。
3:03:49	ですね制御室に関する部分の活動拠点の部分に関しては、
3:03:55	今、
3:03:58	右下で、2070 ページ。
3:04:11	のところで、実施さし、
3:04:14	はい。2070 ページ
3:04:23	上の方。
3:04:25	そこが行き過ぎた。
3:04:28	この 2.2. 2.4 の大規模損壊の活動拠点として、緊対だけではなく他制御建屋も活動拠点するのでかつ、制御建屋も、

3:04:39	守ります。
3:04:41	それで比木制御建屋が使用できなくなる場合に関しては、実施組織の緊対所の方に、活動拠点を移行し、ということで、
3:04:51	勤怠だけではないです。失礼しました。はい。
3:04:56	はい。
3:04:58	規制庁コサクできるけどそうすると成果の提案はどこにか書きますということと、等屋外作業者なりの作業員に対する、
3:05:10	話っているのはどこに書けますか。
3:05:24	一応 1.0 の方の話でいうと、
3:05:27	以上確認したら一統括当直長。
3:05:32	さらに対策本部ということで連絡があって、そこからの周知全作業員というか関係する作業員に連絡して、
3:05:43	もう僕、装着させるっていう流れだと理解をしてるんですけど。
3:05:48	それはそのつもりで今書かれてるってことでいいですよ。
3:05:51	はい。その通りです 1.0 側ではい。この範囲ではその通りです。はい。2.0 だとその部分がどこに該当しますかっていうことなんですけど。
3:06:05	ですね。
3:06:09	2047 ページ、ちょっと待ってくださいね。ちょっと、ちょっとお待ちください。はい。
3:06:49	日本原燃の堀口です状態、状態の把握として 2046 ページから、
3:06:55	2.2. 1.1 の対応手順としまして再処理施設の状態把握として、現状度大規模損壊の発生の確認を行うということが、こちらでは記載する。起動状態は受電状態のパラメーター、様々な現場確認の結果を、
3:07:11	することを記載しておりますこれが 2046 から 4748 円と続く部分で、記載しております。
3:07:22	うん。それで、
3:07:27	対応の判断とか、そういったところに関しては統括当直長、実施責任者への
3:07:35	練つの連絡だとかが 2050 ページ。
3:07:44	えーっとですね椎野福士テロリズムと。
3:07:50	言い方圧をですね。
3:07:52	ちょっと全く 2000、
3:07:54	49 ページが、大規模な自然災害発災時の発生者対応。
3:08:00	同じページの b ポツってところで故意による大型航空機が墜落 2050 ページがテロリズムに関するものとして強いてそれらに関して、統括当直長から、

3:08:19	アンダー支援を必要な対応手順に基づいて対策の対象を判断し、指示することにしております。はい。以上です。
3:08:28	規制庁コサクですけど、それは元からそうなっていて、そこには誘導プラスは入ってないんですよ。
3:08:38	なのでこれも先ほどS Aのときに話したのと一緒に、S A判断とか大規模損壊判断とかではなくて、そのあとの、もう、
3:08:49	作業時に、有毒ガスを考慮して、どう確保していきますかっていうところなんですけど。
3:08:57	それはどこですか。
3:09:00	はい。日本原燃保育士その部分は今表現されてないので
3:09:05	とですね。
3:09:09	2046 ページの大規模損壊の状態の確認、一番上の一段落目の、
3:09:15	部分に、
3:09:18	大井のフォロー、
3:09:21	追加を、
3:09:23	します。
3:09:25	やっぱり大事なのかな、全体の方がいいんだよなあ。
3:09:30	うん。状態把握のところに、
3:09:35	表現を追加したいと思います。
3:09:38	はい以上です。
3:09:41	はい。
3:09:43	藤。
3:09:45	規制庁コサクですけどそれで雄踏、
3:09:48	4、2046 ページの最小状態把握D。
3:09:54	起因となるのは大規模な自然災害云々ですけど、
3:10:01	それを踏まえて、
3:10:03	以下の状況に応じて、
3:10:06	状態把握カッコと言ってる中だと、火災の発生建物の損壊とかってなっ てて、この頭の中2、
3:10:14	その管理の中で誘導、化学物質の漏えいがあったりー、それによってガ スが発生したりっていうことも含まれてたんじゃないですか。
3:10:32	返答ないですけどそうだとしたら、今回、DBの方でそこを明確化する っていうことであればここがちゃんと書いてくってことですよね。
3:10:40	はい。日本原燃の伊佐他の部分でも記載の明確化として表してこちらの 括弧の中に記載を明確化するようにいたします。

3:10:49	はい、規制庁コサクですねそういうそこで明確にされることによって先ほど言われた初動状態確認していきますっていう中2、有毒ガスが発生してるかどうかのチェックもちゃんとするということになり、
3:11:03	そうすると現場把握した状況は、
3:11:09	この場合あれですか、統括当直長じゃなくて、
3:11:14	勤怠管理連絡なるんですけど。でもあれか、実施部隊は成立って言うてるから。そうですね。はい。実施部隊の専用室の統括にまず行くと思います。
3:11:24	あの場合だけなケースがあるとする中央制御室を放棄した場合だけか、思います。
3:11:30	わかりました。そうするとその連絡がすでに書かれてるっていうことでもいいですかね状態把握した内容連絡っていうのは、
3:11:37	はい。先ほどのやつで等の中身も明確化っていうことではいきますと当然その状態把握した結果が、それはどうぞ通報連絡の中に全部入って伝わっていくという理解です。
3:11:49	はい。で、
3:11:50	その状態に応じた装備をさせて主事、
3:11:56	対策工事させるんだっていうのは今どこで読めるんですけど。
3:12:05	それ当たり前だから書いてなくて、
3:12:08	某某国の、
3:12:12	配備なり何なりっていうところで、別の場所で読めるようになってるってことですかね。
3:12:18	日本原燃の堀口です。右下で2074ページの部分。
3:12:28	越智2073ページのところで大規模損壊に備えた資機材の配備に関する基本的な考え方が書かれていまして2074ページの2というところで、
3:12:40	化学物質が流出した場合において化学物質による薬小量薬品または区別と構成部材との反応による発生する有毒ガスの暴露から防護しつつ、
3:12:52	中高対応が行えるようということで、こちらで読めると考えております。以上です。
3:13:00	はい。規制庁コサクです。わかりましたそれ言うと技術的能力の場合は、丁寧にいろいろと分割して体系的に整理しているので1ヶ所で書くというのではなくて、
3:13:12	それぞれのところで書くと、先ほど言われたところはトリガーとしてちゃんとそういう誘導ガスの発生なんかを意識して調査をしますよ。
3:13:22	今回状況を把握していきますよということで、班とした結果として、対策としてはこういうところ、この場所で、

3:13:32	教員をしていてその用意っていうのは当然、それを使うように指示をしていくんだということですね。
3:13:41	はいその通りです。はい。規制庁笠間です。そうであればインプットのところで先ほどのように明確化していただいて今のdポツなんですけど、これまたDB。
3:13:51	の表現と違って、
3:13:55	流出した場合においてっていうところが、向こうは漏えいだったけど流出っていうのはこれは規模が違うから書き換えてるってことでいいですかね。
3:14:06	日本原燃の伊勢さん大規模なのでは簡単な漏えいというような、大規模においててね流出表現を使っております。はい。
3:14:15	そっか。だから、
3:14:18	DBの場合は流出した場合のところに確保とかで、ガスの発生も含みますよって言うけど、ここは文章として書き下していると。
3:14:30	ということがありますがそこはより丁寧に書きました。
3:14:35	この部分は他にも含めて丁寧に書いてますんでっていうことですかね。
3:14:40	日本原燃の堀口先生おっしゃる通りです。
3:14:43	ちなみになんですけど、医薬品と薬品の花Cが読みづらいからさっきBODの書き上げは化学薬品または化学薬品の構成部材との反応っていうところについて、
3:14:56	さっきDBはここ微妙に書き換えたんですけど大規模ってどうしますか。
3:15:02	医薬品というのをやりづらくなるからっていうんでさっき議案の書き換えに言ったような気がするんですけど、もう変わってますよね。そしたら、
3:15:13	はい。はい。日本原燃の堀内ですDB側の表現に合わせたいと思いますここに関しては特に
3:15:20	左右を設けなければいけないところではないので、合わせに行きます。
3:15:24	ちょっとあれですなぜヤクショーであるとか、その後に不自由だ暴露の話とかを、いきなり流れで書くっていうところは大規模損壊オリジナルだけど、反応っていう部分に関してはDBと同じような整理等に記載を持ってきますよってことですかね。
3:15:37	はいその通りです。
3:15:39	藤谷です状況理解しました。

3:16:00	規制庁始めまして、記載を追加って今書かれたんだよあのせ同じ愛するってことでいいですか、追加じゃなくてその下の行のところの文言を修正するですよ。
3:16:15	化学薬品またはばっかり、はいすいません失礼しましたはいですね。
3:16:20	はい。
3:16:40	二本木西原でございます。
3:16:43	ということで、共用に移っても大丈夫ですか。はい、どうぞ。
3:16:48	はい。はい。
3:17:03	規制庁田尻です。
3:17:05	あれメンバーの入れ替えがあります。
3:17:08	今ちょっと席を移動してますちょっと待ってください。はい。
3:17:48	日本へのイシハラでございますすいませんこちらの都合で申し訳ないし今ちょっと有毒ガスで直したといった大淀かシームが1回パソコンから落として移動したいので、若干待っていただけますか。
3:18:02	はい、わかりました。
3:18:05	瀬尾谷です。なんか僕んとこ10分とか取った方がいいですか。
3:18:09	そうですねちょっと
3:18:12	10分ぐらいちょっといただけるとはい。作業が終わると思います。規制庁丹治です。じゃあ、20時10分再開ということでいいですかね。はい。乳井西田でございます。ありがとうございます。
3:18:31	それでは二本木委員から共用の方のですねよろしくお願いします。
3:18:36	はい。日本原燃のトリハラと申します。共用につきましては再処理と廃棄物二つ整理資料ございますけれども、廃棄物、
3:18:45	この資料からちょっとご説明させていただきたいと思います。すいません、今日岩瀬については、もうやんなきゃいけないことをはっきりしてるんででかいとこ一つだと困っちゃうことを後で聞くかもしれないですけど。
3:18:58	まずでかいところとして、結局今回第2低レベル廃棄物の貯蔵施設のところを共用するじゃないですか、その関連施設含めて、共用するものを意識ます名前挙げてもらって、
3:19:09	そいつの内、既許可ですでに共用することになってるものこいつなんで、残ってるこいつについて今回明記しますっていうのをまず冒頭で言ってもらっていいですか。多分そこをはっきりした方が、
3:19:21	あの後の進みが全然よさそうなんで、
3:19:25	そうしますと粗相出してあげますか。

3:19:36	規制庁田井です逆に言うと再処理施設で、第2低レベル廃棄物貯蔵施設、
3:19:42	に関して、用意してる設備一式言ってるっていうのと同じです。
3:19:47	そのうち、共用してるものを共有しなきゃいけないってかそこにある問題共有しなきゃいけないじゃないですか。許可から供試材のこいつです。今後新しく共用するってのはこいつですっていうのを言ってもらいと早いんですけど、
3:20:03	ちょっとお待ちください。
3:20:33	日本原燃のトリハラです。藤。
3:20:37	今回の共用におきまして共用すべき設備が何で、すでに供用してるものが何かとで結果的に新たに共用しなくちゃいけないものは何かという観点でご説明させていただきます。
3:20:49	IV。
3:20:51	すいませんと。
3:20:52	まず、一応今整理資料を見ながらちょっとご説明しようかと思っておりますが、
3:20:59	補足説明資料の
3:21:02	内添付資料1に記載。
3:21:04	ございます。ここにちょっと簡単に申し上げますと、あと葛西新田関連。
3:21:10	でございますと、
3:21:13	消火水供給設備ですとか、消火栓設備の一部、防火水槽の一部、
3:21:21	会館地区の一部消火設備の一部が必要なものでございます。このうち、照岸水供給設備は消火栓設備の一部
3:21:31	を防火水槽の一部はすでに供用済みとなっております、新たに供用が必要なものが、火災感知器の一部と、消火設備の一部となっております。
3:21:43	続きまして、不法侵入の防止の観点でございまして、人をような侵入防止できず、柵等の教諭が必要ですが、
3:21:54	こちらにつきましてはすでに許可で共有できておりますので、新たに共有すべきものはございません。
3:22:04	続きまして、
3:22:07	放射線管理施設、施設の関連でございまして、
3:22:12	まず北換気塔を菅竹野で美観設備、
3:22:16	こちらと、放射線サーベイ機器の一部、

3:22:19	個人用線量計、ホールボディカウンター、積算線量計、気象観測設備の一部
3:22:26	が
3:22:28	運用が必要なものとなっておりますが、規程換気等管理だけの出入り管理設備、個人線量計、ホールボディカウンター、積算線量計、気象切観測設備の一部については、
3:22:40	評価で供用済みとなっておりますので、放射線サーベイ機器の一部が新たに供用が必要となっております。
3:22:49	また、廃棄施設の観点では北換気等の支持構造物、
3:22:56	は、第1貯蔵系が共用が必要となっております、管理棟の支持構造物が9%で供用済みですので第1強貯蔵系が必要となります。
3:23:08	予備電源の観点からいきますと、新たに運転予備用ディーゼル発電機が共用が必要となっております、こちらは新たに供用が必要なものとなっております。
3:23:18	で、通信連絡設備の観点ではページング装置ですとか所内携帯電話が、
3:23:24	影響度はそうなものとなっておりますが、どちらも許可で共用事務となっております。
3:23:30	ですので、以上をまとめますと、
3:23:32	今回の共用で必要なものは、スウェイ、
3:23:36	すいません、衛藤さん点ぐらい、まず遮へいに関しては、
3:23:47	はい江藤遮へいに関しては、
3:23:52	を遮へいが期待しているというところがございますので、例えばDB建屋の、すいません代書造形を貯蔵しております。風ですとかそういった遮へい設備は期待しています。
3:24:05	共用という観点では、今回は出しません等、
3:24:10	こちらは共用が必要という、
3:24:13	再整備は今のところしておりません。
3:24:17	規制庁タジリつ期待はするけど許容しないというのは、
3:24:24	うん。
3:24:25	日本原燃のこれは鍋島瀬藤。
3:24:28	今回の
3:24:30	廃棄物の貯蔵という観点で、もともと共用するところが一旦、
3:24:36	建屋の一部の区画というところもございましたので、これまで遮へい、つまり外壁等ですねこちらは、
3:24:45	あるものと考えて共用が必要という整理はしておりませんでした。

3:24:51	規制庁鳥居です。線量評価は外壁がないものとして評価をするっていう宣言ですか。
3:24:57	日本原燃森原ですいませんそこは外壁を期待しております。ですので、
3:25:05	大変ですもう結論から言うと、期待するなら書いてくださいっていうので何か書こうとしてたと僕は認識してたんですけど、何か説明がなかったんで、何かどっちなのかよくわかんなくなってきたんで一応指摘をしました。
3:25:16	基本的に遮へいに関しては建屋を共用というふうにイメージに書くかどうかは他のところで、建屋の共用って明示したかどうかっていうところで整理してもらえばいいんですけど。
3:25:26	廃棄物管理施設としてもう遮へい記載する形になるから、廃棄物の共用でいうと右下6ページのところで、
3:25:34	一応は部屋数の話を書かれていると思うんですけど、若干なお書きなのかよくわかんないので、ここを、要は
3:25:43	だからこれ共用する台帳が受けた合わせて建屋も共用してる形になって、その場合はそれだけであるっていうふうに廃棄物管理施設の方でも書くという整理をされたのかなと思ったんですけど、と違いますかこれ。
3:25:57	はい。
3:26:01	日本原電のトリハラですあと、
3:26:04	先ほどお話にある通り、建屋については設備ではないというところもあってちょっと共用な概念をかけるかどうかという考えもありまして、共用というところでの整理はしていませんでした、新しい。
3:26:15	評価の中で期待している、壁厚ですとかそういったところは、期待しているというところを明記する必要があると思っておりましたので、今現在、遮へいの中で、
3:26:26	まだわけでありましたが書いておりましたのでちょっとこの記載は、もう少しですね何に期待するかというところ。
3:26:35	共同化というところもございますが、日本1社でございます。真木はもう、
3:26:42	バード文章の、廃棄物建屋の壁厚の関係で繋がってないような結果の動きになってますけど、自主的にこの壁を期待して評価をして、
3:26:55	もともと線量も下がってますとかって言う以上は後から共用しているということだと認識をしています。そういう意味でちょっと文章のつながりはもうちょっと考えますが、

3:27:06	前で売ってるコンクリート厚さは0.3メートルとか書いてるやつの繋ぎで、再処理施設と共用する、これこれの周する建屋の外壁等は、
3:27:16	分流していると書いてる時点でこの共用だという認識でございます。以上です。
3:27:21	規制庁の田尻です建屋を共用建屋を共用するっていう文言で書くかどうかちゅうのは他の共用施設の時にどう書いてるかの清リーダとっているので、そこに合わせて構わないと思うんですけど。
3:27:33	ただ遮へいとして期待してるんだから廃棄物管理施設って書くという整理をされたということだと思うので、何だろうという山田とか何かわかんないですけど期待するものをちゃんと書きますよっていうところだと認識しました。
3:27:44	これが遮へい阿藤藤。
3:27:48	この会社細かいんですけど2点ほどなんですけど通信連絡のところ、ページングとかの話だけされたんですけどこれ避難通路も込みで共用してるっていう説明でいいんですよ。
3:27:58	書かないんですけど。
3:28:02	日本原燃のトリハラですはい。
3:28:04	なんつうのもう、使いますので、そんなこと考えています。はい規制庁谷です。あと最後予備電源ところなんですけど、予備電源の方で非常に運転用Bの話をしたんですけど、
3:28:17	もともとのところで予備電源の条文のところ読みづらいのかもしれないんですけど、外部電源に関しては元から共用していて、それに関しては、共用せ共有するってのは許可のところ言っていて今回新たに予備電源ところを説明したというふうに思えばいいですかね。ちょっと明示的な説明がなかったので、
3:28:34	日本原燃の%トリハラです。おっしゃる通りで電気設備についてはすでに供用してるところがございますので、今回追加で必要な部分のみ記載しているという整理でございます。
3:28:46	規制庁谷です。なので冒頭で言いましたけど、必要なもの全部並べてもらって、その中で9番、こいつです、追加をこいつですっていうふうに説明をできるように別に、1枚ペラでも構わないと思うんですけど。
3:29:00	つけてくださいそしたらわかりいいと思ってるので。そしたら、この観点で三種っていう共用するものっていうのはこいつになったから、その文言ところに再処理施設と共用とか、何かそういう文言が書いてあるかどうかを見に行けばいいだけで、

3:29:12	廃棄物管理施設としては、共用することによって廃棄物管理施設にも位置付けられるので、再処理施設に置いて、その設備に関して数条文の関連で書いた記載に対して、ちゃんと廃棄物管理の方にも書いてあんだよねっていうふうに言って終われる話だと思うんですよ共有なんじゃないかね。
3:29:28	場所選定さしてるかもしれないんですけど、共用の条文なんて、
3:29:33	何、どう、何の設備を共用するかと、共用を新たにいやもともと持ってた人達じゃない人の方に関しては、その設備が登録されることになるので、その関連設備の記載をしましょうねと。
3:29:45	共用を仕上げる場合に関しては、共用っていうものを出しましょうねっていうな形の話だと思ってるので、別に悩ましいことも何でもなくて漏れなく書いてくださいっていうのがコメントです。衛藤。認識は大丈夫ですか。
3:29:58	日本原燃のトリハラです。よく、よく理解し、いたしました。何を共用すべきかというところとその設備がに対して共用というお話ですとか、必要な評価ができるかというところが、しっかり
3:30:11	書き込まれているように、確認して耐えないところを書き出します。
3:30:15	成長度です整理した紙つけていただいた上で、こちらの文言を見ればあらかた書いてあると認識しています。ただ、要は今回、下線とカー四角いとかだけの部分見ると、あれこれ許容してんだっけっていうところが思いついたものが幾らかあるんですけど、これは多分許可から許容してますっていうのが別のところに書いてあったりするだけなんだと思う。
3:30:35	ね、そこもCDメンバーで書いていただいた整理紙、別途つけていただいた上で、当該部分に関しても今回変更はないかもしれないけどつけてもらえれば、関連するところの共有を全部書いてあるんですけどっていうのがわかる形になると思うので、
3:30:48	その点も考慮いただければと思います。
3:30:52	2番目のトリハラで承知しました、整理支援資料、簡単に整理をしたものを作って提出いたします。すいません規制庁コサクですけど、簡単に整理したものを新たに作るのかどうかということ。
3:31:04	を含めてちょっと確認なんですけど、先ほどちょっと言われてました補足説明資料の、
3:31:11	そういう整理資料の中の補足の1の、
3:31:16	1の1から3ページは文章が書いてあってちょっと文章は飛ばしますが、
3:31:23	1-4から表になってて、

3:31:26	表の中でわあ、右側 2、追加する共用の要否ということで、一番最初に、建屋なんで云々っていうところちょっと皆を、
3:31:38	せよ検討いただくということですけど、
3:31:41	その左側 2、新たにその左に既許可ですでに共用ということが書いてあって、これが十分かって言ったところを、その左側で
3:31:56	わかるように書いていただくと。
3:31:58	いうことだと思ったんですけど、これと別なものを作ろうとされてるんですか。
3:32:06	日本原燃の遠山です。基本的にはご指摘のご指摘、今お話があった資料、
3:32:11	もう中身だと思っております、少しページ数が多いので、この簡略化したものの方が良いかなと思ったっていうのでございます。ですので、こちらの情報を少し
3:32:21	藤井さんからご指摘をいただいて、記載が足りないところもあるかもしれない、必ず別途っていうわけじゃなくて僕はわかればどこでもいいのでこれに振り込んでいただくのは最初に構わないです。はい、わかりました。はい。
3:32:33	あるもので、すいませんしっかり対応させていただきます。
3:32:37	はい。規制庁コサクです。
3:32:40	それで言うと、文書の方は、
3:32:45	表を書くときの趣旨なり、考え方っていうのが書いてあって結果が書いてあるということだと思うので、それで言うと、表の中をしっかりと書いて、
3:32:58	今回、話をしたようなところをしっかりと拡充してわかるようにしていただくと。
3:33:03	いうのでいいんじゃないかなと思うんですけど。
3:33:06	それで言うと遮へいのところですね。
3:33:10	ええ。
3:33:11	等、建屋の
3:33:15	建屋というのが、外壁というのかわかりませんが、
3:33:18	そこら辺は、放射線管理能の本文、添付D どのところを遮へいとして見込みますってのが書いてあってですね。
3:33:28	そのあたりの記載ぶりっていうのチェックをしていただくっていうことがまず第 1 だと思います。
3:33:34	なので、見込んでるのはこういう場所です。キー許可ではこういうふう
	に書いてありますと。

3:33:42	ということがあって、常に既許可で共用している部分があるわけですから、
3:33:50	それがどういうふうにかかれているのかということ踏まえて今回も同じように対応しますと。
3:33:57	ということで、その同じような対応というのがどういうことかっていうのをこの備考なり、共用部分に書いていただくってことだと思んですけどその理解でいいですか。
3:34:10	日本例のトリハラです。藤。
3:34:13	はい。
3:34:15	常に基本されてるもの、確かにございますのでその書きぶりをよく確認した上で、遮へいですとかその他のものに関しての、どう、
3:34:24	要否も含めてですね、
3:34:28	主
3:34:28	に整理していく。
3:34:30	ということかと理解しております。
3:34:32	以上です。規制庁コサクです。で、実用炉だ等、
3:34:37	位置構造設備の方2、生体遮へい装置という枠があって、そこで遮へい体を書いてあってですね、そうするとその共用って書けるんですけど、
3:34:49	ざっと見たところろう、最初にはそういう枠にはなっていないくて、遮へい設備という言葉はあるんですけど、
3:35:00	若干その登録の仕方がよくわからないのです。
3:35:04	はい、規制庁土肥です。再処理の方は何か遮へいと設備等厚さ書いてるなんか設備チェーンみたいなやつ並んでそこに、建屋って書いてませんじゃ携帯で見ると、
3:35:15	日本イシハラ使ってます。各建屋書いてあってそこで遮へい上期待するものの厚みと材質を書いています。
3:35:26	放射線
3:35:27	等、
3:35:28	1、規制庁から不確かテンロクか何かの遮へいのところですよ多分あれですね、遮へいのところの後に遮へい設備だったら何か項目が、言葉があってそれを建屋ごとの中を、
3:35:41	確か書いていたと思うんでちょっと待ってください。確かあの低レベルのところも名前挙げて書いててで、外壁には確か建屋って書いてたような気がするんですけど。

3:35:53	それを関連するところが多分今回、再処理の方で多分尽きてないんじゃないかなとは思っているの、
3:36:01	多分共用ってやつで書いてましたっけ。
3:36:06	遮へい厚んところ書くので、そこで書いてしまえば共用もかけやすいかなと思ったんすけど素行は、
3:36:12	これつけてましたっけ。
3:36:15	日本原燃の福井です。
3:36:18	再処理側の遮へいの主要設備の仕様というものが、テイン書類6の第1-3-1表に記載されていますが、
3:36:29	ちょっと現状、単位低レベル廃棄物ちょ、
3:36:35	藤堂館野ですね、当社に関しては、外部射撃が外壁がつたのメートル1メートル以上で材料コンクリートというところで記載されておりますが、
3:36:49	これに関しては、今現状、廃棄物管理施設と共用というちょっと記載がございませんので、今回そちらの方、
3:37:00	共用というところで記載させていただきます。ちょっと若干悩ましいのは、本当はMOXとかも共用なんですよね多分。
3:37:10	ですね。はい。っていうのがあって見たときどうしようかなとちょっと思ったところは正直あるんですけど。はい。なんで、適正化ってついでに書いてもらっても別に違和感もそこまでないかなと思いつつ、
3:37:22	あとはちょっと保管ところ含めて建屋ってどこまでそういう整理で書いてるのかっていうのが、最初の申請書を生きられたところは正直あるので、少なくとも今回に関して言うと、ボックスで書いてあった方がいいんじゃないかなというふうには思います。
3:37:36	いや他んところの適正化オオバ時間の時間なので、
3:37:40	既許可のやつの適正化なんでどこまでっていうのは今はあえて言いません。はい。
3:37:48	規制庁コサクですけど今添付で話したんすけど本文はっていうのが私気になってて、
3:37:58	遮へいせ、
3:38:01	制御室遮へい設備とかっていうのは検索でかかるんですけど、
3:38:06	今言われたやつってどこら辺でどうなってるんですか。
3:38:12	日本原燃の福井でございます。本文に関してはですね、遮へいという記載が遮へいのし、その厚さ等を
3:38:23	記載したものは、

3:38:26	特になくてですね、あちらへの方針としては、本文の方に記載されているんですけども、具体的な
3:38:37	謝礼設備の種類ですとか、抜サトウは全部添付書類6に記載されております。
3:38:46	規制庁田尻です。共有の記載の整理別に今回の遮へいに限らずなんですけど、共用する設備、
3:38:53	これを共用しますって本文に書いてるというよりは、共用した場合でも安全機能を損なわない設計とするという方針が本文に書かれていてその具体って一式添付でしたっけ。
3:39:03	日本原燃の鳥山でおっしゃる通りでどのように、その影響を与えないようにするかは店舗側に記載しております。
3:39:23	えっとですね、
3:39:26	寸法の中に全部書いてませんって言われましたけど、あの位置構造設備には書いてないんですけど放射線管理の方の本文にわあ、結構細かく書いてあるんです。
3:39:36	外壁は1.2メートルのコンクリートですとかですね。
3:39:41	ただー。
3:39:43	放射線管理の方に書いてあるので、どこの場所共用でどこでは当然書いてないのです。
3:39:59	共用をちょー！
3:40:02	ーあま排気の貯蔵のところで行ってそれを収納する建屋云々というの読み込めて放射線管理のこの部分でこう読めますっていうことだったら、
3:40:13	それでよくて、それを、添付の方で寄居。
3:40:18	わかりやすく書きますということでも構わないんですけど、ちょっと現状のその申請者の活気方なり、いうところを踏まえて、
3:40:28	整理をいただいたらいいかなと思います。
3:40:36	2本目のトリハラですと、本文での扱いという観点でちょっと今の、
3:40:44	書き書き方というんですかね、その構成、ちょっともっぺん確認しまして、どのような書きぶりがいいか、もう一度整理させてください。
3:40:52	はい。佐野フゾクの1-4のページの表で
3:40:58	整理した結果、考え方っていうのを見えるようにしといてください。
3:41:03	井上のトリハラで承知しました。はい。それ以外についてもう。
3:41:11	例えば、先ほどの電源関係でいうとですね、
3:41:20	C、
3:41:21	ー7ページ。

3:41:25	1-8 ページに、第 18 条。
3:41:29	廃棄物管理の方ですけど十八条予備電源とあって、
3:41:33	ここで
3:41:35	共用はありません。
3:41:37	新たなものがディーゼル発電機ですって書きちゃってさっきの説明と違 ってんですよ。
3:41:47	デリー発電機だけで、
3:41:49	機能するわけがなくて、
3:41:53	負荷が何ですかっていうことがまずなくちゃいけなくて、
3:41:56	その負荷に対してどう給電すんですか、っていう給電系統があって、
3:42:01	それによって、共用しなければいけない設備一式ができて、
3:42:06	それが
3:42:09	共用すでになってるのと、新たにしなきゃいけないことって出るはずな んですよ、その検討が足りてないんだと思うんですよ。
3:42:17	いかがですかね。
3:42:27	日本原燃のトリハラです。
3:42:30	及び連盟のところ、おっしゃる通り今、十分予備電源という記載がござ いましたのでちょっと電源だけに注目してしまったんですけれども、給 電するために必要な電動ですとかそういったものも、
3:42:43	これあると思ってますのでそういったものも含めて整理して記載したい とを考えます。
3:42:48	はい。直接です。機能という関係から、漏れのないように整理をしてく ださい。条文の理解で限定しちゃうと、
3:42:58	結局今みたいに全部で足りてるのかっていう話になっちゃうので、
3:43:06	いえ、何だろうな。
3:43:10	この表を生かすのであればそういう作業でできると思いますのでよろし くお願いします。
3:43:18	それをこれ一色。
3:43:20	その精度で見直してみたら多分大丈夫になるんじゃないかなと。
3:43:27	思いますけど。
3:43:29	いいですかね。
3:43:34	成長度です。で、その整備が基本的に許容という限りはその設置が 多分メインだと思うんですけど、1 点だけちょっとすいません認識確認 しておきたいんですけど、右再処理のほうの右下 14 ページで、

3:43:47	一応共用って書いてあって、中段ぐらいのところで雑固体の種類、表面線量当量線量とか質量その他の廃棄物特性が同等のものっていうふうに言っていて、この同等の考え方なんですけど、
3:43:59	これって結局敗血症総施設の中に入れるものって線量を評価する上では一定のセットが何か置いた形にしてあって、
3:44:09	そこよりも下って意味での同等ですかそれとも、ある程度厳密に似たようなことやってるから、線量自体も同じぐらいですっていうふうにいえるもんですかね。
3:44:26	すみません日本原電の森原です。
3:44:28	その測定をして、
3:44:32	なんて言うんですかね。
3:44:34	レベル。
3:44:36	以下であれば大丈夫っていう観点で、確認して保管するという気持ちで、資料を作っております。規制庁、竹下八島ですけど同等っていうのは
3:44:49	再処理施設よりも低いものって言いたいのかさっき言ったようにある一定の閾値以下であるって意味で再処理施設と同じであるっていうと、シャーのイメージすかねどっちかっていうと、
3:45:00	日本のPRAですと敷地以下で考えております。
3:45:05	なんで、再処理施設の方も事細かに当たってるかっていう所です出さず答えではあるので、
3:45:11	多少ばらつきもあったりするだろうけれど閾値以下であることってのは、一定になっていて、そこに関しては廃棄物管理施設を入れる以上はそのルール守りながら入れますよって意味で同等ですっていうことですかね。
3:45:25	日本トリハラです。おっしゃる通りの意味でございます。
3:45:29	規制庁田尻です。意図はわかった気がするので、
3:45:34	意図は理解しました。
3:45:39	と、
3:45:41	規制庁丹治ですけど、共用関係最初のツガネが悪すぎるんで他は大体包絡されるっちゃうだけなんですけど、他は規制庁側から共用関係で何かありますでしょうか。
3:45:54	瀬戸谷井です。
3:45:56	先ほど最初にも言いましたけど、共用に関しては、もう最初から最後まで聞く何共用するのっていうのでちゃんとどこに書きましたっていうのは経営の話だと思っているので、

3:46:07	漏れなく抜き出して、ちゃんとこういうふうに整理したんですよっていうのを示してもらえば大丈夫だと思ってるんで、よろしく願いします。
3:46:14	日本原燃の鳥飼です。そうしましたら、整理いたして出しまして回答いたします。
3:46:24	内容とか、
3:46:26	次平和利用等説明、よろしく願いいたします。
3:46:31	はい。日本原燃石原でございます。
3:46:34	今日本の方は整理資料出して、右下4ページ、いいですかね。
3:46:41	2、再処理事業の目的ということで以前、前回お話をしたもともと大野墓地のエネルギー計画の話の年月日を書いてましたんでそれに合わせて令和3年10月、
3:46:55	これは独自のエネルギーチーム計画だということは残してますということと、あとは、5だ5段5行目ですかね、安全確保を大前提に施設の竣工と操業に向けて準備を進めることが明確化されていると。
3:47:11	これに基づいてやっていきますよということをつないで文章にしていますというところだけですね、直しているのは、はい。
3:47:20	規制庁コサクですけど結局、
3:47:23	変更後におけるっていう場所ですけど、
3:47:27	時点修正するっていう古藤で運用されてるってことですかね。はい。日本原燃石田でございます。一応、中で議論をして、
3:47:38	最終的には時点修正をするということでちょっと当初、
3:47:45	年月日とか、エネルギー計画の話も含めて書いてしまったところがあったので、そこも含めて、最新の状態にするということで整理をさせていただきました。以上です。
3:47:57	はい。スタンスはわかりました。
3:48:07	あと規制庁タカナシさんの1点だけ確認。今変更点の、前回からの変更点の話は4ページのところということだったんですけどあと、この資料でいうと変更後あれですね。
3:48:18	参考資料の11でしたっけ、のところに、覚書の変更箇所のところの理由をつけていただいたというところ、この2点だけということでしょうか。
3:48:29	はい、日本イシハラでございますはいその通りでございます。
3:48:32	はい、わかりました。
3:48:38	はい。その他には何か。
3:48:43	よろしければ、次に、

3:48:45	はい。次、経理的層になります。経営的基礎については、前回から文言、右下5ページですかね。
3:48:57	直してるところであと以前議論と事業計画、
3:49:02	上の資金計画とかの前提になっているっていうのが、いまいちリンクがしないので、上と下をリンクさせるのはおかしいんじゃないかという話がありました。それはおっしゃる通りでございます、
3:49:14	事業計画を以下の通りと、単純に繋いでますということでございます。
3:49:19	最初の方はそこを直したということです。一方、
3:49:26	廃棄物の場合に須賀廃棄物の方は、ちょっとください。
3:49:32	事業計画のところの廃棄物の受け入れのところが、確か、
3:49:40	日程になっていたところを、注書きを出していたと記憶をします電力さんからの要求に応じてというような書き方をしたと記憶してますけどちょっと待ってください。6ページのところで放射性廃棄物の予定受け入れ量。
3:50:00	特定実用発電用原子炉設置者から月ほど作りに記載されたということですかね。はいそうですねはいそうです。
3:50:07	これって、何かもう数字は仕方ないところなんですけど、何かで前にならないとわかんないところでしたっけ。
3:50:15	前年とか前市になっても令和4年しかわかってないのか。
3:50:19	はい、与儀西田でございますこれは前回の時もとりました今回のいわゆる事業変更許可みたいなアクションがあるとそれが終わらないと、
3:50:29	結びつかないので今が、いわゆるなんていうか、微妙な時期といいますか、普通はこんなことにはならないと思っておりますが今の状況だからということだと思っております。以上です。
3:50:40	タジリです要は間にわたることはもうよくわかんないけど、こっちが決めないと打ち出してくんないし、あっちがないとこ書けないみたいな状況なのは理解一つなんですけど、これって今後定義だとどっかで書くんですかね動き始めてどっかで変更許可出すタイミングでは書くてイメージなんですかね。
3:51:00	日本原燃石原でございます。今までも書いていたり、未定だったりいらっしまったと思っておりますが
3:51:06	これは、
3:51:09	何だっけな。
3:51:11	でもあれか。

3:51:13	そうなんですよね再処理の場合は使用計画があるからまだ何とか救われるんですけど、今までもないから、ここで未定だとずっと見てたんですね。
3:51:24	新沼です。実績へっていう意味でいうと広告かなんかで出てきたかもしれんので、
3:51:32	終わった後はわかるかもしれないですね。
3:51:36	はい。国としては計画把握してんだらうって言われたら、
3:51:40	内川はある程度把握していることになってるってことですかね。ガラス固化体をエネ庁とかの絡みでいうと、計画持っているはずなんで。そうですね。はい。そっちからじゃ我々に通知があるということは事前に海外からの変化も含めて、計画ができていけるわけそれはエネ庁さん含めて全体は、
3:52:00	理解、認識をしているというのが前提です。
3:52:03	長田尻です。よくわかりました。ここだけ出すもんでもないですもんね。助教私、
3:52:10	左に近いうちに変更許可って何か、昔は何かそういうネタがあった気がするんですけど。
3:52:15	もうなくなったんでしたっけ廃棄物管理残って、
3:52:18	C S Dとかの話。
3:52:24	いやそういうのがあったら当然その時は直るんだらうなって認識します。はい。はい。はい。
3:52:31	犬飼城です。
3:52:33	はい。規制庁とかその他何か、経理的基礎に関して、
3:52:38	はい。はい、どうぞお願いします。
3:52:48	はい。
3:52:50	よろしければ、次お願いします。
3:52:57	5年のものです。技術的能力の添付資料3の中の品質保証体制のところについて、説明をさせていただきます。
3:53:07	下のページで1から2、1-27から
3:53:11	その品質保証体制の説明でございますけど、前回のヒアリングの中で、
3:53:18	これまでの整理資料の書き方として、J A Cであるとか品証技術基準からの変遷というものを書いてまして、それに新たに品質管理基準を追加しますと。
3:53:29	というような書き方をしておりましたけど、今回の有毒ガスあと廃棄物共用に関しての活動は、品質管理基準規則に基づいて活動しているということで、

3:53:40	これまで書いていたジャックとか印象技術基準を全部、記載を削除しますと、そういった見直しをしますというのが大きなコメントでございましたので、
3:53:50	下の1-27から1-37にかけて品証体制の説明をしているところになりますけど、ここの記載からチェックであるとか、品証技術基準の、
3:54:03	変遷に関わる記載をすべて削除したというのが今回の大きな変更点になります。説明は以上です。
3:54:14	議長から質問ございますでしょうか。
3:54:20	特になければ、そう。
3:54:26	す。
3:54:28	規制庁コサクですけど、
3:54:29	ど、どこ。
3:54:32	行動す。
3:54:33	うん。全部落としましたって方針は全くわかったんですけど。
3:54:38	それで結果大丈夫になったのかがいまいちよくわかんないんですけど、どうということ。
3:54:45	ことになってます。
3:54:47	日本原燃のNOです。あと一部28でございますけど、品質保証体制を構築するにあたっての基準というところが、
3:54:57	一番最初に出てきていますけど、ここ、
3:55:01	協会の常盤ジャックであるとか、品証技術基準に従って、品質保証体制を構築するというところを、まず品質管理基準規則に従って構築すると。
3:55:13	いう記載に変更しております。それ以降の記載してる中身については、基本的に品質管理基準規則、或いは保安規定に基づく活動内容をすべて記載しております。
3:55:26	で、今回削除したところでございますけど、
3:55:30	1-30 ページ。
3:55:36	なります。一番30ページの下から6行目斜め行目辺りに、ここに
3:55:44	運転期間の時に、ちょうど
3:55:48	御規定の施行の時に、品質管理基準が施行されるという時期がございましたので、ここに
3:55:58	特例というか一過性の記載として保安規定施行後には品質管理基準規則に従って実施するという内容が記載されておりましたけど、
3:56:09	これはすべて削除してます。それは

3:56:12	1-28 ページ目で、品質管理基準規則に従って実施すると、いうことを書いてますので削除しても、僕らの活動としては同じ活動をするということになると、
3:56:24	思いを持っております。
3:56:26	それから削除したところとして1-30
3:56:29	1 ページ目。
3:56:30	上から6年目7、7行目。
3:56:35	やはり2、ここのジャックであるとかあと品証技術基準の変遷、
3:56:43	ドックで活動してた。
3:56:47	ものプラス品証の技術基準で新たに追加した内容というものを書いてございましたけど、これがすべて秘密管理基準規則に置き換わってますので、すべて削除すると。
3:56:58	というような対応をしております。
3:57:02	最後でございますけど、
3:57:07	1-36 ページ。
3:57:09	ちょうど真ん中あたりに両括弧Bでございますけど、この部分も先ほどと同じように、ここは調達管理の説明をしてるところでございましたけど、
3:57:21	この申請基準の施行前に調達した管理の扱いについて記載してございましたので、今回は新規基準の施行前の調達の実績はなくて、
3:57:33	期日管理基準規則の適用後の実績でございますので、ここについてはそのまま削除しても問題ないということで削除しております。衛藤削除した内容についての説明は以上になります。
3:57:48	はい。規制庁コサクですわかりました。
3:58:03	えっとですね、この後説明される救命数の実績云々っていうのともだから整合したものになってるってことですよね。
3:58:13	その通りでございます。はい。
3:58:16	規制庁コサクですわかりました。
3:58:21	規制庁丹治です。技術的能力能廃棄物管理の方で1点確認なんですけど、
3:58:27	これまで技術的能力の話でしたよね、冒頭品証と言われたんですけど多分資料の技術的能力の話やってたんで多分そっちだと思ってたんですけど認識大丈夫ですよ。
3:58:39	今技術的能力品証体制のところという認識でございます。
3:58:44	しちゃったんですけど、技術的能力のヒンショウ以外も聞いちゃって大丈夫ですよ衛藤、とりあえず聞くんですけど、江藤。

3:58:52	右した廃棄物管理の方の
3:58:57	技術的能力の資料の右下7ページGのところになるかなと思うんですけど、
3:59:02	今回この申請において体制の見直しCっていうのは結局、どこが変わったかって、説明してもらっていいですか何か印ついてるかと思ったら元についてなくて何か廃棄物管理課とかで、
3:59:15	変更があると思ってたんですけど、そこがまたわかんなかったんで、
3:59:19	この時間。
3:59:29	一番、一番の、
3:59:31	ほんじゃ、どっちだっけ。
3:59:47	規制庁谷井ですけど、大丈夫ですか。
4:00:02	日本原燃瀬谷です。ちょっと待ってください。
4:00:27	はい。二本木西浦でございます。局からいくと調達室、図の5。
4:00:33	左側の一番上ですかね、ちょっと私がある程度文字がぼやけていたらいいですけど、違うな、その下だ、3番目では、上から3番目。
4:00:43	これとあとは業務管理室がいなくなって働き方改革本部に反映したぐらいで、他は変わってないと思ってました。以上です。
4:00:53	規制庁田尻です。
4:00:55	最初の方が変わってなくて廃棄物管理施設の法定低レベルのごみ置き場の管理入れるために廃棄物管理下か何か名前のやつが追加されるような話春期だけしたんですけど、変更なしですかね。
4:01:15	そういう意味では日本医者でございます。そうですね。これただ、
4:01:24	わかりましたすみません日本原燃石田でござそうですねここで言う、共用施設分、再処理工場の共用施設分の廃棄物管理か。
4:01:35	これが既許可から比べると、廃棄物管理関係部署、
4:01:44	の中に含まれたということですいません失礼しました。
4:01:48	長タジリです。で、ちょっとこのIIがどこの図だったかですけど、これは申請書の添付についてたって組織図か何かでよかったですっけ。
4:02:00	宮城西原でございます野田亜都ですはい。
4:02:05	聞いとったんです。なんで、技術的能力って意味でいうと時点修正とか、役割変更みたいなやつは別途ありつつも、廃棄物管理としては、
4:02:17	低レベルのごみ置き場バーの管理を実施する廃棄物管理課の組織に追加したとかって思っとけばいいんですかね。
4:02:24	はい、西原でございます事前修正以外の話でいくとそうですね廃棄物管理のことでいくと直球勝負のところはそうですね。廃棄物管理課を中に入れたということでございます以上です。

4:02:35	ちょっと次です。なんで、設計工事の業務の実施者とか技術とか本店申請時点でリバイスとかはされてるけれど、それとは別途、設備が増えたんだからそいつを管理するやつがゆ、今までの組織で読めなかったから追加してきましたよっていうのが、
4:02:50	廃棄物管理のもんだということで一応理解しました。
4:02:53	これないこの許可が出るとまた保安規定とか何か続いて管理施設出てくるんですよきっと。
4:03:01	日本原燃石原でございます。はい。
4:03:04	私ももう1回確認しますけど廃棄物管理施設の組織図も含めた役割分担上は廃棄物管理施設課の管理課が入ってないはずなので、保安規定の変更も必要かと思えます以上です。
4:03:16	規制庁館です。助教は理解しました。
4:03:22	規制庁コサクです。ちょっとすみません私も前のマークだったんで申し訳ないんですけど。
4:03:28	衛藤。これまでって、
4:03:30	共用し、まだ何もなかったんですよ。
4:03:33	テレビポイントじゃなく、
4:03:36	ちょっとだけやっぱいろいろ任せ、
4:03:39	これまで再処理で共用したらMOXの方とかで共用してるだけなんですよっていうことか。はい。はい。宮城西原でございます最初に、李。
4:03:49	低レベル廃棄物処理建屋の台帳の下でいくと、そうですね再処理の中でも竣工してるF施設と、あとMOXが共用してたところに廃棄物管理施設が今回加わるということです。
4:04:01	はい、規制庁コサクですすみませんちょっとこんな根本的なところだったんですけどこんな
4:04:10	その部分の担当部署が管理側にも追加されるという、
4:04:15	古藤で、
4:04:18	そうするとあれですかその要員分の人数のカウントが増えるってことですか。
4:04:28	はい。日本イシハラでございます。そうですねいわゆる、
4:04:33	ここにいつてる組織の設計及び工事のため、運転及び保守のための組織であったり必要な20歳の確保って言うてる人数は、
4:04:44	ベースは、
4:04:47	ちょっと医師、一度確認させていただきますそんなにリジッドに分けてたかと言われると、
4:04:54	その微妙な気もするので、

4:04:57	はいちょっと事実確認をした上で、下でもご連絡できるようにしますはい すいません。はい。
4:05:08	長谷白井社員資料で、変更箇所わかるように何か前も言った気はすんで すけど、わかるようにしてもらえるとちょっとこの図だけついてて、今 回の申請の部分はやりましたっていうふうに右田なんて言われてるけ ど、
4:05:21	どこが変わったか全然わかんないんでよろしく願います。
4:05:24	はい。はい、わかりました。すいませんはい、私の済みだからと思った のはい。お諮りしておきます。
4:05:31	江藤。すいません今の話でいうと、この1-9-1、トータル129ページ いくと、辛うじて廃棄物管理下のところに、
4:05:43	まるでアンダーラインが引いてあるのかな。
4:05:47	一応見えましたので、
4:05:49	確か。
4:05:50	そういうことなんだとは理解をしますけど確認だけしといてください。
4:05:55	はい。
4:06:02	規制庁タカナシちょっと今今の質問にちょっと字は便乗する形で再処理 の方は、基本的にはいや今説明があったその品質以外のところ人数と関 わってますけれども自転しさっき組織図も含めて、
4:06:16	時点修正だけということでしょうか。
4:06:19	はい、二本木西原でございますはいおっしゃっていただいてる通りでご ざいます。
4:06:24	はい、ありがとうございます。
4:06:26	そしたらその他何か、むしろ、
4:06:29	ございますでしょうか。
4:06:33	よろしければもう1個残っている品質保守管理体制保障体制とか、それ をお願いします。
4:06:42	はい。日本原燃の伊能です。添付書類3車両と添付書類9品質管理に必 要な体制の整備に関する説明書ということで、今回の変更申請にあたっ て実施した設計の実績、
4:06:55	ということで、前回野瀬。
4:06:58	経営活動のエビデンスをつけさせていただいたんですけど、その上で数 をもって、何を説明したいのかわからないということで、
4:07:08	ベースの解説書みたいなものを全般的につけるというのが、大きなコメ ントでございました。
4:07:15	その中で、

4:07:18	2点ほど、内容的なところで言いますと、不適合の管理のところを、
4:07:26	設計変更の管理のところについて、
4:07:30	詳しく
4:07:32	解説をつけるようにということがございましたので、その部分について説明をさせていただきたいと思います。まず全般的には補足説明資料、
4:07:44	見いだしの後に、すべてのエビデンスの解説書をつけさせていただきました。
4:07:50	その上で前回のヒアリングで特に議論になった、補足説明資料の2の13と、
4:07:56	になります。
4:07:59	13は前回、設計変更の管理の実績のところでございますけど、
4:08:06	設計変更をして、今モニターに出てございますけど、設計の計画を
4:08:15	補正書を出すようなタイミング、申請をするようなタイミングで2回改正しているということに対して、
4:08:22	この設計変更時に設計の計画を、
4:08:26	どう、
4:08:27	変更していないことっていうか
4:08:30	設計変更として、こういったタイミングで改正するのが、正しかったのかというところをきちんと説明するようにということがございました。
4:08:41	あわせて、この設計の計画を変更したときに、
4:08:46	設計レビューの区分を直し
4:08:49	安全委員会によるレビューというものを、レビジョンの設計の計画では
4:08:56	やらないというような計画の変更をしておりますので、その点については設計レビューの区分に関する社内の説明、
4:09:06	資料をつけるようにということがございましたので、そういったものを説明としてつけさせていただいてます。
4:09:13	下の方に行きまして、
4:09:16	今回、
4:09:18	設計変更の管理として、実施した説明としましては、設計の計画であるとか、あと設計の要求事項検討表というのは、
4:09:29	上田部で改正したかということ、社内の設計の進捗であったり、安全審査での指摘事項を踏まえた検討の進捗によって、設計の
4:09:39	変更という形で設計の計画を改正しましたという説明をさせてもらってます。しかしということで、本番はどうあるべきかということでございますけど、

4:09:49	本来は 2021 年の 12 月 23 日の審査会合において、再処理施設の安全設計に立川有毒ガス防護対策を注意し直すことを説明したと。
4:10:02	この段階で有毒ガス防護対策の設計方針の再検討に着手したということ でございますので、本来であれば設計進捗、
4:10:12	こういった形で設計の計画を改正するのではなくて、2021 年 12 月 23 日の時点で、設計変更として管理すべきだったと。
4:10:22	というようなことを説明として書かせてもらってます。
4:10:26	従ってということで今後の改善としては設計を主管する箇所が設計の計 画を適切に更新できるように、更新の仕組みについては改善を図ってい きたいと。
4:10:39	いうことを今回説明として追加させていただいております。
4:10:44	次に、補足説明資料の 3-9 でございます。
4:10:50	3-9 は、不適合管理の実績のエビデンスに、
4:10:55	なります。
4:11:07	佐貫。
4:11:11	はい。3 号軽油でございますけど、その不適合管理の実績としては、審 査会のちょっと整理資料の 1 不足といった、
4:11:22	昨日の管理の実績というものを打診しましたけど、ある意味それが本丸 ではなくて、これまで審査会も踏まえて、いろいろ指摘を受けてきてい て、
4:11:33	それに従って改善したようなし、
4:11:37	体制の見直したとか、改善してきたような仕組みについてもきちんと記 載して、
4:11:44	今後の改善点としてあるべき
4:11:48	ものについてを記載すると、いうようなことがございましたので、今 回、まず前段としては A p p 適合としては
4:11:58	J A C A P に登録されたされ、
4:12:01	不適合管理を実施しているということで、実績としては事業の通り添付 するというので、前回説明した。
4:12:09	ものと同じ取り組みの実績としては審査、
4:12:13	能勢整理資料の 1 不足というものの実績がありますという説明をさし加 えさせていただいた上で、上記以外で安全審査での指摘事項を、
4:12:24	受けた改善の取り組みとして、以下のような対応を実施したと、いうこ とで、これはちょっと時系列的に書いてございますけど、今回有毒ガス の
4:12:35	事業変更許可の、

4:12:38	対応において、いろいろ規制庁さんの方からも指摘を受けて、当社で、
4:12:45	事業変更許可申請の体制の見直しを実施してますので、そういったものを今回、
4:12:52	体制の見直しということで書かせていただきました。で、最後の文章になりますけど、なお書きとして、今回、
4:13:01	議論の実績としては、整理資料の1不足というものしかございませんでしたけど、今回こういった体制の見直しっていうものは、
4:13:10	C A Pシステムの中では、管理できていませんでしたので、こういった安全審査を進める中で、後方で仕組みに改善するような点があった場合には、
4:13:21	積極的にラップシステムに登録して改善を図っていくところを、説明として追加させていただきました。全体の説明としては以上になります。
4:13:34	何か規制庁側から質問ありますでしょうか。
4:13:40	主要なった規制庁補足ですけど主要な点だけなんですけど、この書類全般非常にわかりにくくて、
4:13:47	いろいろと質問したんですけど説明していただけませんか。
4:14:04	日本原燃のN Oです。それではご説明、補足説明資料の1-1 から一通り、
4:14:12	説明をさせていただきます。
4:14:16	まず説明。
4:14:24	すいません。まず、添付書類に書いてあるレベルの関係でいうと、実績ありなしってところの符号D。
4:14:34	どうしたかっていうことなんですけど。
4:14:36	今、説明があった、不適合管理のところワー、
4:14:41	廃棄物管理のところは結局どうされたんでしょうか。
4:14:51	業務部です。廃棄物管理の方では不適合管理の実績はございません。
4:14:59	そっか。江藤。そういう意味だとキャップ自体もないから、
4:15:04	そういうのはちょっと前広にしたC A Pを踏まえてもう実績ないので、何もかなお書きは書かずという儘田ってことですかね。
4:15:18	元のおっしゃる通りでございます。
4:15:21	の状況はわかりました。でも触れたのあれですけど、
4:15:29	廃棄物管理の3-9 でしたっけ、補足のやつ。
4:15:35	はどうなの。
4:15:37	出ますか。何か補足3-1 しかないですね。
4:15:43	そうか実績がないから付けられないのか。

4:15:47	おっしゃる通り実績ないので補足説明資料としてはございません。
4:15:52	ただ、
4:15:55	同じことは書いといた方がー。
4:15:58	いいのではないかと思うのですが。
4:16:02	でもあれか。
4:16:04	はい。
4:16:05	廃棄物管理側不備があったわけじゃないから。
4:16:09	いいか。
4:16:10	この体制の整備はあくまで有毒ガスでの再処理の問題ってことですかね。
4:16:21	すいません。規制庁コサクですけど、原燃何らかレスポンスしてもらわないと、原燃の理解を聞くヒアリングの手にならないので、
4:16:30	日本原燃の方で、その通り考えております。
4:16:33	はい、わかりました。じゃあ、すいません最初に戻って頭からお願い。
4:16:38	簡単でいいですけど。
4:16:42	日本原燃の濃度、補足説明資料の1-1ということで、ここでは、
4:16:50	今回本申請における、設計に関わる組織であるとかあと調達に関わる組織というものを、6説明資料の1-1で、説明させていただいています。
4:17:02	1-1は文章で書いてますけど、今回設計を実施した部署がどこ、どういう部署であるとか、調達をした部署がどこであるかと。
4:17:13	いうものを文章で記載させていただきます。
4:17:16	その次のページございますけど、
4:17:22	それを
4:17:25	組織図の中でも、一応今回、設計だとか調達した部署を
4:17:33	四角で囲んだ上で、上の方に
4:17:37	注意書きと、
4:17:39	補足説明として今回の設計調達を実施した部署名を記載させていただいております。
4:17:49	はい。規制庁勝です。
4:17:52	はい。
4:17:53	表現の方です。
4:17:55	次は補足説明資料のうち、
4:17:58	でございます。
4:17:59	これ設定レビューの実績を補足説明した資料になります。
4:18:07	ここでは設計レビューというのは設計の計画に基づいてレビューを実施して、

4:18:14	いて、その実績については次の通り添付するという説明をさせていただきます。
4:18:23	次のページからは今回、これは有毒ガスでございますけど、設計レビューを実施した実績として、
4:18:34	設計審査委員会であるとか、安全委員会、設計主幹か。
4:18:40	レビューする、3段階でレビューをし、してございますので、
4:18:46	3点についての設計レビューを実施した実績として、議事録等を添付させていただきます。
4:18:54	入園者でございますここ単純に実績をただ並べてしまってるのでどの計画に対しいつやったかってちょっと整理した表をつけた上で、後のエビデンスに飛ばす感じにしたいと思います。以上です。
4:19:06	はい。前回そういうことをお話したと思いますので、最初の紙にそれを書いてつけてください。で、これが並ぶ順番が一廃棄物管理と再処理で違ってたと思うんですけど、
4:19:19	その辺りにもう、その日を作って整理してっていいですかね。
4:19:24	はい、上西でございますはい。そういうふうにさせていただきますすいませんはい。
4:19:28	はい。
4:19:30	了解しました。
4:19:33	2番目のです。続いて補足説明資料の2-3。
4:19:38	であります。
4:19:46	ほら、
4:19:47	2本、
4:19:55	一緒に、
4:20:04	補足説明資料の3は、本申請における設計に係る品質管理の方法として、設計するにあたってのまず1部を明確にするというプロセス。
4:20:17	でそのインプットを求めして設計をするというプロセス、並びにその設計をした結果として設計のアウトプットを出すというプロセス。
4:20:27	に対する検証というプロセスがございますので、
4:20:31	これに関する補足説明資料として、
4:20:36	2-3という形でつけさせていただきます。これを、ここで各段階を実施するということになってますので、皆さんの資料は設計の計画、
4:20:50	設計の実績を持って説明をさせていただいております。
4:20:55	3、

4:20:59	2-3 が設計の計画というものでございますけど、この中で、降雨になりますけど、
4:21:10	設計の計画で、各段階に適したレベル検証妥当性確認を計画して実施するということで、こういった形で設計を開始するにあたって計画をして、
4:21:21	各段階の管理を実施したというようなエビデンスになります。
4:21:26	あと、スケジュールについては、このページになりますけど、
4:21:33	ちょっとした
4:21:39	こういったスケジュールスケジュール。
4:21:41	レビュー、演習妥当性確認、先ほど言ったインプットアウトプット、こういったものをあらかじめ計画して、設計の各段階を管理すると。
4:21:53	ということでこの設計の各段階の勝壇、活動内容あと各段階を管理したエビデンスとして、こういったものをつけさせていただいております。
4:22:04	続いて補足説明資料4、規制庁コサクですけど、新野さんは、今の説明を聞かないとわからないので、71 ページちゃんを書いてください。
4:22:16	まず、三野さんって何者だっていうと、全体の
4:22:22	段階的になっていうのか
4:22:25	プロセス数分けて構成して計画しますっていう、大枠のところ引用されているので、
4:22:32	そういうことをまずちゃん書いていただくということで、
4:22:37	D層、その計画、
4:22:39	プロセスちゃんと整理して作業しますというのは、行為、
4:22:45	QMSの中で計画を立てるということになっているのでそれをつけますと、
4:22:49	計画の中で、このプロセスはこういう場所でのプロセスはこういう場所で、
4:22:56	整理をしてあります。
4:22:58	ていうので、ページを引っ張るとか、
4:23:01	いうところまで書いていただければと思います。
4:23:06	日本原燃安納です。承知しましたきちんと説明を加えるようにいたします。
4:23:12	であれですねマスキング箇所わあ、見直しをされて必要な箇所のみ、
4:23:18	してきたっていうことですね。
4:23:23	日本原燃のです。その通りでございます。はい。で、そのマスキング箇所って意味でいうとちょっとさかのぼっちゃいますけど、設計レビューのところQA大分

4:23:33	マスクングしたままなんですけど、
4:23:35	これわー本当ですか。
4:23:47	はい。
4:23:49	はい。日本原燃志田でございます。ここもちょっと精査します。ちょっとマスクングし過ぎですね。
4:23:57	誰がしゃべったと書いてあるわけじゃないですし、あとワー、
4:24:03	いうことは至極普通のことを書いてるわけなのでちょっとうちのマスクング部隊ともう一度確認をして、社内とそうだからというだけで多分、
4:24:13	いす、ある程度枠でマスクングしてしまってると思うんでそこ再度確認をさせていただきます。以上です。
4:24:20	はい。お願いします。俺ら辺がスキームだとヒアリングとかも全部マスクングになって審査会合なんかできないっていうことんなっちゃうので。
4:24:27	よろしくお願いします。その点でわあ、計画書の方とかは、
4:24:34	比較的外されているので、
4:24:38	何となく、
4:24:43	75 ページは、
4:24:48	これの中でも一部は出せるんじゃないかなって感じがしなくもないですけど、類推されるという範疇としてこの程度ぐらいを目にするかと。
4:24:58	いう感じですかね。
4:25:01	はい。どう頑張ってもこの金額にはたどり着けない気がしますけど、全体の枠でということではい。
4:25:08	はい。
4:25:12	ノ口目のものです。先ほど、設計の計画で、設計の各段階の大枠を説明させていただいて、次は設計に用いる情報の明確化の具体的な
4:25:26	実績ということでございますので、6 説明資料の今を、
4:25:31	となります。
4:25:39	等速説明資料 2-5 は先ほどもちょっとご説明させていただきましたけど、設計を開始するにあたって、設計にし、用いる情報を明確にするということで、
4:25:51	いわゆるインプットをまず、法令であるとか、そういったものを明確にするという実績になります。
4:25:59	これは補足説明資料 2-5 で、
4:26:02	こういった
4:26:05	先方の要求事項検討表という

4:26:09	帳票を使って設計してございますけど、この一番左の欄に、設計に用いる情報ということで、機能及び性能に関する要求事項とか、
4:26:20	こういった設計に用いる情報を明確にして、設計を開始すると、いう実績でございます。
4:26:28	日本エリアでございます。今野本不親切なので、70、94 ページの文章をもうちょっとオーバーオールに何をしたいのかを書きます。
4:26:39	というのとあともともとルールで、設計としてどんなことを考慮するかが確かルールで決まっていたはずなので、そういうことも書いた上で、インプットとしてはどんなことを明確にするんであって設計概要としたんだと付けをするっていう全体も、これ業務でやらなきゃいけないことをまずちゃんと書いた上で、
4:26:58	その通りのエビデンスとなってますということを説明できるようにしたいと思います。以上です。
4:27:04	はい。規制庁コサクですよろしく申し上げますそれで、これって、この内容でいいのっていうところ能レビューみたいなのって、どうなってるんでしょうか。
4:27:19	ちょっとねアンコール。
4:27:28	ゲームのものです。今
4:27:32	問題物でございますけど、左の欄の設計に用いる情報及び設計のインプットをまず決めたときに、それがインプットが正しい適正インプットも、
4:27:43	適切性なレビューするということでございますので、ここで言う作成審査承認という形で、このインプットの適切性をレビューしているということでございます。
4:27:55	はい、わかりましたこれが
4:27:58	先ほどの計画書とかですね、QMS 図書とかD、こういうふうになっているのでこういうふうやってますよと。
4:28:05	ということがわかるように先ほど石原さん言われた解説IIの中に入れといていただければと思います。
4:28:13	日本連盟の方で了解いたしました。
4:28:22	続いて説明を続けさせていただきます。
4:28:25	続いて
4:28:27	なあ。
4:28:28	申請書を作成するための設計の活動ということで、これも同じ教育でございますけど、補足する説明資料の2-5と、
4:28:42	はい。

4:28:48	衛藤。
4:28:52	2-5。
4:28:54	どこがいい。
4:29:06	君の方でいい。
4:29:08	残りました。
4:29:12	大丈夫だな。
4:29:31	今日、
4:29:33	氏原。
4:29:35	大野説明がない。
4:29:37	OKだからこう。
4:29:42	設計はすみません、規制庁コサクです。何か混乱してそうなので、
4:29:47	確認ですけど、今5ってというのは、さっきのインプットだけじゃなくて、そのあとの結果のレビューにも使うようになっていて、
4:29:59	それがその2-7の最初の文に書いてあるような気がするんですけど、
4:30:06	おっしゃる通りでございます設計要求事項検討表、この帳票を用いて、その左に、
4:30:16	アラ-
4:30:18	ポンプ等を明確にして、その要求事項を満たすような設計というものをし、して、
4:30:25	設計のアウトプットを出すというような帳票になってございます。その説明を今
4:30:32	野瀬。
4:30:33	に用いる情報の明確化インプット、あと設計と設計のアウトプット、こういったプロセスを
4:30:43	毒説明後の方で説明しようというふうにちょっと思っておりました。
4:30:47	はい。そうすると、補足説明資料2-7の最初の段落は、2-5に関わる書いてあるべき
4:30:57	それはもともと本文側での引用でいうと、2-5ってというのは、2ヶ所に書いてあって、
4:31:05	インプット側とアウトプットの検証って両方に書いてあるってことなので、2-5の最初にそれをしっかり書いて両面の説明を2-5でできるようにと。
4:31:15	ということでお願いします。
4:31:18	承知いたしました。

4:31:20	はい。規制庁小阪です。その上で2-7はっていうと、それ以外っていうことだと思うので、2-5 との間ケース 2 と V2-7 のやつの関係性を書くようにしてください。
4:31:36	まずは、
4:31:39	要は2-5以外にこういうことの観点からこういうことをやってますよっていうので2-7の導入をしてください。
4:31:48	ご懸念のですね、了解しましたのの方の設計の中で、解析がある場合はこの2-7というような管理をしてますので、そのあたりについて説明を加えるようにいたします。
4:32:00	はい。よろしくお願いします。
4:32:09	はい、上野ですそうっす。続いて2-7 ございますけど、設計検証という実績になりますので、
4:32:19	それと設計図書検証シートというものを使いまして検証している実績になります。
4:32:29	続いて補足説明資料の9、申請書の作成と、というような実績でございます。
4:32:41	ここでは、設計のアウトプットをもとに、事業許可、
4:32:48	事業変更許可申請書を作成すると。
4:32:51	というようなことになります。この許可申請書を作成するにあたっては、
4:32:57	再処理／廃棄物管理事業変更許可申請書の作成フロー。
4:33:03	というものを、こういった
4:33:05	業務を実施する手順を定めておりますので、これに基づいて実施した実績というものを、
4:33:14	次のページに添付させていただいております。
4:33:18	これが再処理廃棄物管理事業変更許可申請の作成フローということで、業務を実施するための手順でございます。
4:33:28	これに基づいて実績として、
4:33:44	今売り出しておりますけどこういった申請書、原案ができた段階で、チェックをするというようなフローに基づいて、
4:33:54	活動してますので、これを申請書を作成したというような実績として、
4:34:02	そして添付させていただいております。
4:34:08	続いて、申請書の承認ということでございます。
4:34:12	申請書の承認にあたっては、最初に安全委員会、
4:34:18	あと品質保安会議に付議して、審議を受けると。
4:34:23	新聞を受けた。
4:34:25	後、

4:34:28	原子力規制委員会への提出手続きの承認を得るということでございますので、
4:34:33	再処理安全委員会後品質保安会議の審議の実績と、あと原子力規制委員会の提出手続きとして、社内の稟議書と、
4:34:45	いうものを、活動の実績のエビデンスとして添付させていただいております。
4:34:59	全景、すいません規制庁コサクです。
4:35:05	作成申請書作成フローを提示いただいたんですけど、すごい形式的なものしか書いてなくて、
4:35:14	内容が適切かっていうのをレビューしてるようにはちょっと見えないんですけど、その点はどうなってるんでしょうか。
4:35:51	日本原燃の宇野です。今映し出してますけど、例えばナンバー4というところに、申請書案の記載の適切性の確認ということで、
4:36:01	こういったところで申請書が適切に作成されているかという観点でチェックをさせていただきます。
4:36:09	すいません。ナンバー4 っていうのが、
4:36:12	010203 と具体化をされているんですけど、
4:36:17	①は出店の話だけで、
4:36:20	記載内容ということにはなっていないくて、
4:36:24	②はより一層で誤字脱字
4:36:27	表現不備、
4:36:29	いう体裁がだけであって、
4:36:37	丸さんもう、
4:36:39	申請書案ない。
4:36:41	表現及び体裁の不整合と言ってて、
4:36:46	とても記載内容が十分になってるか。
4:36:50	という、
4:36:51	ことを審査したように確認したようには見えないんですけど。
4:37:15	はい、二本木西原でございます。ちょっとルールをもう1回確認して、適正化を図る必要があると思います設工認とか他の分類でいくと当然
4:37:27	作成要領があったり、いろんなルールがあった上で、最後のチェック、本当の査読じゃないですけど、言葉としてのチェックっていうのが、
4:37:40	入るっていう最後の段階から、多分このぐらいの話で、その前にレビューがあっっていうところも様式もあったりとかっていろんなレビューチェック検証が入ると比べると、

4:37:52	ちょっと事業変更許可なのになんかちょっとお粗末だなという気はするのでちょっと社内の家、
4:37:58	家計画じゃない社内のちょっとルールも含めて、もう1回ちゃんと見て、正しくものができるかっていう観点で、
4:38:07	ルールのちょっと見直しも含めて考えたいと思います。以上です。
4:38:12	はい。規制庁コサクです。まさにおっしゃる通りで、これはあくまで形式テックの表であって、内容的にはこうやってますっていうのを書いてくれるかなあと思って聞いたんですけど。
4:38:24	敗訴のプロセス、少なくとも事実関係としてこういうことやりましてっていうのは、帳票がないんだったら、最初の説明書きで書いていただいて、
4:38:34	こういうレビューなり、委員会かけてこういう内容でとかっていうふうに言っていたらいいし、
4:38:41	その辺りを、
4:38:43	した上でこれをつけてもらわないって感じですか。よろしくお願ひします。その上で、改善なんか思うところがあれば、キャンプの方もそういうことを書いていただいているので、
4:38:56	書いていただいて、改善に努めていただければと思います。よろしくお願ひします。
4:39:02	はい、宮城西原でございますはい。実態としてやっていることを、まずはちゃんと書くということプラス、ルール化ブルーは形も含めてちょっと改善すべき点があるのであればそこも含めて、
4:39:15	お2人と書くということでさせていただきたいと思います。以上です。
4:39:22	はい。原燃のNOです。
4:39:24	説明を続けさせていただきます。支援における現行については、先ほど補足説明資料2-13で説明をさせていただきましたので、
4:39:36	続いて直接資料3-1ということで、調達管理の方になりさせていただきます。
4:39:44	補足説明資料3-1は、
4:39:49	調達において、供給者に調達管理をお願いする時に、供給者の技術的評価を実施するという活動の実績に
4:40:00	なります。
4:40:03	ここでは、救急車を評価するにあたっては、品質保証能力。
4:40:09	契約履行能力、こういったものが技術的な評価の、
4:40:15	評価基準になってございまして、この評価基準に対して、供給者の技術評価を実施しております。そのエビデンスが次のページでございます。

4:40:30	これは技術審査結果報告書ということでございまして、まずは今回のケースでは、
4:40:40	供給者の
4:40:43	技術的などころの評価として、主管部門である、これは技術部になりますけど、技術部の方でまず評価をして、
4:40:54	その評価結果を下の方に行きまして、資材部の方に評価結果を通知します。資材部の方では、
4:41:06	その技術主幹部署の評価結果も踏まえて、最終的に適宜判定ということで、合格不合格ということで評価をすると。
4:41:17	ということで、実績の説明をさせていただいております。
4:41:24	すいません規制庁コサクです。
4:41:28	とりあえずは説明は進んじゃってはいらんですけど、
4:41:33	2-13、説明しましたのでってということなんですけどやりとりを、
4:41:39	どの程度したか覚えてなくて申し訳ありません。
4:41:49	これわあ、
4:41:52	本来はこの場所でやるべきだったとかっていう話をお聞きをして、
4:41:58	いらんですけど、
4:42:01	なんでこんなことになってるんですかね。
4:42:10	他の活動でもこんな感じなんですか。
4:42:19	はい、乳井西田でございます。
4:42:24	そうではないと言い切りたいところなんですけど、
4:42:29	なぜこうなってるかっていうのが、一つは、個人的に懸念があってまだちょっと社内で議論がうまくできてないんですけど、設計の計画の内容そのものがどこまで、
4:42:42	書かれているか、要は、
4:42:46	ある程度書いてしまうと結局、そこの変更があった場合は変更せざるをえなくなってくるので、そういうその記載の程度感の話もあるのかなと。
4:42:56	今もともとその承認し続けてる計画を見ると、書いてあることは、すごく当たり前のことを書くときいてるだけでこれが計画なのかっていうことが、
4:43:07	そもそもこの計画変更がうまくいかなかった原因ではないかなと思っております。
4:43:12	そこに多分メスを入れないとうまく回らないんじゃないかなと思っております。
4:43:20	規制庁コサクです。

4:43:23	なるほどという感じですね、やっぱ力、正しい形か、正しいというか適切な計画じゃないとうものはうまく回らず、改善もうまくいかずっていうことですね。
4:43:35	でそうすると—どういう計画を立てるべきかっていうところの入口2、
4:43:42	なるんですけど、
4:43:45	そのあたりは何か改善策なり、
4:43:49	考える俎上はできてるんですかね。
4:43:57	はい。日本原燃石原でございます。ちょっと前回もお話したかもしれませんが会社の中には当然良い例もあると思ってまして、
4:44:07	私が所属施設濃縮でいくと、改造計画書という書類を、事業変更許可の前からずっと使い続けてそれを、その段階ごとにどんどんどんどんメッシュを細かく中身を拡充して、編成させてます。
4:44:24	あとはその段階段階で書くべきことは当然頭にあった上で変えていってその中身を書くことによって計画っていうのが、規則要求から踏まえても、あと、こういうことを書かなきゃいけないんだ変形角として設計として書かなきゃいけないんだと。
4:44:42	そういうことが多分あって、濃縮の改造計画の場合は、見れば、これは明らかに検討していくうちに鼠蹊途中での中身がブラッシュアップっていうか、変わってくれば、おのずと変えないといけないっていう状況に、
4:44:56	大分ぐらいの記載になっています。
4:44:59	ていうところを参考にやるのかなっていうのが一つ思っていました。以上です。
4:45:08	はい。規制庁コサクですわかりました。
4:45:13	そうですね。
4:45:15	け。
4:45:16	石原さん言われたようにこの計画書を最終的に、
4:45:20	皆をされたものであっても、
4:45:26	基準が変わりましたので見直しを検討します。だけっていうそれもガイドに基づきみたいになって、いやガイドそのまま使えないでしょうということで、
4:45:37	会合で言われたにもかかわらずみたいなところがあるので、この程度であっても、改善をしなきゃってモチベーションを持ってもらえる。
4:45:48	はずだし、もう少しそれを踏まえてこういう、
4:45:51	ところを検討していくっていうことが書いてあればおのずと変わったし、ということだと思いますので、

4:46:00	考えていってもらえればと思いますけど。
4:46:02	ちょっと脱線して申し訳ないけど、
4:46:06	それを社内に展開していくという確実なものにしていくっていう作業は どういうふうになるもんなんですかね。
4:46:22	野辺の尾野です。今回不即説明資料の中でも改善するということに関して は、紙使用量に登録をしまして、
4:46:34	そこの設計も、ルールを持ってところが品質保証課というところでご ざいますけど、こちらが主体となって、さっき井原も申した通り、模式 事業部とかそういった例も、
4:46:49	参考にしながら、ちょっと改善を図っていきたいと、いうふうに考えて おります。
4:46:55	すいません。
4:46:57	規制庁コサクですけど、品質保証部が改善を検討し、
4:47:05	行くんですか。
4:47:10	日本原燃の野呂です。背のルールを、品質保証部が持っておりますの で、品質保証部が主体となって、事業部の中で、こういった
4:47:22	問題があったのかというところを取りまとめた上で、改善策を取りまと めて、ルールを改正していきたいというふうに考えております。
4:47:36	ルールっていう意味だと、品質II管理の部署がやられるんだと思うん ですけど、
4:47:43	これってルールの問題かっていうところもあってですね。
4:47:47	実施部隊がちゃんとそのルールの意図を理解し、運用していくって いう、
4:47:53	ところだとする等、
4:47:55	運用する人たちがその趣旨をちゃんと理解するような周知活動だっ たり、その具体的なその、
4:48:05	イメージを合わせられるようにテンプレートを作ったり、
4:48:08	或いは参考事例を集めたりっていうようなことで、それを品質管理の人 たちが協力するのもかもしれませんけど、
4:48:18	それぞれがどうあるべきかっていうのは
4:48:21	今あれですかね、この場に品質管理の方がいらっしゃってて、
4:48:27	自分がやることだと思って言ってるっていうことなんですかね。
4:48:33	日本石田でございます今、発言した人間はまさしくそうなので、そう いうつもりでいるということだと思います。おっしゃっていただいでる通 りで、

4:48:44	それを申し込むべきだったのは実際、核となると書こうとするその実際執筆をする部署がその認識を持たなきゃいけないということ等、
4:48:55	あとそれやったらいろんな会議体にかけますので、会議体にかけるときに当然その事務局がいて、こういう書類別の委員会にかけることが本当に妥当なのかっていうのを事前に事務局掛けなけれと、ここまで受けるなっていう部分も含めて全体の枠組みを作っ。
4:49:12	やりました。そういう、多分、枠組みにそのそれぞれの部署の役割を決めてやらないと全体的に良くなるのかなと思います。以上です。
4:49:23	はい。規制庁、古作ですわかりましたそのトリガーを引くのが品質管理部署だという古藤Dで今言われたレビューしてくところにも品質管理して以来、いらっしゃってコメントできる立場にあるということだと思いますので、
4:49:39	ルール化だけじゃなくてですねそれが運用されるようになっていうところの手当をしていくのが一番大事で、ルールでがんじがらめにしてもあんまりいいことないので、
4:49:49	両面考えて対応いただければと思います。
4:49:56	で、それがトリガー引くのは何ですか。
4:49:59	これをキャップに乗せてそれで動くって感じ。
4:50:03	どんなことを考えてます。
4:50:06	日本原燃の毛利です。おっしゃる通りの件までCAPに乗せて、それをトリガーにして、活動していきたいというふうに考えております。
4:50:15	はい。規制庁コサクです。わかりました。
4:50:26	はい。もう減圧続いて、
4:50:29	供給者を選定するというところの実績についてご説明させていただきます。
4:50:34	供給者の選定にあたっては、
4:50:38	調達を主管する箇所の長、いわゆる最初に事業部、
4:50:44	の、
4:50:46	組織が、
4:50:48	指導部に算定の依頼をするというところが、
4:50:54	補足説明資料の3-2でございます。で、
4:50:58	それを受けて視座側が供給者を選定するという実績については、
4:51:03	よく説明資料の3-3でございます。
4:51:07	また応急シャアの、

4:51:10	方から、品質保証計画書を提出させて審査をするという、活動実績もご ざいますので、そのエビデンスとしては、補足説明資料の3-4になり ます。
4:51:24	それを即説明資料の3-2でございますけど、
4:51:28	供給者の選定依頼ということで、
4:51:33	御社の契約業務というのは、社内の業務システムで実施しております資 材契約管理システムになりますけども、その流れというのが概ね①から ④ということで、
4:51:47	契約を請求、この時に使用所を添付して契約を請求します。
4:51:52	見積もり依頼先の選定ということで、これは契約を主管する箇所ってい うことで、資材部門が見積もり依頼先の選定をしまして、
4:52:03	③として、見積もりの受領後価格交渉して、契約決定をするというよう な
4:52:12	プロセス、調達のプロセスになってございます。で、動機①の通りとい うことで、調達をし、する箇所、
4:52:20	いわゆる再処理事務部の主管する箇所が契約を主管する箇所、資材部の 方へ契約請求を行うことによって、供給者の選定依頼が行われるという ことで、
4:52:33	その契約請求の承認実績の画面の写しを実績として添付させていただ いております。
4:52:42	こちらが
4:52:45	取材システムの写しになりますけど、
4:52:49	ちょっと
4:52:53	赤字で補足させていただきましたけど、
4:52:57	こちらに左にちょっと名前入ってます第1章に第2本社ということで、 こちらの調達を主管する箇所の長に、
4:53:07	あります。
4:53:08	右の方に今承認日というふうに書いてございますけど、こちらが契約請 求の商業こうたった日付ということで、
4:53:18	この承認日をもって、このサービス事業部から資材の方に契約請求がさ れたというようなことの実績になってございます。
4:53:31	続いて、
4:53:33	補足説明資料の3-3。
4:53:36	でございます。
4:53:45	こちらは資材部門が救急車を選定するというような実績の説明になります 。今回入力倍する部分に関する業務については、

4:53:56	契約を主管する箇所は、技術評価において評価した評価者を選定したということで、その大きな流れとしては①から④事で、先ほど当間同じような流れでございますけど、
4:54:10	①のその調達スキャンする箇所からの契約請求を受けて、契約を主管する箇所である資材部が供給者の選定を行うといったところのエビデンスを次のページに添付させていただいております。
4:54:31	こちらが災害の業務システムの写しということでございますけど、
4:54:38	左の方に第1承認者第2承認者でございますけどこちらの契約を主管する箇所の長でございます。これ、これも先ほどと同じで右の方に承認日っていうことが、
4:54:51	ございますけど、これが契約を主管する箇所の長が、その見積もり依頼先選定の承認を行ったと、というような日付を指してございます。この処分日をもって、
4:55:03	見積もり依頼が開始され、
4:55:07	と言うような、
4:55:10	エビデンスでございます。
4:55:15	次、
4:55:16	次のページでございますけど、見積もり依頼するにあたっては技術評価をするということでございますけど、こちらの取引先推薦理由というものをこれもハードコピーになってございますけど、
4:55:30	こういった推薦の理由を、
4:55:36	技術評価をしまして、下の方にちょっと書いてございますけど、
4:55:40	有毒ガス防護に関する業務に係る調達における、
4:55:45	推薦取引先の供給者、
4:55:47	この会社に会社名が入ってございまして、当該供給者に対して、技術評価が実施されたと、というようなエビデンスになります。
4:55:58	次のエビデンスでございます。
4:56:12	次は附属説明資料3-4ということで品質、
4:56:17	保証計画書の審査をした。
4:56:21	エビデンスということでございます。
4:56:24	調達において、調達を主管する箇所、最初に事業部側でございますけど、
4:56:30	供給者から提出される品質保証計画書、
4:56:34	の適用届け出っていうものを出していただいて、その中身を確認した上で、品質保証計画書が当該の業務に適用できるということを確認してございます。

4:56:46	その実績のエビデンスがこちらのページでございます。
4:56:50	そういった品質保証計画書の適用届け出というものが、技術課に提出されました、技術課の方ではこの中身が
4:57:00	中身を審査した上で受領するといった実績でございます。
4:57:06	規制庁コサクです。これ表紙しかついてないので中身はわかりませんが、どんな内容ですか。
4:57:18	日本弁明のノーです。
4:57:22	機密保証計画書の中身ということでございますか。
4:57:26	はい。
4:57:30	日本芸能です。
4:57:32	ヒソウショウ計画書、供給者に対して品質保証計画書の
4:57:39	どういったものを要求してるかっていうのは、当社で
4:57:43	共通仕様書の中で、供給者に要求してございまして、
4:57:49	一つはISOの2015、満たすこと。
4:57:54	あと、ジャックヨンイチイチの2011の附属書分という、電気協会が発行している標準品質保証仕様書というのがございまして、
4:58:06	この二つの要求事項を満たすような品質保証計画書というのが、当社の要求事項になってますので、この
4:58:15	今回こちらの会社から提出された検層小計画書の中身は、
4:58:21	青江周防と藤電気協会が発行している演奏補償標準証書を満たす内容になってございます。
4:58:31	はい。規制庁コサクですわかりました。そういったことを251ページに貸し書いており、
4:58:41	日本原燃のです。了解いたしました。
4:58:48	続いて補足説明資料3-5。
4:58:52	エビデンスの説明ということで、
4:58:55	ここでは調達管理として、仕様書の作成をすると。
4:59:00	でしましょう。
4:59:02	の、
4:59:04	作成をするということですので、3の補足説明資料の3-5ということで、今回有毒ガスに関しては、調達を主管する箇所はCSを作成して、
4:59:15	稟議で承認したということで、こちら稟議のエビデンスになりますけど、
4:59:21	こういった稟議の中で、
4:59:25	添付書類っていう形で、
4:59:31	今回の調達において実施する仕様書というものを、

4:59:37	作成して、稟議中で
4:59:41	添付して承認を終えたということになります。こちらが業務委託仕様書のエビデンスになります。
4:59:53	続いて、補足説明資料の3-6でございます。
4:59:58	調達下請け分の検証ということで、調達を主管する箇所の長が調達した役務の検証を行うと。
5:00:08	一般実績でございます。
5:00:12	こちらは、ちょっと薄く主管する箇所は、
5:00:17	調達したい気分が調達物品と受け事項満たしていることを確認するために、仕様書で提出を要求した業務報告書に対して調達した役務の検証を実施したと。
5:00:28	ということで、そのエビデンスを次のページにつけております。
5:00:40	こちらが検収チェックシートっていうふうになってございますけど、
5:00:44	こちらの方とNo. 4でございますけど、仕様書等に記載の当社におき事項がすべて完了報告してますかと、
5:00:54	ことで、こういった
5:00:56	ものって、当社が要求した役務が、
5:01:02	文献事項を満たしていることを検証していると。
5:01:05	ということで、このチェックシートの後ろにこういった業務報告書をつけて、この報告書の内容が仕様書の要求を満たしているかという、ある程度確認してチェックをしてございます。
5:01:24	続いて文章及び記録の管理ということで、
5:01:28	補足説明資料3-7を説明させていただきます。
5:01:33	今回の申請にあたって設計に関わる文章であるとか、記録については、適切に管理をします。
5:01:40	ところでございますけどこの適切に管理をすることに関しては、文書であるとか、記録をファイリングした上で、質問室内のキャビネットに、
5:01:51	保管するということが適切な管理ということでございますので、そういった管理については、井手の分をしておりますので、
5:02:02	そのファイルの実績として、整備要旨をエビデンスとして添付させていただいております。次のページに、エビデンスを添付させていただいております。
5:02:22	映し出しているところで、
5:02:25	保管期間というか期間、
5:02:27	記録の保管期間が空白になってございますけど、

5:02:31	通常の1年3年5年10年前、永遠っていうふうに決め、
5:02:37	ますけど、MMRは社内のルール上ここは空白になると、というようなルールになってございますので、
5:02:47	今回この有毒ガス部門に関する設計の計画というのは、5年放管をするというようなことで、空白になってございます。
5:02:59	それぞれ規制庁コサクですけど前数字入ってませんでした。
5:03:11	前のページの説明。
5:03:14	いや前のページじゃなくて、前回提出されたときに、ビーマディアですね、5年って書いてありましたね。そのあと確か議論をして年に直しましたということです。はい。
5:03:27	はい。規制庁コサクです。
5:03:30	そういうのはちゃんと説明してくださいねということと、
5:03:33	何でそういう状況になっちゃってたんでしょうか。
5:03:43	日本原燃スモモザワです。この設計を主管する箇所であります技術課ちょっと今おりませんが聞いたと聞いた内容でいきますと、途中
5:03:56	まだしか仮品として硬いのローカルな保管管理として、前回お示ししましたエビデンスの5年でしたか、エビデンスの
5:04:07	Φず首尾整備用地として管理してたということです。で今回実際にし、最後、社外の資料センターというところに正式に登録するにあたり、この設計監理料を定める。
5:04:19	永年というところに更新したという形になります。なぜこのタイミングでということですが、今回補正申請というところまできておそらくおそろくといえますかやることが、
5:04:34	ある程度見えてきましたので、資料として一式まとまったところとして一式まとまったというところで、社内の資料センターに登録するというタイミングで、今回の
5:04:45	全然、前回のヒアリングで
5:04:48	ここにお示ししておりました5年というところから、更新して社内の正式な登録10年カート永年という形で、種登録し直したというのが現状ということです。
5:05:02	はい。規制庁コサクですけど、念のためですけど、
5:05:06	当然か5年で印字されたものってというのは、仮に2、
5:05:14	置いとくためのものとして、
5:05:17	暫定的に作ったものってことですかね。それとも5年の保存で検討中の書類とかがあってことですかね。

5:05:26	日本原燃瀬谷でございます。金井でローカルに保管している状態でいきますと、あの紙しか仮品でまず暫定という扱いになると思ってます。資料センターに、
5:05:37	中央として登録する時に、ルールに従った、適切な期間に設定をするということです。以上です。
5:05:46	はい、わかりました。
5:05:52	日本原燃の
5:05:54	宗です。説明を続けさせていただきます。最後になりますけど不適合の管理ということで、こちらは先ほど補足説明資料3-9で説明をさせていただきました、
5:06:06	内容になりますので、説明は割愛させていただきます。
5:06:12	全体を通して実績の年数に関する説明は以上になります。
5:06:22	はい。規制庁コサクです。わかりました大分その説明の部分不足してる所とかご理解いただけたと思いますので、整理をしといてください。あと、大分不
5:06:33	文があったという言い過ぎかもしれませんが、あまり
5:06:37	的確でないとか効果的でない運用してる部分というのが、QMSとしてあるべき、効果的な活動になるようにと。
5:06:46	ということでの改善を、よろしく申し上げます。以上です。
5:06:52	日本原電の井手氏、承知いたしました。
5:06:58	減少規制庁から質問等ございませんでしょうか。
5:07:05	なければ最後に振り返りをいたしましょう。
5:07:10	何やってるんじゃない。いやいや、
5:07:13	まだ最低限、スケジュール、はい。帰りは何か事細かに的なの気がする。
5:07:18	伝わったかって言うと、
5:07:21	はい、わかりましたそれでは日本原燃から今後のスケジュール等
5:07:25	教えていただけますでしょうか。
5:07:29	はい、乳井西田でございます。今日、誘導クラスについては、本部全部含めて記載をご確認いただきましたあと共用も含めて、
5:07:41	全体適切に社内で修正をしたものとして、補正を20日に補正をするように、手続きを進めさせていただきたいと思っておりますのでございました。以上です。
5:07:54	ありがとうございます。
5:07:56	規制庁、加地です。22日の前に11日に整備資料が設置されたりしますかね。
5:08:04	はい、二本木西原でございます。

5:08:08	そうですね。さっきのやつでの修正したものの岩井す版を、
5:08:17	明日出さないとあれですね、何か。
5:08:21	はい。
5:08:22	ですね。はい、そうさせていただきます。はい。細かなやつとかワーワー補正と同時なりを補正後に出されても別に構わないんですけど、
5:08:34	主要なところは明日よろしく申し上げます。
5:08:39	はい、乳井エリアでございますはい特に有毒ガスの最初の9条から始まった本体ものは頭ん共用ですね、の部分の整理した表のパッケージの分も含めて、
5:08:51	主要な部分は明日出させていただくように調整させていただきます。以上です。
5:08:57	ありがとうございます。
5:08:59	それでは本日予定した議題は以上となりますが、規制庁から何か連絡事項ありますでしょうか。
5:09:07	二本木が連絡事項ありますでしたらヒアリング、ちょっとそれも気になる。
5:09:13	明日のヒアリング、明日のヒアリングっていうか広く、全部今日で終わったのでなしということで、というのを一応連絡しておきます。
5:09:24	他にもなければヒアリング終了としようと思いますでしょうか。しようと思いますがどういかがでしょうか。
5:09:31	はい。日本原燃西原でございますはい長い間ありがとうございました。
5:09:36	明日はなしということで了解いたしましたり、認識しましたのははい。はい。ありがとうございます。それではヒアリング終了します。お疲れ様でした。お疲れ様です。